

14. 4-712



1200501208223

14.4

712



始



3.10.8

昭和三年版

第二次
水產年鑑

帝國水產會

水産業の近代的産業組織化
「海から食膳へ」の理想の完成

(資本金 壹千五百萬圓)

◎ 共同漁業株式會社

本社	神戸市古湊通四丁目
營業所	下關市岬之町
事務所	東京市丸ビル八階
荷捌所	大阪市堂ビル六階
	大阪市北區堂島中二丁目

昭和三年版



水産年鑑



帝國水産會編纂

14.4-712

卷頭言

世界の水産國と稱せられて居る我が國で、國內の水産事情が、案外、一般に知られて居ないことは、種々の理由はあるにしても、畢竟、これを概観するに適當な、文獻に乏しいからではあるまいか。

本會は、聊か、其の闕を補はんが爲め、大正十四年に『水産年鑑』なるものを創刊し、江湖の一瞥を促がしたのであつたが、今回『第二次水産年鑑』を公刊し、本邦水産事情の全局を展開するに努めたのである。斯業の紹介に、聊かでも貢獻し得れば望外の幸である。

昭和三年七月中旬

帝國水産會



水産年鑑



凡例

- 一、本書は、「昭和元年(大正十五年)」の事實を基本としたものである。従て、本書中特に明記なきものは、凡て、同年中又は年末の事實である。
- 一、水産に関する統計として最も權威あるものは、「農林統計」「商工統計」中の記載であらう。これらの最近版に掲げてあるものは、何れも昭和元年(大正十五年)の事實であるが、本書には殆んど其の全部を収載してあるのである。
- 一、其他の資料でも、苟くも最新、最近の事實を掲記したものは、本書中に網羅せんことを期したから、最近の水産年鑑たるに背かぬ積である。
- 一、本書の内容たる事項の取捨配列は、大體、大正十四年版に準據することにした。
- 一、本書中「大正十五年」とすべきを、便宜に従ひ、一々明記せず。單に「昭和元年」としたるものあり。讀者の留意を望む。
- 一、本書編纂に方り、資料の提供其他に就き、各方面の多大の援助を受けたことは勿論である。茲に特筆して感謝の意を表する次第である。

目次

卷頭言	凡例	第一編 總記	本邦水産業の大觀	最近に於ける水産界	(附)世界の水産業の大勢	第二編 水産行政	水産の行政機關	農林省水産局	地方廳の水産事務	道府縣水産事務所屬及現在主任官	水産の試験機關	農林省水産講習所	地方水産試験場	水産の政費	國費	中央政費	地方政費		
水産關係の國庫歳入	地方費	地方費と水産	現行水産關係法令及條約一覽	(附)日本の國富 新日露漁業條約の要領	第三編 水産教育	水産教育の概要	水産の學校	大學	專門學校	水産學校	水産補習學校	小學校と水産教育	中學校と水産教育	高等女學校と水産教育	師範學校及高等師範學校と水産教育	高等學校と水産教育	水産の講習所	農林省水産講習所	地方水産講習所
水産に関する新聞雜誌(附)	第四編 水産團體	水産會法に依る水産會	制度の概要	帝國水産會	道府縣水産會	郡市水産會	民法に依る公益法人	其他の公益團體	漁業法に依る水産組合	制度の概要	地區二府縣以上に跨る水産組合	其他の水産組合	水産組合聯合會	外國領海水産組合法に依る水産組合	制度の概要	露領水産組合			
漁業組合	制度の概要	漁業組合及同聯合會(組合員數別)	漁業組合及同聯合會(共同施設事業別)	優良漁業組合	漁業組合低利資金供給狀況	漁業共同施設奨勵の概況	同業組合	制度の概要	重要物産同業組合法に依る同業組合及同聯合會	準則同業組合	第五編 魚市場	東京の魚市場	大阪の魚市場	名古屋の魚市場	神戸の魚市場	長崎の魚市場			

目次

一

福岡の魚市場	二二
仙臺の魚市場	二三
廣島の魚市場	二三
横濱の魚市場	二三
中央卸賣市場	二四
全國魚市場	二六
全國水産物共同販賣所	二六
第六編 水産會社、工場及金融	二二
水産會社	二三
概説	二三
水産會社の現況	二三
水産會社の數	二四
水産會社の資本金	二七
昭和元年に於ける新設水産會社	二三
重なる水産會社	二三
水産工場	二三
概説	二二
水産關係工場	二二
の馬力數	二四
事業別原動機數及實馬力數	二四
續詰織詰製造業	二四
水産品製造業	二四
製氷業	二五
重なる漁船發動機工場	二七
水産金融	二九
概説	二九
水産の金融機關	二九
特殊銀行	二五
特殊銀行に於ける水産資金供給狀況	二五
第七編 漁業總記	二五
海況及漁場	二五
沿岸線及海柵面積	二五
重要漁場及其の推移	二五
湖沼及河川	二五
湖沼	二五
全國湖沼一覽表	二五
河川	二五
全國河川一覽表	二五
漁港	二五
地方費經營漁港々數及工事費	二六
國庫補助漁港々數及工事費	二六
漁港復興助成費	二六
國庫補助漁港工事費及補助額年度割	二六
漁獲統計	二六
第八編 漁船及遭難	二九
漁船	二九
漁船一覽表	二九
遭難漁船	二九
遭難漁船及遭難死傷者累年比較	二九
遭難漁船	二九
遭難漁船乗組員	二九
遭難漁船損害高	二九
第九編 水産業者	二九
第一回國勢調査の概観と水産業者	二九
農林統計の水産業者	二九
漁業労働者	二九
海外在住の水産業者	二九
第十編 漁業の免許及許可	二九
制度の概説	二九
免許漁業の現況	二九
種類別漁業權件數表	二九

府縣別漁業權件數表	二二
免許漁業に關する手數料及登録稅	二二
許可漁業の現況	二二
捕鯨業	二二
「トロール」漁業	二二
機船底曳網漁業	二二
蟹工船漁業	二二
第十一編 遠洋漁業及海獸獵業附養狐業	二二
遠洋漁業沿革の概要	二二
遠洋漁業の獎勵	二二
遠洋漁業獎勵法の沿革	二二
現行獎勵法の概要	二二
遠洋漁業の統計	二二
漁船及漁獲高統計	二二
海獸獵業	二二
鰐虎	二二
腹胎獸	二九
海獸	二九
養狐業	二九
第十二編 水産増殖	二九
鹹水増殖の概況	二九
淡水増殖の概況	二九
水産増殖業者	二九
水産増殖生産狀況	二九
水産増殖利用可能の水面	二九
水産増殖統計	二九
水産増殖獎勵の概況	二九
(附)水質保護問題	二九
第十三編 水産製造、貿易及冷蔵	二九
水産製造	二九
概説	二九
水産製造の現況	二九
水産製造統計	二九
水産貿易	二九
輸出貿易	二九
水産物輸出額	二九
國別輸出狀況	二九
輸入貿易	二九
水産物輸入額	二九
水産冷蔵事業	二九
獎勵の概況	二九
冷蔵運搬業の概況	二九
冷蔵運搬船	二九
冷蔵貨車	二九
冷蔵庫業	二九
貯氷庫	二九
製氷業	二九
第十四編 樺太、朝鮮、臺灣及關東州、露領漁業	二九
樺太	二九
概説	二九
漁業の概況	二九
水産増殖の概況	二九
水産製造の概況	二九
水産物統計	二九
朝鮮	二九
概説	二九
漁業の概要	二九
水産増殖の概況	二九
水産製造の概況	二九
臺灣	二九
概説	二九
漁業の概況	二九
水産製造の概況	二九
水産増殖概況	二九
關東州	二九
概説	二九
漁業の概況	二九
露領漁業	二九
(附)ソヴェト・ロシアの水産	二九
(目次終)	二九

第一編 總

記



池貝鐵工所

東京・芝區・本芝

● ●
ディーゼル機関
無氣直接噴油ディーゼル機関

● ●
無注水重油機関
ガンリン機関

第二次水産年鑑

帝國水産會編纂

第一編 總記

本邦水産業の大觀

▲本邦産業上に於ける水産

水産は、我が國主要産業の一であることは、いふまでもない事實であるが、それは我が國の環境が四面環海と謂はれて居ることに照應するものである。試に、次の數字を一瞥するであらう。

米	一、八五、九六、六七〇
其他農産	九、一、九、〇九〇
蠶絲	八〇、九、七、〇六
水産	四、七、七、一、四三
鑛産	三、四、四、〇〇〇
林産	三、三、一、六、九四
畜産	三、三、二、四、七五

(註) 鑛産は大正十四年、其他は昭和元年の事實で、前者は商工統計、

第一編 總記 本邦水産業の大觀

後者は農林統計に據る。この數字から見ても明かな如く、水産は米蠶絲、其他農産には及ばないけれども、鑛産、林産、畜産を凌駕して居るのである。我が國の生活必需品中で、海外の輸入に待たねばならぬものが多い間に、水産だけは現在自給自足であり、否な寧ろ其の剩れを海外に輸出さへもして居る。而かも、海中資源の豊富を以て稱せられて居る位であるから、今後益々生産の増加を期し得ることも亦疑を容れないのである。

▲國際的に觀たる本邦の水産

然らば、國際的に觀たる我が國の水産の地位は如何であるかといふに、其の漁獲の量及價額に於て、其の利用の普及發達の状況に於て、何れの國も追隨し得ない眞に世界第一の水産國と謂ふてよいのである。何事にも、世界第一を目標として居る北米合衆國の如きも、水産だけでは、到底、我が國と比肩し得べくもないことは、次の數字

が何よりも雄辯に物語つて居る。

日本(内地)	二、七五、〇〇〇	五、〇、九、〇〇〇
英 本 國	一、一〇五、〇〇〇	三、〇、四、七〇、〇〇〇
米 國	一、三、五、〇〇〇	一、四、〇、三、四、〇〇〇
ノルウェイ	六、七、〇〇〇	一、〇、〇、七、〇〇〇
カナダ及新著島	七、五、〇〇〇	七、一、四、〇〇〇

(註) この數字は、『國際水産統計』(昭和二年版)に據る。

▲最近の本邦の水産

本邦水産の最近の情況に就ては、『第三次農林統計』に掲ぐる昭和元年(大正十五年)の事實を掲出するを便宜とせん。今、項を分かち、左に摘記することとす。

(一)水産業者
昭和元年末に於て、水産業即ち漁撈、養殖、製造に従事する者の數は一、四五一、〇四〇人にして、前年に比し、二六、三四〇人(二分)を増加した。其の内容を示すと左の如くなる。

男女別

男 一、七〇、二七八 (八割一分)
女 三六〇、八三三 (一割九分)

業主被用者別
業主 六八、五七七 (四割三分)
被用者 八三三、四四三 (五割七分)

本業副業別
本業 四〇、七三三 (五割一分)
副業 七二〇、三三六 (四割九分)

業種別
漁撈 一、一三三、四四五 (七割七分)
養殖 一〇三、五五九 (七 分)
製造 三三六、〇四七 (一割六分)

これを地方別に観ると北海道の一八二、五〇九人を最多とし、長崎の一五、四七〇人之に次ぎ、千葉、鹿兒島、山口、三重、静岡、青森、熊本、愛媛、大分は何れも四萬人以上である。

(二)漁船

漁船總數の昭和元年末現在には三五〇、九四三八隻で、内動力附のもの一五、九一二隻(五分)、動力を有せざるもの三三五、〇三一(九割五分)である。これを前年に比すれば五、九七七隻(二分)を減少して居る。又、地方別に於ては、北海道の五八、六〇三隻第一位に居り、長崎、愛媛、山口、千葉、三重、廣島、兵庫等は各一々萬隻以上を有す。

す。

(三)沿岸漁獲物
昭和元年に於ける内地沿岸の漁獲物の總價額二二七、二九一、五四〇圓で、前年に比し三一、一五七、二二〇圓(一割四分)を減じて居る。其の大別左の如し、

魚類 四二七、三三三、一六九、五〇〇、九七七(割五分)
貝類 一四、五四、五五九、二、八四七、五五五(分)
藻類 一四、四六、三三九、一五、五四、五八七(分)
其他 四、六〇、九四五、三〇、三六、四三(割三分)

(四)水産養殖

水産養殖場數は一一九、七七七、同養殖面積は一六七、六三六、一五四坪であるが、收穫高は一七、二八一、六二六圓である。これを前年に比すれば養殖場數に於て一〇、六一九(一割)を増加し、面積に於て二、三、八三四、五七一坪(一割二分)を減じ、收穫高に於て九〇二、〇七八圓を減少した。

地方別に観れば、東京の四、二二一、四〇一圓首位を占め、愛知、静岡、千葉、三重、廣島の諸地方之に亞ぐ。

(五)水産製造物

水産製造物の總價額一八三、八四三、一一一圓で、これを大別すれば、次の如し。

食料 六三、四三三、六一、四四三、三三(八割二分)
肥料 六〇、七〇一、五〇三、三九、八〇〇、四九(一割六分)
魚油 六、九六五、七九七、三、四三三、七四(二分)
澱海苔 三、九六、七四四、一、〇七〇、七三(一分)

次に、地方別に就て観れば、産額の最も多きは、北海道の五三、七八五、三八一圓で總價額の三割を占め、静岡の一三、〇四九、六二八圓之に亞ぎ、東京、岩手、鹿兒島、長崎、山口、宮城、千葉等之に亞ぐ。

(六)遠洋漁業

昭和元年に於ける内地沖合遠洋漁業は、漁船 七、七六隻
乗組員 一〇、一九六八
漁獲高 八二、四三三、三六六圓

を算す。これを前年に比すれば、漁船數に於て五六三隻(八分)を、乗組員に於て五、三五二隻(五分)を、漁獲高に於て一、三、一五〇、八八〇圓(一割八分)を何れも増加して居る。遠洋漁業に在りては、使用漁船の大部分は動力附漁船に屬し總數の九割に當る。

露領沿海州、堪察加、薩哈連州に於ける當年の遠洋漁業は漁獲高六三〇、五六一石罐詰製造高九七五、〇六三兩であるが、前年に比すれば、前者に於て三七七、九七〇石、後者に於て三四四、三〇二兩を何れも増加がして居る。

汽船捕鯨業の漁獲高は總頭數 一、八六八頭總價額二、一一六、八七七圓で、前年に比し頭數に於て二八〇頭、價額に於て一八三、〇三三圓(一割)を増加す。
汽船トロール漁業では、漁獲高一、二、一四九、二〇七貫、價額九、〇七七、〇九九圓で前年に比すれば數量に於て一、六一六、四〇〇貫を増加せるも價額に於て一七、三六三圓を減少して居る。

最近に於ける水産界

—大正十五年以降に於ける—

▲水産當局の更迭

昭和二年五月二十四日農林部内局課長の大異動が行はれ、其の結果として、水産局長松村眞一郎氏は農務局長に、水産課長三宅發士郎氏は山林局公私林課長に轉じ、文書課長長瀬貞一氏新に水産局長に任ぜられ山林局公私林課長佐藤百喜氏は漁政課長に漁政課長大濱喜一郎氏は水産課長を命ぜられた。

▲法令の改廢

大正十五年以降に於て改廢せられた法令

第一編 總記 最近に於ける水産界

中、法律に在りては日本勸業銀行及農工銀行法の一部が改正せられて、(大正十五年三月)漁業組合及聯合會に對し手形割引及當座貸越の途が開かれたこと關稅定率法別表の改正に伴ひ(同上)、鮮魚輸入稅從價三割を一割に低下せるの外一律に魚介輸入稅を低減したこと並に尼港事件及オコツク事變の損害救恤の法律の公布に依り(同上)、救恤金の交付を見るに至つたこととは其の重要なものである。

勅令としては、關東州水産會令(大正十五年五月)及水産會法を樺太に施行するの件(昭和二年六月)の公布に依り關東州及樺太に系統的水産會の實現を見るに至つた。また、漁業用發動機檢査手数料令の公布(大正十五年六月)は、漁業用發動機檢査開始の前提である。漁業出願手数料に關する勅令の改正(昭和二年十一月)は、出願手数料を増率したのである。

農林省令としては、大正十五年中の水産増殖獎勵規則、漁業用發動機檢査規則の公布は新施設に伴ふものであり、漁業法施行規則の改正(第四十三條の改正)は那役所廢止の結果である。昭和二年中の瀬戸内海漁業取締の舊農商務省令の改正は、多年の懸案たる「オボコ」掛漁業禁止の撤廢を斷行せ

るもので、蟹工船漁業取締規則の改正は、許可船數を十八隻以内に限定せるものである。

▲條約改訂問題

最近に於て、水産關係條約の改訂に迫られたものは、日露漁業協約と臘胸獸保護條約とであつた。然るに、前者は、種々の曲折を経たといへ昭和三年一月二十三日正式調印を見、本文起草の際には、批准手續中である。後者は、本邦政府の改訂會議開催の提議が米國政府の容るる所とならず反て米國政府が共同調査委員會の設置の提案を爲し來り、本邦政府は之に同意することに決定したけれども、目下其の結果を詳かにせず。

▲政府の新施設

政府は、水産に關する施設を擴張するの意圖を數次聲明したけれども、議會の解散等により、未だ多く實現を見るに至らず。尤も最近に於ける新施設として、特に注目値するものは左の如し。

- (一)人口食糧調査會に於ける水産部會の設置
- (二)水産補習教育に對する國庫補助(年

額十萬圓)

- (三)水産増殖獎勵計畫の實施
- (四)漁船發動機検査の開始
- (五)遼河魚類の保護調査
- (六)漁船事務所管の決定(農林省に決定)
- (七)漁船保險調査の著手
- (八)蟹工船漁業取締方針の改定(許可船數制限)
- (九)簡保積立金を水産會に貸付開始
- (十)漁業組合に對する低資貸付額の増加

▲國際會議

大正十五年以降の國際會議中、水産に關する重なるものは大正十五年に於ては米國ワシントンに開催された水質汚濁防止會議(六月八日開會)とエジプトのカイロに開催された國際航海會議(十二月九日より十三日間)で、前者には農林省徳久技師、後者には同關口技師出席した。同年十月三十日より十一月十一日まで東京で開催された第三回汎太平洋學術會議は、本邦で開かれた國際會議として最も注目すべきものであつた。

昭和三年四月九日から十三日間伊國ローマで開かれた國際冷凍會議には、農林省高島技師が出席した。

▲水産團體の成立

大正十五年以降、水産團體の創立せられたるもの多く、同年中に成立したものとしては村上男爵を中心とする水産協會、水産技術官の主旨に係る水政會、水産關係の貴族兩院議員の團結より成れる水政俱樂部、定置漁業の改良を標榜せる日本定置漁業研究會等がある。同年關東州水産組合が改定せられて、新に關東州水産會の成立を見た。昭和二年に入りて、社団法人日本續結協會日本發動機協會、漁業組合中央會等相前後して成立を告げ、昭和三年に入りて、總選舉の結果に鑑み言論の發達を圖るの必要ありとし、水産新興會の出現を見るに至つたのである。

▲叙勳及表彰

昭和二年に於て、水産業の功勞を録せられ御本幸吉(十月十三日)、石垣隈太郎(九月六日)の兩氏相前後して、勳四等に叙せられ瑞寶章を授けられたことは、獨り兩氏のみの光榮ではあるまい。

昭和三年に於て、青森縣河野榮一郎氏は父榮藏氏の水産業其他の功績に對し勳定の藍綬褒章に附すべき飾盤を下付せられたことも逸すべからざることである。

▲兩水産會役員の異動

帝國水産會の正副會長は、昭和二年一月の通常總會に於て改選せられ會長には前副會長男爵村上隆吉、副會長には小池仁郎、青山憲三の諸氏當選就任した。大日本會に於ては昭和三年五月の通常總會に方り會長牧村眞氏は副總裁に、監事下啓助氏は顧問に推薦せられ、會長の後任には理事互選の結果副會長伊谷以知二郎氏當選就任した。

▲學界消息

本邦水産學界の泰斗たる東京帝國大學農學部水産學科主任教授岸上謙吉氏は、昭和三年三月を以て官職を辭任せられた。

最近に於て、水産の學術に關し學位を授與せられた人々は、北海道帝國大學水産專門部教授西村眞琴(理學博士)、水産講習所教授田内森三郎、同講師大谷武夫、東京帝國大學助教授兩宮育作の諸氏(農學博士)である。

▲人口食糧調査會の經過

人口食糧問題調査會の設置に方り、當初の計畫を變更して、農畜畜産の兩部會の外水産部會を設置することとなり、其の委員

より小鮎の大規模移殖を實施した。

▲哀悼錄

大正十五年一月以降に於て物故せられた水産界知名の人々を想ひ出したままを記せば左の如し。

帝國水産會特別議員	山脇 宗次
同 議員(青森)	河野 榮藏
同 豫備議員(秋田)	日沼勇之助
農林技師(速鳥丸乘組中)	黒田九萬男
前帝國水産會々長(前伯爵)	吉井 幸藏
徳島縣水産會々長	由岐玄次郎
熊本縣同副會長	榎垣喜馬太郎
北海道大學水産專門部教授	野澤俊次郎
勳四等(三會堂建設費寄附篤志家)	石垣隈太郎
山脇氏は、前農商務技師日本水産會社長として令名があり、吉井氏は本邦水産救濟事業の泰斗であつた。黒田野澤兩氏は共に、北洋漁業の權威者、河野、由岐、榎垣の諸氏は、何れも縣政の重鎮また地方水産業の功勞者であつた。	

及臨時委員には斯界の代表者として村上帝國水産會會長、牧大日本水産會會長、堤清六、鈴木三郎助の諸氏が選任せられ、昭和二年九月二十日第一回總會を開催委員の部屬其他を決定、爾來數次委員會を開催せられたが、中央卸賣市場問題、日露漁業條約改訂問題、漁業基本調査問題等審議せられたが未だ、答申案の決定を見るに至らない。

▲中央卸賣市場問題

京都市の中央卸賣市場の工事成り、昭和二年末に於て開場するに方り、卸賣人を單一會社とせるに對して、生産者側の反對勃發し、一時同市場の開設不能を傳へられしも、京都府知事の斡旋に依り、妥協成立し一應の解決を告げたけれども、京都市以外に就ては、今後の問題として保留せられて居る。尤も、商工省としては、各地の状況に應じ、必ずしも、卸賣業者の單數を固執せずと聲明して居る。

▲蟹工船漁業の合同

蟹工船漁業の勃興に伴ひ、其の製品販路の維持の爲め、オーブニング・ブライスの制を採り販賣協定を實行しつゝあつたが、更に進んで企業間の合同を行ふを得策とし、水

▲水電問題と漁業

近來、水力電氣事業の普及に伴ひ、河川漁業との關係漸く紛糾の傾向あるに鑑み、農林省に於て昭和二年度より遼河魚類保護調査の爲め、專任の職員を増置し、積極的方針を以て解決に努めつゝあり。又、電氣業者の團體たる電氣協會に於ては、關係當局の諒解を得て、農林、内務、逓信三省關係官並帝水、大水兩代表者と會し、數次協議する所がなつた。

▲小鮎の大移殖

水電問題に刺戟せられ、河川魚族の積極的増殖を講ずるの急を認めつゝありし際、琵琶湖の小鮎を移殖するの可能且有望なるを認められ、昭和二年及三年に涉り、東京埼玉、群馬、山梨等の諸縣は滋賀縣水産試験場及帝國水産會の斡旋に依り、滋賀縣下

世界の水産業の大勢

(米國水産局調査)

國名	從業員	漁船	漁獲高
南亞聯邦
アルジェリア
アルジェンチナ
濠州
白耳
カナ
チリ
支那及日本以外の
亞細亞諸國
丁抹
埃及
英國
フアロー
フアロー
フィンランド
佛領印度支那
ド
希臘
オランダ
氷島
印度、波斯、其他

國名	從業員	漁船	漁獲高
愛國
伊太利
日本(朝鮮を除く)
新西蘭
新西蘭
那威
葡萄牙
羅馬尼亞
口馬
蘇羅
暹羅
南米中米西印度諸島
西班牙
瑞典
米國(アラスカ共)
米國沿岸諸領
ユゴスラヴィア
其他共合計

(イ)は市販に供せられたる産額である。
(ロ)は推算額を示す。

第二編 水産行政

第二編 水産行政

水産の行政機関

我が國に於ける水産の行政事務はこれを中央及地方事務の二つに分かつを得べく中央に於ける事務は、從來、農商務省水産局の所管であつたが、大正十四年四月農林、商工兩省の分立に伴ひ、爾來農林省水産局の管掌する所である。

地方に屬する事務は、別に獨立の官署を置かず。地方廳の管轄に屬し、内務部の水産課、水産課の設けなきものは産業課其他の分課に於て取扱ふ。又地方廳は、各地に於ける斯業の指導獎勵の必要上、地方費を以て水産試験場講習所を設け又は水産學校を設立して居り、中央に在りては、農林省所屬の水産講習所を置き、水産に關する試験調査並講習事業を行はしめつゝあるのである。

農林省

農林省官制(大正十四年三月三十日)に依れば、農林大臣は農林、水産、畜産及米穀法施行に關する事務を、管理するものなるが、所管の産業行政を掌理するがため、水産、農務、山林、畜産、蠶絲の五局を置き、水産局は水産に關する事項を掌るのである。

水産局

東京麹町區大手町
農林省內

(一)水産局の沿革

中央府に於ける水産事務は、當初内務省農務の所管たりしが、後、農商務省の獨立に伴ひ、水産事務も亦同省の所管に移り同省農務局に水産課を置きて、斯業に關する施設に努めたのであつた。

明治十八年二月農商務省農務局の水産課を獨立せしめ、水産局の設置を見るに至つたのである。然るに、明治二十三年五月庶政改革に伴ひ、水産局廢止の厄に遭つたが同三十年六月農商務省の官制を改正して、

水産局を再興し、大正十四年四月一日農林、商工二省に分立するや、水産局は農林省所屬となり今日に至つた。

(二)歴代の水産局長

明治十八年創めて水産局を置かるや、奥青輔氏局長に任せられ、同三十年再興後藤田四郎、葦原清風、竹内正志、牧朴眞、神山開次、道家齊、松崎壽三、鶴見左吉雄村上隆吉、三井米松の諸氏相踵で局長たり。大正十四年四月一日農林、商工兩省の分立に除し商務局長松村眞一郎氏の轉任を昭和二年四月一日局長の大更迭に伴ひ大臣官房文書課長長瀬貞一氏そのあとを襲ひ水産局長に新任せられ、今日に及ぶ。

(三)所管事項と分課

水産局には、最近漁政、水産、北洋の三課を置きしが、大正十三年末、行政整理の結果、北洋課の事務は漁政課に合併して之を廢止し、目下の分課及其の所管事項左の如くである。

▲漁政課

- (1) 漁業取締に關する事項
- (2) 水産會、漁業組合及同業組合に關す

- る事項
- (3) 専用漁業に関する事項
- (4) 訴願、訴訟に關する事項
- (5) 漁業登録令に依る登録の申請又は囑託書の接受及登録に關する事項
- (6) 日露漁業協約並に露領水産組合に關する事項

- ▲水産課
- (1) 遠洋漁業の指導獎勵に關する事項
- (2) 水産冷蔵獎勵に關する事項
- (3) 前二號の外水産業の改良に關する事項
- (4) 漁港に關する事項
- (5) 臘豚獸保護に關する事項
- (6) 水産講習所並地方水産試験場及講習所に關する事項

農林省職員

- 大臣 山本 悌二郎
- 政務次官 東 壽武
- 次官 阿部 重政
- 參事 砂田 重政
- 大臣官房 秘書課 武田 德三郎
- 秘書官 細川 利壽

- 文書課長 村上 龍太郎
- 農林書記官 統計課長 村上 龍太郎
- (兼) 會計課長 井野 碩哉
- 農林書記官 井野 碩哉

水産局職員(昭和三年五月一日現在)

- 局長 長瀬 貞一
- 漁政課長 佐藤 百喜
- 農林書記官 水産課長 大濱 喜一郎
- 農林書記官 職員 井出 正孝
- (兼) 水産講習所教授 梶原 茂嘉
- (兼) 農林技師 岡村 金太郎
- (兼) 水産講習所技師 妹尾 秀實
- (同) 同 星野 三郎
- (同) 同 梶山 英二
- (同) 同 成松 德一郎
- (同) 同 德久 三種
- (同) 同 柴戸 雅一
- (同) 同 木村 金太郎
- (同) 水産講習所教授 太田 康治

- (同) 選信技師 江 副孝夫
- (同) 同 叶 重松
- (同) 同 鶴 見嘉一
- (同) 選信技師 江 副元三
- (同) 水産講習所技師 淺田 守智
- (同) 選信技師 田中 耕之助
- (同) 選信技師 松岡 圭介
- 専用漁業免許處分調査臨時職員 事務官(兼) 細川 利壽

- 海外漁業調査臨時職員 技師 越田 德次郎
- (海外出張中) 戸井 田二郎
- 藤田 要太郎

- 臘豚獸保護臨時職員 技師 武富 榮一
- 石野 敬之
- 高山 伊太郎

- 遠洋漁業獎勵臨時職員 技師 下田 奎一
- 春日 信市
- 長田 景貞
- 堀江 武夫

- (兼) 水産講習所技師 堀江 武夫

- 漁業組合改良獎勵臨時職員 事務官 橋本 實斐

- 水産増殖臨時職員 技師 太田 康治

- 漁港修築ノ獎勵臨時職員 技師 關口 四郎

- 遼河魚類保護調査臨時職員 技師 鴨脚 七郎

- 水産冷蔵獎勵臨時職員 技師 高島 三郎

- 遼河魚類保護調査臨時職員 技師 兒玉 誠

- 沿岸漁場整理臨時職員 技師 宮田 彌治郎

- 遼河魚類保護調査臨時職員 技師 兒玉 誠

- 漁業共同施設獎勵臨時職員 技師 與儀 喜宣

- 遼河魚類保護調査臨時職員 技師 兒玉 誠

地方廳・水産事務

地方廳に於ける水産事務は内務部、北海道は産業部の所管に歸したのである。尤も其の分課上に於ける所屬は區々であるが、特に水産課を設くるは北海道、愛知、神奈川、静岡、福岡、高知、宮城で、分課の名稱中水産を標榜せるものとしては、長崎、石川、千葉各縣の商工水産課、和歌山縣の農漁課を擧ぐる事が出来る。其他の地方は、或は

- (1) 専用漁業以外の各種漁業免許及其の登録事務(漁業法)
- (2) 機船底曳網漁業の許可及取締(機船底曳網漁業取締規則)
- (3) 漁業取締に關する廳府縣令の發布及其の施行(漁業法)
- (4) 漁業組合及同聯合會の設立許可其他監督(漁業法)
- (5) 水産會法に依る郡市水産會の設立認可並府縣水産會及郡市水産會の監督(水産會法)
- (6) 水産組合、同業組合及其の聯合會(一府縣内を地區とするものに限る)の設立認可其他監督(漁業法、水産組合規則、重要物産同業組合法)
- (7) 水産業の改良獎勵に關する事務

道廳府縣水産事務所屬及現在主任官並技術官

(昭和三年五月一日現在)

- 地方廳 主務課 課長 山福 男
- 東京 農林課 地方事務官 外山 福男
- 地方廳 技師 前田 庄五郎
- 東京 農林課 地方兼地方農林 前田 庄五郎
- 試驗場長及講習所長 (試) 前田 庄五郎

水産の試験機関

農林省水産講習所(試験部)

東京・深川區越中島町

(一) 水産講習所(試験部)の沿革

本所の沿革に就ては、「水産教育」の項に詳記したから、試験事業に關する事項のみに關し一言するであらう。
本所設立の當初は、講習事業の傍、一二製造に關する試験を施行するに止まりしが、明治三十七年試験規程の制定に依り水産生物、漁撈、養殖、化學、製造、漁船及機械に關する事項に付、調査及試験研究を爲す事となり、大正三年三月處務細則の改正に方り漁業基本調査部、漁撈試験部、養殖試験部、製造試験部、化學試験部、漁船機械試験部に分ち又編纂部を設けて、講習調査及試験に關する報告其他の編纂を行ふこととなつた。尙農商務省令を以て試験規則及種苗拂下規則を發布した。同八年九月

處務規程を改正し從來の漁業基本調査部を海洋調査部と改め、同九年には漁船機械試験部の擴張を行ひ、同十年に至り養殖試験部の擴張を行ひ、豊橋、木崎、二見及大長の四箇所に試験場を増設することとなつた。

(二) 各部試験事業の概要

(自大正十四年七月一日 至同十五年九月末日)

第一海洋調査

明治四十二年以降農商務省水産局に於て漁業基本調査と稱し、海洋の調査を爲したるが、大正三年四月此事業を本所に移し、同七年海洋調査部と改稱し、專屬の調査船天鷗丸を建造した。然るに天鷗丸は腐蝕甚だしく航海不能に陥りたるを以て、大正十三年新船蒼鷹丸を建造するに至つた。
調査船は大正十一年以降普通の沖合横斷觀測の外、本邦沿海を五海區に分ち各海區の細密なる調査を行ふこととし、其第一期として千葉縣野島崎より青森縣尻矢岬に亘る東海區を調査した。本期に入りては、蒼鷹丸を以て、大正十四年七月、八月、十一月、十二月及十五年七月、八月

の三回に亘り、主として底棲生物及底質の調査をなした。

(イ) 沖合及内灣の調査

(ロ) 沿岸調査

(ハ) 浮游生物、重要魚族調査及魚卵稚魚の調査

第二試験部

(一) 漁撈試験

(1) 撥動機船一隻巾着網漁法試験を大正五年以降の繼續施行

(2) 北太平洋にて鮮延繩漁業試験及勸察加東海沖合にて蟹漁業試験を十四年度に行へり。

(3) 更に十四年度には南洋方面に於て鮪及鯉漁業試験を施行

(二) 養殖試験

(1) 巾着網構造改良試験

(2) 網糸の腐敗試験

(3) 定置漁具浮揚試験

(三) 養殖試験

1、生物調査

(1) 蝦蟹類調査

(2) 關下垂體の魚體に及ぼす影響の研究

(3) 斤類發生並に習性研究

(四) 淡水養殖

(イ) 漁船機械試験

(1) 漁船々型試験

(2) 防水劑を配合せる「モルタル」の吸水試験

(3) 發動機整滑廢油利用試験

(4) 船底塗料試験

(5) 漁船動搖記録器試験

(6) 「ネットホーラー」試験

(二) 實習場、實驗場及試験

館山實習場(漁撈) 千葉縣安房郡館山

小田原實習場(製造) 神奈川縣小田原町

高島實驗場 千葉縣高島町

木崎養魚試驗場 長野縣北安曇郡平

豊橋養魚試驗場 愛知縣渥美郡東豊

大長養魚試驗場 田及神野新田 廣島縣豊田郡大長

二見養貝試驗場 兵庫縣加古郡二見

五井海苔牡蠣養殖試驗場 村東二見 千葉縣市原郡五井

金澤養蠶試驗場 町 神奈川縣久良岐郡

金澤灣

- (1) 温水性魚類養殖試験
- (2) 冷水性魚類養殖試験
- (ホ) 鹹水養殖
- (1) まがき養殖改良試験
- (2) 牡蠣卵の孵化發生と水温に關する研究
- (3) 牡蠣仔蟲の研究
- (4) まがき肉身充實に關する試験
- (5) 養蠶場の底質並に水質に關する試験
- (6) 蛤蜊等二枚貝養殖試験
- (7) 蕃殖保護試験
- (8) 板市牡蠣の養殖試験
- (9) 海魚養殖試験
- (イ) 魚病の研究
- (ト) 藻類養殖試験
- (1) 海苔胞子附着に關する試験
- (2) かはのり胞子附着に關する試験
- (チ) 製造試験
- (1) 焙燒器試験
- (2) 「アンカーキャップ」譽詰機

- (3) 飼水着菌黒變豫防試験
- (4) 冷蔵試験
- (5) 市販罐詰内細菌に關する研究
- (6) 「ソース」及「ウニ」鹽辛の酸酵防止試験
- (7) 試驗脱脂
- (8) 試驗海産動物油の檢定
- (9) 海産動物油の低温硬化試験
- (リ) 化學試験
- (1) 「プロタミン」の研究
- (2) 「ニユークレイツク」酸の研究
- (3) 水産食料品の化學的研究
- (4) 水産哺乳動物の化學的研究
- (5) 水産動物の精子の化學的研究
- (6) 水産動物の雌雄肉蛋白組成の比較
- (7) 肉蛋白の榮養價に關する試験
- (8) 魚肉の「ビタミン」に關する試験
- (9) 「ビタミン」Aの比色試験法
- (10) 蛤、罐詰黒變原因調査
- (11) 魚肉の自家消化に關する研究
- (12) 水産動物の筋肉の研究

地方水産試験場

地方水産試験場は、地方費の設立に係り(北海道は、北海道拓殖費支辨なれども、其の分場は地方費支辨)水産試験場講習所に就

第二編 水産行政 水産の試験機関

ては、産業試験場講習費國庫補助法(明治三十九年法律第九號)に依り補助金を交付するの途が開かれて居る。最近の調査に依れば、地方水産試験場(本場)の數は三十七箇所を算し、沿海地方に

して、その設けなきは、京都大阪及富山の數府縣にすぎない。尤も京都及富山には、水産講習所の設けあるも別項に掲記しあれば省略に従ふ。

地方水産試験場

(昭和二年九月調査)

地方 位置 沿革 概要

設備 概要

神奈川 足柄下郡酒匂村網一色 明治四十五年二月横濱市に創立し、大正十二年一月現位置に移轉

兵庫 明石市船町 大正十三年四月創立、縣廳内に事務所を置き、十四年三月現位置に移轉

千葉 安房郡館山町 明治三十二年勝浦町に創立、大正元年那古町本縣水産講習所に合併、大正五年復興十二年震災に遭ひ現在假建築

茨城 水戸市縣廳内 明治三十三年磯濱町に創立、大正三年廢止、大正九年四月復興

三重 志摩郡濱島町 明治三十二年五月縣廳内に創立、三十四年三月現位置に移轉

新潟 三島郡寺泊町 明治三十二年四月創立、三十六年五月寺泊町に移轉し今日に至る

静岡 清水市清水受新田 明治三十七年一月創立

愛知 名古屋市縣廳内 明治二十七年五月一色町に創立、同三十年知多郡篠島村に大正九年名古屋市内に移轉

滋賀 大上郡福溝村字平田 明治三十三年四月創立

福島 石城郡小名濱町 明治三十五年四月創立

巖手 上閉伊郡釜石町 明治四十三年四月下閉伊郡宮古町に創立、大正十年三月現位置に移轉

試験船鳥海丸(三八噸五〇馬力)を備ふ

試験船宮城丸(四三噸デール七五馬力)白鷗丸(發動機船五噸十馬力)及實習船大東丸(八五噸デール一五〇馬力)を備ふ

面湯養魚場外孵化場八箇所を有し、秋田丸(ケツチ型帆船四七噸)及八龍丸とを備ふ

大畑に分場深浦に實習工場、孵化場七箇所を有する外試験船魁丸(五七噸一〇〇馬力)若木丸(五四噸二五馬力)鷗丸(一四噸五馬力)を備ふ

粟津村字木場淡水養魚場を有するの外試験船金城丸(ケツチ型帆船一九噸四〇馬力)及調査船、觀測船(三噸六馬力)を備ふ

境港に分場及東郷村養魚場を有するの外試験船鳥取丸(ケツチ型一九噸四〇馬力)を備ふ

惠曇村作業場玉湯養魚場、濱田出張所を有するの外、試験船八十島丸(五噸八馬力)調査船開洋丸(帆七噸一五〇馬力)を備ふ

牛窓水産研究所を有するの外試験船岡山丸(一三噸一五馬力)鳥丸(二噸六馬力)を備ふ

遠洋漁業試験船高島丸(ケツチ型帆船八〇噸一五〇馬力)沿岸漁業船(和船)一〇噸一二馬力)を備ふ

有田海研究所、豊前海研究所、侍島養魚場、豊前養魚場を有するの外、試験船玄海丸(三七噸七五馬力)沖の島丸(一九噸四〇馬力)英彦丸(一六噸三〇馬力)有明丸(四五噸八馬力)を備ふ

瀬戸内海分場を有するの外、試験船日新丸(一船噸一二馬力)仙鶴丸(三九噸五十馬力)及指導〇長周丸(五八噸一〇〇馬力)を備ふ

岡山 岡山市石關町 明治三十五年四月創立

高知 高岡郡須崎町 明治三十四年創立、三十五年六月現位置に移轉

福岡 福岡市縣廳内 明治三十一年創立、三十五年津屋崎町に移轉、大正二年四月現位置に移轉

山口 大津郡仙崎町 明治三十三年四月創立

和歌山	西牟呂郡田邊町 上金敷町	明治三十五年縣廳内に開設、三十七年一月西牟呂郡串本町、大正六年縣廳内に十年現位置に移轉	試験船(紺の國丸)ケツチ型第一鋼鐵船四七噸四五馬力)を備ふ
香川	高松市縣廳内	明治三十三年香川郡中笠居村に創設、四十二年現位置に移轉	津田町作業場の外試験船阿波丸(補助機關附帆船一七噸三〇馬力)を備ふ
徳島	徳島市縣廳内	明治三十四年四月創立、同年十二月名東郡齊津村に移轉、大正三年四月現位置に移轉	漁撈部松浦出張所、養殖部有明海出張所、淡水養殖池を有するの外試験船松浦丸(ケツチ型力九噸一〇馬力)及しらぬ丸(帆船三噸五馬三を備ふ)
佐賀	佐賀市縣廳構内	明治四十四年創立	養魚池を有するの外、試験船兼調査船大分丸(六〇噸ダイケル一〇〇馬力)豊岡丸(一七噸三〇馬力)を備ふ
大分	大分市生石町	明治三十三年四月開設、大正四年廢止したるも大正十一年再興	内海漁撈事務所折生迫製造場、赤江養魚場を有するの外試験船日向丸(六九噸一三〇馬力)及小鷹丸(九噸十二馬力)を備ふ
宮崎	宮崎市縣廳内	明治三十六年宮崎青島村に創立、四十四年三月現位置に移轉	新居郡西條町に分場乾燥装置を有するの外試験船伊豫丸(補助機關附四三噸七五馬力)を備ふ
愛媛	宇和島市住吉	明治三十二年四月創立三十九年宇和島町横新町に移轉大正六年現位置に移轉	鹿兒島實験所、阿久根製造所、枕崎鯉節試験並傳習所を有するの外試験船、昭洋丸(ケシチ型鋼製五〇噸七五馬力)松島丸(和船一〇噸一二馬力)を備ふ
鹿兒島	鹿兒島市縣廳内	明治三十六年創立、三十九年川邊郡西加世田村に四十四年十月現位置に移轉	牛深、那染の二出張所及養魚池を有するの外試験船、白川丸(三七噸五〇馬力)肥後丸(八噸一二馬力)を備ふ
熊本	熊本市縣廳内	明治三十三年天草郡登立村に創設、四十四年現位置に移轉	鯉節製造場及養魚池を有するの外、試験船琉球丸(三〇噸五〇馬力)及目下建造中(九五噸一〇〇馬力)を備ふ
沖繩	那覇市垣花町	大正十年創設十二年住吉町に、十四年五月東町に移轉、昭和二年秋垣花町に移轉(見込)	

北海道	高島郡高島町	明治三十四年十二月地方費を以て創設、四十三年國費支辨となり今日に至る
香川	香川縣廳内	明治三十三年香川郡中笠居村に創立、同四十二年縣廳に移轉
福井	福井縣廳内	大正九年創立
廣島	廣島市縣廳内	明治三十五年四月創立、同四十二年三月廢止、大正十一年四月再興
長崎	長崎市丸尾町	明治三十三年西彼杵郡深堀村に創立、同三十六年平戸に移轉、四十四年長崎市立山町に移轉、大正三年二月現位置に移轉

室蘭、根室、宗谷、千歳、西別の五支場あるの外、試験船三洋丸(汽船二一七噸五〇馬力)第二探海丸(二三噸六〇馬力)第三探海丸(四七噸九五馬力)第五探海丸(一九噸四五馬力)及調査船探海丸(汽船六六噸一五〇馬力)等を備ふ

雄島出張所、牧谷養魚場、布子及牧谷鮭鱒孵化場試験船三州丸(補助機關付ケツチ一三噸一五馬力)指導船福井丸(補助機關付スクーナ1型鋼鐵製六一噸一〇〇馬力)

草津及網分場を有するの外廣島丸(ケツチ型帆船一六噸八六)、和船二隻を備ふ

長洋丸(發動機船三一噸五四)

水産の政費

水産に關する政費は、大別して(甲)國費と(乙)地方費とにすことを得べく、國費は中央政費と地方政費とに區別し又、地方費は道府縣費、市町村費に區別する事が出来る。

尤もここには、地方費中の市町村費に關する資料を缺くを以て、道府縣費のみに止める。

(甲)國費(附國庫歲入)

水産に關する國費中には、中央政費と地方政費とがある。中央政費とは農林省其他中央政廳に於ける經費として、支出せられるものを謂ひ、地方政費とは地方廳に於ける經費に充當せられるものの謂である。

中央政費としては、農林省所管最も多額を占め、商工、大藏等に多少散見するのである。内務省所管、殖民地官廳のものは、地方費に屬するものである。

中央政費

第五十二回帝國議會の協賛を経たる、昭和二年度、歲入歳出豫算中、中央政費に屬すと認むるものを左に掲ぐるごとす。

(A)農林省所管

經常部	
漁業取締費	一八〇、三三三
水産講習所	五三、一〇〇
(俸給 一六、三三〇 事業費 三九四、八四〇)	

水産會補助 三三,〇〇〇

臨時部

- 遠洋漁業獎勵費 三二,八七
- 漁港修築獎勵費 三三,一五
- 漁業組合事業改良費 一,一八
- 水産冷蔵獎勵費 四六,五八
- 輸出水産物検査費補助 一六,八〇〇
- 漁業用發動機検査費 二〇,八八
- 水産増殖獎勵費 二四,〇三
- 水産増殖獎勵費 一六,八五
- 臘豚獸保護費 五,三七
- 漁業免許處分費 八,四六
- 臨時漁業登録事務費 四一,七四
- 沿岸漁場整理費 四三,〇〇〇
- 海外漁業取締費 四三,〇〇〇
- 豫算外國庫の負擔となるべき契約(昭和二年度) 二,二〇〇
- (イ) 大型船漁業獎勵金 大型船を以て經營する、遠洋漁業に對する獎勵金として支出すべき 昭和二年以降の金額 二二,四三
- 昭和三年度 七,六〇八
- 昭和四年度 三,一六
- (ロ) 水産冷蔵獎勵費 水産物冷蔵獎勵費として、總額貳百萬圓

を限り左の年割の範圍内に於て支出する契約を締結することが出来る。

- 昭和二年度 四〇〇,〇〇〇
- 昭和三年度 四〇〇,〇〇〇
- 昭和四年度 四〇〇,〇〇〇
- 昭和五年度 四〇〇,〇〇〇
- 昭和六年度 四〇〇,〇〇〇

(B) 商工省所管

臨時部

- 中央卸賣市場及出荷團體補助 三〇,〇〇〇
- 豫算外國庫の負擔となるべき契約 中央卸賣市場特別設備費補助として、支出すべき金額は、昭和二年年度年割の金額を繰延へ左の通り改定する。
- 昭和四年度 一六,五〇〇
- 昭和五年度 三,七五〇

(C) 逓信省所管

臨時部

- 水難救済補助 三〇,〇〇〇
- 女鳥燈臺新設費 四,〇〇〇
- 既定繼續費

水産講習所其他復舊費 三,九〇,五二 既定總額

(D) 大藏省所管

臨時部

水産講習所其他復舊費既定總額 三,九〇,五二

(E) 文部省所管

經常部

水産補習教育費補助 一〇〇,〇〇〇

▲地方政費

第五十二回帝國議會の協賛を経たる、昭和二年年度歳入歳出豫算中、地方政費に屬すと認めらるるものを左に摘録する。

(A) 内務省所管

臨時部

- 小笠原島及伊豆七島水産經營費 四二,一四 内 譯

(B) 朝鮮總督府所管

經常部

- 小笠原島水産經營費 二五,三六
- 伊豆七島水産經營費 五,七六

臨時部

- 漁業取締經費 一五,四三〇
- 水産試験場費 一五,五〇六
- (俸給四、七四日 事業費 二一,七三) 日
- 鎮海養魚新營費總額 一〇〇,〇〇〇
- 年 額
- 昭和二年度 五〇,〇〇〇
- 昭和三年度 五〇,〇〇〇

(C) 關東廳所管

臨時部

監業調査費 五〇,一〇九

(D) 樺太廳所管

經常部

水産試験費 四七,四六

臨時部

船渠修築費 三三,〇〇〇

▲水産關係の國庫歳入

臨時部

- 臘豚獸皮分配金 三三,五三三
- (臘豚獸保護條約に依るもの)
- 漁業税(樺太廳) 三三,七一〇
- 水産試験場收入(樺太廳) 六,三九〇

(乙) 地方費

水産に關する地方費は、道府縣費と市町村費とに大別することを得べきも、後者に就ては資料を缺くを以て、ここには主として道府縣費のみに就き記述せん。

昭和二年の道府縣費總額は、四二九、九五五、二五四圓にして、此中勸業費總額は六五、〇八八、八四五圓なるが故に勸業費總額は道府縣費の一割五分一厘四毛に當る。而して、勸業費の内水産勸業費は、四、八一五、一〇八圓であるから道府縣總額の一厘二毛弱に勸業費總額に比し七分四厘弱に相當するのである。今、勸業費中金額の大なるものより列舉

すれば、農業三〇、八九二、一四三圓、其の他八、二一五、二一七圓、林業七、九九五、二二八圓、蠶絲六、〇〇三、四四九圓、水産四八、一〇八圓、商工業四、四九九、一七四圓、畜産二、六六八、五二六圓といふ順位で、水産は第五位で商工業畜産業に對し僅かに上位に在るに過ぎない。又、水産勸業費の金額の大なる地を舉ぐれば、千葉縣の一、〇一九、五三二圓、第一位に居り、三重二、一〇七圓、石川、二〇八、六七三圓、相次ぎ、此の他十萬圓以上の地方は北海道、青森、宮城、秋田、茨城、東京、神奈川、富山、静岡、愛知、福岡、長崎にして、最も少きは埼玉一八〇圓である。水産勸業費を缺くは山梨、奈良の二縣だけである。

道府縣費は逐年増加の傾向を示し、大正四年には其の總額八一、四〇二、二二五圓であつたものが、大正十三年には三五三、一七二、四三一圓となり四倍に上り、十四年には三六三、八七六、六五二圓、昭和二年には一躍四二九、九五五、二五四圓となり、これと共に勸業費一一、四四五、一六九圓から昭和二年の六五、〇八八、八四五圓に増加を見たものの其の道府縣費總額に對する比率は殆んど十年一日の如くであるは遺憾とするところである。試に、兩者の累年比較を示せば左の如くである。

第二編 水産行政 水産の收費

年次	道府縣費(總額)	勸業費	總額と勸業費との百分比
昭和二年	四九,九六六,三五四	五五,〇八八,八四四	二五・四
昭和一年	三九,三九九,九六四	四九,〇八三,〇四八	二二・三
昭和四年	三三,八八六,六五三	四三,〇四四,〇六七	二一・八
昭和三年	三三,一七四,四三一	四一,四九六,七四四	二一・三
昭和二年	三六,三三三,四四四	四一,五五六,四九三	二一・五
昭和一年	三三,四三三,一七二	四一,四四〇,一七六	二一・三
昭和〇年	三〇,六二二,九五二	三九,一六九,〇〇四	二一・四
昭和九年	二四,〇五一,八六六	三六,七五九,一三三	二一・九
昭和八年	一四,三七七,〇九〇	二〇,一四三,八五五	二一・〇
昭和七年	一四,三二〇,八七七	一五,一六〇,六三三	二一・〇

地方費と水産費(其一) (昭和二年度勸業費内譯)

道府縣	水産費	其他勸業費	計
北海道	一八,五九〇	三,五九九,七六六	三,六八八,三四六
青森道	一七,〇六九	六六,九四五	八三,九四四
岩手道	七,七〇六	六三,八二四	七一,五三〇
宮城道	三〇,三六五	七,七三三	九〇,〇九八
秋田道	一六,一七二	一,五九九,七〇四	一,五五五,八八二
山形道	五,八四七	一,〇九三,〇四三	一,一八七,八九〇
福島道	九,四四〇	一,三三三,四六八	一,三三三,四六八
茨城道	一四,三六〇	一,八六九,七二五	三,〇六六,九五五

道府縣	昭和二年	昭和一年	昭和〇年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
栃木	七,七三〇	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
群馬	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
埼玉	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
千葉	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
東京	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
神奈川	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
新潟	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
富山	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
石川	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
福井	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
山梨	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
長野	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
岐阜	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
静岡	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
愛知	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
三重	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
滋賀	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
京都	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
大阪	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
兵庫	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
奈良	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
和歌山	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
鳥取	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
島根	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
岡山	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
広島	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五
山口	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五	一,〇五五

道府縣	昭和二年	昭和一年	昭和〇年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
徳島	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
香川	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
愛媛	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
高知	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
福岡	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
佐賀	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
長崎	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
熊本	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
大分	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
宮崎	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
鹿児島	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
鹿儿	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
沖縄	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇

地方費と水産費其二

(水産勸業費内譯) (昭和二年度)

道府縣	總額	水産試驗場	水産講習所	漁業調査	漁港修築	漁業奨励	水産補助	其他
北海道	二八,五〇〇	一七,一〇一	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七
青森道	三三,〇六九	一八,〇五五	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七
岩手道	七,七〇六	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七
宮城道	三〇,三六五	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七
秋田道	一六,一七二	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七
山形道	五,八四七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七
福島道	九,四四〇	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七
茨城道	一四,三六〇	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七	一〇一,七七

第二編 水産行政 水産の收費

新日露漁業條約の要領

本年五月二十五日條約第二號を以て公布せられた日露漁業條約は、「日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約」と題し本年一月二十三日モスコに於て帝國全權委員とソヴェト社會主義共和國聯邦全權委員との間に調印せられ、同五月二十二日を以て批准せられたのであるが、其の全文十六ヶ條を概括すると左の如くである。

(一) 漁業權

河川及入江を除き日本海、オホーツク海及ベーリング海に於けるソヴェト聯邦屬地の沿岸に於て、臘肭獸及臘虎を除く以外の一切の魚類及水産物を捕獲、採取、加工の權利を日本國臣民に許す。(第一條)

(二) 漁區

特に指定せられたる海上及陸地に亘る漁區に於て魚類及水産物の捕獲、採取及加工を爲すは自由たること
右漁區の貸付は原則として競賣に依りて爲し、兩國人の間に何等の差別を設けず。(第二條)

(三) 漁區の競賣

競賣は毎年二月ウラジオストクに於て行ふ。

鯨及鯨並特定の漁區内に於て捕獲又は採取し能はざる一切の魚類及水産物の捕獲は、特別の免許狀を有する漁船に塔乗せる日本國臣民に許さるべし。(第二條)

(四) 岸地使用の自由

漁區の貸付を受けたる日本國臣民は、漁區の限界内に於て岸地使用の自由を有し、漁船漁網の修繕、水産物の製造加工、建物倉庫、小屋及乾燥場を建て又は移轉するの自由を有す。(第三條)

(五) 漁業に關する税金、課金及手数料の制限

(イ) 營業税は捕獲、採取、加工したる魚類及水産物の漁場に於ける價格の百分の三以内
(ロ) 營業税並附屬議定書(甲)第九條の税金、課金及手数料の外一切の税金、課金、手数料を免除す。

(六) 輸出税免除

ソヴェト聯邦の極東水域に於て捕獲又は採取せられたる魚類及水産物に對しては、其の加工を経たると否にかかはらず、日本國に輸出せらるる場合には何等の課税を爲さず。(第五條)

(七) 被使用者の國籍の無制限

被使用者の國籍に付ては何等の制限を設けず。(第六條)

被使用者の國籍に付ては何等の制限を設けず。(第六條)

(八) 魚類及水産物の加工方法の無制限

魚類及水産物の加工方法に就ては、ソヴェト聯邦人民が免除せらるる何れの制限をも免除す。(第七條)

(九) 沿岸航行の自由

漁業權を取得したる日本國臣民は、一定の條件を具ふる航海船を自己の漁場へ、自己の漁場より他の漁場へ及自己の漁場より直接日本國へ航行せしむることを得。

又右船舶は、其の塔載せる魚類及水産物を、第三國への輸出に要する手續に従ふ限り、漁場より直接第三國へ航行することを得。

(一〇) 輸出入の自由

魚類及水産物を、何等の輸出免許を要せずして日本國に自由に輸出することを得べく、又一定の輸出に要する手續に従ひ第三國に輸出することを得。

自己の漁業の爲及自己又は被使用者の爲に要する必需品を輸入免許を要せずして輸入する自由を有す。(第九條)

(一一) 條約有効期限

本條約は八年間引續き效力を有す。每十二年の終に於て條正又は更新することを得。(第五條)

第三編 水産教育

第三編 水産教育

水産教育の概要

本邦の教育制度を概観するときは、水産教育なるものに凡そ二義あることを發見するであらう。一は水産に關する學術技藝を授くることを主眼とするもので、狹義の水産教育は此の意に外ならぬのである。他の一は一般普通教育の一課目として、専ら水産に關する常識の修得を目的とするに止まるもので、廣義の水産教育は此の種のものを含むべきである。然るに、狹義の水産教育は、正系の機關たる各種の學校以外、に傍系の教育機關たる各種講習所（又往々にして水産試験場等）を通じて行はれて居る。故に現行教育制度上各種教育機關を通じて行はるゝ水産教育は、左の如くなるであらう。

(甲)廣義の水産教育

小學校—師範學校
中學校—高等師範學校
女學校

第三編 水産の教育 水産の學校

(乙)狹義の水産教育

學校
水産補習學校 二百十校
農業水産補習學校 三百六十校
水産學校 九校
水産專門學校 北海道大學專門部
大學(水産學科) 東京帝國大學
農學部水産學科
講習所
府縣水産講習所(水産試験場)
農林省水産講習所

水産の學校

大學

東京帝國大學

一沿革
農學部(水産學科) 東京・駒場
現在本邦唯一の水産大學と稱せらるゝ東京帝國大學農學部水産學科は、明治四十二

年の創設に係り、大正二年第一回の卒業者を出したのである。

二組織

水産學科に屬する講座は、水産學第一講座、水産學第二講座、水産學第三講座、水産海洋學講座、水産化學講座であるが、今該學科の學科目の配合を見るに左の如くである。

學科目(必要科目)

動物學總論、水産動物學、水産植物學、浮遊生物學、海洋學、水質論、水産學原論、水産養殖論、漁撈論、水産食物論、水産製造論、水簇生態學、細菌學及水族病理論、動物組織學及發生學、有機化學、生物化學、總論、冷藏法、漁政論、應用氣象學、機械學、漁船論、水産學演習、動物學實驗、植物學實驗、化學實驗、海洋學實驗、實習、卒業論文

(選擇科目)

實驗遺傳學、經濟學、物理化學、生物化學、各論、水産動物學實驗、水産植物學實驗、水産化學實驗(選擇すべき科目は三科目以上とし内一科目は實驗たることを要す)

三職員

大學總長 農學博士 古在 由直
農學部長 同 鈴木梅太郎
教授

水産學第一講座擔任	農學博士	雨宮 育作
水産學第三講座擔任	農學博士	町田 咲吉
水産海洋學講座擔任	理學博士	原 十太
水産化學講座擔任	農學博士	山川 洵
授業擔任	工學博士	加茂 正雄
冷蔵法機械學	理學博士	谷津 直秀
水産動物學	理學博士	三宅 誠一
水産植物學	理學博士	岡村金太郎
機械學	工學士	星野 三郎
水産動物學實驗	水産學士	石川 昌
漁政論	法學士	石黒 武重
漁船論	工學士	堀江 武夫

大正一〇 二人 大正一一 六人
 大正一二 三人 大正一三 二人
 大正一四 三人 大正一五 六人
 昭和 二 三人 合計 八二人
 在學生(大正十五年九月現在合計二六人)

五學會
 東京帝國大學水産學科卒業者其他の關係者は、東京水産學會なるものを組織し、毎年四回「水産學會會報」を發刊、教授、學生其他の有益なる研究を發表しつゝある。

專門學校

北海道帝國大學

水産專門部は、明治三十九年三月三箇年繼續事業として、當時の札幌農學校に附屬設立せられたるものであるが、同四十年二月水産學科假規程を設けたりしも、同年六月勅令第二百三十六號を以て、札幌農學校を東北帝國大學札幌農科大學と改稱し、同勅令第二百三十號を以て東北帝國大學札幌農科大學官制を定め、且水産學科を附屬

水産專門部には、漁撈科、養殖科及製造科を置き、各科の修業年限を三箇年、生徒定員各科六十名とす。今、其の學科目目組織を見るに左の如くである。

而して當部に入學し得る者は、中學校を卒業したる者、專門學校入學者檢定規程により試験檢定に合格したる者、文部省專門學校入學者檢定規程第八條第一號に該當する者、道廳府縣立甲種水産學校本科卒業生及甲種商船學校水産科卒業生たることを要し、豫め三科の中其の一を選び、入學の後は轉科を許さないことになつて居る。

學科目
 (漁撈科)
 修身、英語、水産通論、數學、水産動物學、

水産植物學、浮游生物學、化學、分析化學、物理學、機械學、氣象學、海洋學、航海術、運用術、漁船論、漁撈論、水産養殖論、水産保護論、水産製造論、經濟學、水産經營法及簿記、水産法規、脫海衛生及救急療法、兵式體操、特別講義

實驗及實習
 水産動物學實驗、水産植物學實驗、浮游生物學實驗、化學實驗、氣象及海洋學實驗、漁具製作實習、漁法實習、航海運用實習、漁船製圖、漁撈航海運用練習

(養殖科)
 修身、英語、水産通論、數學、水産動物學、水産植物學、動物發生學、浮游生物學、應用菌學、化學、分析化學、物生學、氣象學、海洋學、湖沼學、動物生理學、漁撈論、水産養殖論、水産保護論、水産製造論、經濟學、水産經營法及簿記、水産法規、兵式體操、特別講義

實驗及實習
 水産動物學及發生學實驗、水産植物學實驗、浮游生物學實驗、菌學實驗、化學實驗、氣象學及海洋學實驗、養殖實習

(製造科)
 修身、英語、水産通論、數學、水産動物學、水産植物學、應用菌學、化學、分析化學、物理學、機械學、氣象學、海洋學、漁撈論

水産養殖論、水産製造論、食品化學、經濟學、水産經營法及簿記、水産法規、兵式體操、特別講義	實驗及實習	水産動物學實驗、水産植物學實驗、菌學實驗、化學實驗(定性分析)、化學實驗(定量分析)
水産製造	農學士 佐々 茂雄	水産製造實驗、機械製圖
水産動物學	農學士 佐々 茂雄	水産動物學實驗、水産植物學實驗、菌學實驗
動物生理學	同 鈴木 寧	水産製造實驗、機械製圖
漁撈	同 鈴木 寧	水産製造實驗、機械製圖
水産植物學	同 鈴木 寧	水産製造實驗、機械製圖
水産化學	同 鈴木 寧	水産製造實驗、機械製圖
航海術、運用術	同 鈴木 寧	水産製造實驗、機械製圖

水産法規、水産經營法簿記	農學士 今田 清二
海洋學	理學士 田中節秀三
航海衛生及救急療法	醫學士 關 健藏
水産製造	水産得業士 若松 三郎
水産製造	水産得業士 越智 通秋
卒業業者及在學生	
(舊水産學科)	
年次	漁撈 養殖 製造 計
明治四三年	八 一五 一八 四一
同 四四年	三 七 一五 二五
同 四五年	三 八 一四 二五
(大正元年)	
大正二年	二 八 一〇 二〇
同 三年	二 八 一〇 二〇
同 四年	二 八 一〇 二〇
同 五年	二 八 一〇 二〇
同 六年	二 八 一〇 二〇
通計	一〇九 一〇九 一〇九 三二七
(水産專門部)	
大正七年	三 二 一六 二一
同 八年	三 二 一六 二一
同 九年	三 二 一六 二一
同 一〇年	三 二 一六 二一

同一年	九	六	六	三
同二年	八	二	九	三
同三年	九	六	九	三
同四年	六	七	五	三
同五年	二	二	四	三
(昭和元年)	二	二	四	三
合計	六	五	一四	三
合計	一五	一三	二六	三
在學生	合計	百三十三人		
聽講生		十三人		

水産學校

(漁撈科)
 第三年 一〇人 第二年 一四人
 第一年 一七人
 (養殖科)
 第三年 八人 第二年 一一人
 第一年 一七人
 (製造科)
 第三年 二〇人 第二年 一七人
 第一年 一九人

五設備
 臨海實驗所は、後志國忍路郡忍路村に在り、地積一千二百二十二坪を有す。又練習船として忍路丸四七一噸は、昭和二年三月の建造に係り、鋼船五〇〇馬力有す。此外實習船第二鴨丸、其他十隻を有す。

水産學校とは、通俗に所謂中等程度の水産學校の謂であつて、水産業に従事する者に須要なる智識技能を授けることを目的とするものである。(實業學校令一)水産學校は、北海道、府縣、市町村に於て設立し得ると同時に、私人、商業會議所農會其他之に準すべき公共團體(例之、水産會法に依る水産會)も亦設立することが出来る(實業學校令三、四、五ノ一)。但商業會議所其他之に準すべき公共團體の設立に係るものは、私立の一種とすることになつてゐる(實業學校令五)。水産學校に於ては授業料を徴收することを得べく(實業學校令十四)教科書は公立に在りては學校長、私立に在りては設立者に於て文部大臣の認可を得て定むるのである(實業學校令九)。其他必要なる事項に就ては文部大臣に於て定むることになつて居るが(實業學校令八、一〇)。水産學校規程(大正十二年文部省令第一五號)が即ちそれである。左に其の概要を摘記するであらう。

(一)修業年限
 (甲)尋常小學卒業程度を以て入學資格とする場合は三年乃至五年
 (乙)高等小學卒業程度を以て入學資格とする場合は二年乃至三年

前記の修業年限は遠洋漁業に在りては、二年以内、其他の學科に在りては特別の必要なる場合に限り一年以内延長することが出来る。尙ほ土地の情況に依り前掲各號に該當せざる者を以て入學資格を定め、其の修業年限を前記兩種に準じ二年以内とする事も出来るのである。

從來は、甲種程度乙種程度の別を設けたけれども改正規程に於て特に其の區別を認めないことになつて居る。

(二)教授時數及日數
 毎週の教授時數は、實習を除き三十時以内とするも、實習を課せざる期間其他特別の必要ある場合に限り三十三時迄増加することが出来るのである。實習の教授時數は、學科の種類、土地の情況等に依り適宜に定め得るのであるが、高學年に在りては、一學年に付三月以内(特別の必要ある場合は一月以内延長することを得)實習のみを課することを得る。

教授日數は臨時休業の場合を除き、毎學年二百十日以上とし、臨時試験及修學旅行の日數は算入しないことになつて居る。

(三)學科及學科目
 土地の情況に依り、學科を水産科、養殖科、漁撈科、製造科、遠洋漁業科等に分ち、其の一學科又は二學科以上を置くことが出来る。學科目は左の如くである。

(甲)普通科目
 男子
 修身、國語、數學、地理、物理及化學、博物、法制及經濟
 (土地の情況に依り外國語、歴史、簿記、圖畫其他の科目を加設することが出来る)
 女子

修身、國語、數學、理科、家事及裁縫、體操
 土地の情況に依り地理、歴史、簿記、圖畫、音樂、手藝其他の科目を加設することが出来る。

(乙)水産科目
 水産養殖、發生、撈漁、造船、航海運用、漁獲物處理、冷蔵、水産製造、水産化學、微生物、水産衛生、應用機械製圖、水産動物、水産植物、海洋氣象、水産法規、水産經濟其他(並實習)水産科目に付ては、前記科目中より選擇して適宜に定むべきものである。

(四)研究、補習、專修、講習
 水産學校を卒業したる者の爲に、特に水産に關する事項の研究又は補習を爲すため在せしむることを得るは勿論、專修科を設け又は隨時講習を爲すことも出来る。

(五)教員及設備
 水産學校には、學科目其他の程度及規模に應じ相當員數の教員を置くことを要し教室、實驗室、實習場、實習船、圖書、器具、機械、標本、模型等を備へなければならぬ。

水産學校

(昭和二年九月一日調)

道廳府縣	位	置	設立者	徵兵認定	名	稱	分科	產科	年修業	限	入學資格	生徒定員	創立年月	校長
北海道	小樽市若竹町	道廳	徵	北海	道廳立小樽水産學校	漁撈科、製造科、養殖科	五年	尋卒	二五〇	三	柳田 玄俊			
新潟	西頸城郡能生町	縣	徵	新潟	縣立能生水産學校	本 科 一 科 養 殖 科	五年	尋卒	二五〇	三	伊津野 戸市			
千葉	安房郡館山町	縣	徵	千葉	縣立安房水産學校	本 科 (水・漁・遠) 洋漁業科 研究 補習 專修 科 講習	七年	尋卒	三〇〇	三、四	笹子 治			

第三編 水産の教育 水産の學校

三重	志摩郡和具村	縣	徵	三重縣立志摩水産學校	本 研	究	生	科	五年	以	内	卒	三五〇、二	飯間 本一	
静岡	志太郡焼津町	縣	徵	静岡縣立志焼津水産學校	本 講	修	科	習	三年	卒	卒	三五〇	大正 二、三	荒木 丑平	
宮城	牡鹿郡波波町	縣	徵	宮城縣立志水産學校	水 製	造	科	科	五年	卒	卒	三〇〇	四、三	河合 盾丸	
岩手	下閉伊郡官古町	縣	徵	岩手縣立志水産學校	本 別	科	習	生	四年	高	卒	二〇〇	四、一	龜井 願一	
福井	遠敷郡雲濱村	縣	徵	福井縣立志小濱水産學校	本 研	科	習	生	三年	高	卒	二五〇	三、四	戸井田 盛藏	
鳥根	周吉郡東郷村	縣	徵	鳥根縣立志商船水産學校	水 産	科	一	製	四年	高	一	修	二五〇	大正 一〇、三	
青森	三戸郡湊町	縣	青森縣	立志水産學校	本 研	科	習	生	五年	卒	卒	二五〇	大正 一三、三	新宅 定一	
鹿兒島	鹿兒島市荒田町	縣	徵	鹿兒島縣立志商船水産學校	水 産	科	一	製	四年	高	一	修	二五〇	四	
沖繩	那覇市	縣	徵	沖繩縣立志水産學校	本 專	科	習	科	三年	高	卒	二五〇	六、二	粟屋 協二	

備考 (一) 水産學校は、乙種程度皆昇格して、甲種程度の學校のみである
(二) 本表には商船水産學校を加へたるを以て十一校である

水産學校の練習船

學校別	名稱	船種	總噸數	進水年月	補助機關種類馬力	乗込人員
-----	----	----	-----	------	----------	------

(昭和三年五月一日現在)

北海道	小樽若竹丸	木造	一九、五	大正五、三、七	單筒高壓石油發動機 三〇馬力	船長一、機關長一、水換夫 三、船夫一、臨時水夫二
新潟	能生白山丸	帆造	一九、〇	明治四、	石油發動機三〇馬力	船長一、機關士一、漁夫四 水夫一
三重	志摩三水丸	帆造	一八、〇	大正三、一	セミデイゼル機關 三〇馬力	
宮城	縣立志東華丸	帆造	三、六	明治四、五、二	ボリンダー式石油發 動機 四〇馬力	
岩手	縣立志日出島丸	帆造	四、五	明治四、一、二	蒸氣機關 七〇馬力	船長一、機關士一、水漁夫 二、火夫一
福井	小濱雲龍丸	帆造	一九、五	大正八、八、五	セミデイゼル式輕油 發動機 三〇馬力	船長一、漁撈職員一、機關 士二、水夫一、漁夫二、油差二
鳥根	縣立志八千代丸	木造	一六、〇	明治四、三	石油發動機三〇馬力	船長一、機關士一、漁夫一
静岡	焼津東海丸	木造	五、〇			
青森	縣立志魁丸	木造	四、四	大正二、一、九	デイゼル機關 一〇〇馬力	船長一、機關士一、水夫 一〇、油差一

水産學校數

(其他實業學校對照)

年次種別	水産學校	商船學校	其他の實業學校
大正十一年	甲 七	甲 一	甲 三三六
同 十二年	甲 八	甲 一	甲 三七九
同 十三年	甲 八	甲 一	甲 四四八
同 十四年	甲 九	甲 一	甲 四九一
	乙 一	乙 一	乙 二四七

第三編 水産の教育 水産の學校

第三編 水産の教育 水産の學校

昭和元年

- 備考 一、二種以上の實業學校の學科を併置せる學校は主なる一方に計上す
 二、入學資格高等卒業年限五箇年程度以上の學科は甲の部に其他の學校は乙の部に計上す
 三、徒弟學校及職業學校は乙の部に計上す

三四 五五三 二二六

漁業者子弟(尋常小學校終了)水産學校其他志望調

區分	大正十年度		大正十一年度	
	尋常	高小	尋常	高小
高等小學入學	七、六〇	一、四一	八、二六	一、六七
水産補習學校入學	三、八三	一、四一	三、八七	一、六七
水産學校入學	六九	一、四一	一〇六	一、六七
府縣水産講習所入學	三〇七	六	一九	四
其他學校入學	一八、四三	九、四六	一九、八八	一〇、四五
漁業從事	二、三三	四、八五	一〇、六五	五、五三
其他從事	五、四六	三、五〇	五、五三	三、七〇
其他	九、六一	三、一四	一〇、九七	四、六七
合計	一七、二四	四、五一	一八、六三	五、五三

水産補習學校

水産補習學校とは、實業補習學校の一種である。茲には、水産學科そのものと他の實業學校と併置せる實業補習學校をも包含

せる廣義のものである。水産補習學校即ち實業補習學校の設置に關する根本法は、前掲、實業學校令の適用を受け、其の細目に就ては、實業補習學校規程、(大九、文令三十二號)に依るのである。今同規程に依り水産補習學校制度の概

要を示すであらう。(一)補習學校の目的 實業補習學校は、小學校の課程を卒へ、職業に従事する者に對し、職業に關する智識技能を授けると共に、國民生活に須要なる教育を爲すを本旨とするものである。補

習學校は單なる實業學校ではなく實に國民教育の機關たることを看過してはならぬのである。

(一)修業年限及入學資格 補習學校の課程を、前期に分つ。其修業年限は前期二年、後期は水産にありては二年乃至三年を標準とすることになつて居る。

入學資格は、前期にありては、尋常小學校卒業者又は之に準すべき者、後期に在りては前期の終了者、高等小學校業者又は之に準すべき者である。

(三)教授時數 一箇年に、商工業は前期二百八十時乃至四百二十時後期二百時乃至四百二十時、農業水産は前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至二百二十時間を標準としてゐる。

(四)學科目

- (前期)男子 修身、國語、數學、理科及職業に關する科目
 女子 修身、國語、數學、裁縫及職業に關する科目
 (後期)男子 修身、國語、數學及職業に關する科目

第三編 水産の教育 水産の學校

女子 修身、國語、家事、裁縫及職業に關する科目
 前記の科目は、増減し又は學科目を分合することが出来ることになつて居る。

(一)適當なる科目に於て、法制上の智識其他國民公民として心得べき事項を授け又經濟觀念の養成に力むること

(二)職業に關する學科目に於ては前期に在りては水産、工業、農業、商業等に關し主として基礎的智識技能を授け、後期に在りては職業の種類に應じ、適切な事項を授けること

(三)土地の情況に依り前期又は後期の課程のみを置くことを得る

(五)高等實業補習學校 實業補習學校の後期を了へたる者又は相當の年齢に達し、相當の學力若は技能を有する者に對し主として職業に關する専門の事項を授ける爲高等の實業補習學校を設けることが出来る。高等實業補習學校は、他の實業補習學校の課程として併置するを妨げない。

實業補習學校數學年別調

(昭和二年四月)

道縣	水産		商船		農業		其他		計
	水産	商船	農業	其他	水産	其他	水産	其他	
北海道	三	三	一	一	三	三	三	三	一五
青森	三	一	一	一	三	三	三	三	一五
岩手	四	一	一	一	三	三	三	三	一五
宮城	七	一	一	一	三	三	三	三	一五
秋田	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
山形	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
福島	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
茨城	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
栃木	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
群馬	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
埼玉	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
千葉	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
東京	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
神奈川	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
新潟	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
富山	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
石川	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
福井	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
山梨	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
長野	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
岐阜	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
静岡	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
愛知	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
三重	一	一	一	一	三	三	三	三	一五
滋賀	一	一	一	一	三	三	三	三	一五

三五

するに努め、大正十年度以降五箇年に亘りて教務の擴張を行ひ、大正十二年遠洋科の修業年限を二年に改め、本科漁撈科第四學年全部を乗船實習に充つることになり、今日に於ては、純然たる専門學校程度となるに至つた。近來、これを單科大學に昇格しやうとの説があるが、昭和三年度豫算に於て、先づ其の内容を充實することに決したやうである。

(二)卒業者の待遇及在學の資格

卒業者の資格に關しては、明治三十二年文部省に於て本科講習科を官公立中學校と同等以上の者と認定し、同四十年逕信省に於て本科漁撈科卒業者にして三箇年以上船舶に乗組たる者に對しては、其の船舶の種類に從ひ甲種二等運轉士、帆船甲種二等運轉士又は汽船甲種二等運轉士の受験資格を有すること又別科中遠洋漁業科専修を卒したる者に對しては、其の船舶の種類に從ひ一箇年を短縮して丙種運轉士乙種運轉士又は乙種二等運轉士の受験資格を有することに認定された。大正八年七月文部省は本科卒業者は公立實業學校教員たることを得るものと指定し、同十二年七月陸軍省並文部省は本科第一學年を修了したる者は、徴兵令第十三條第一項第二項に規定する中學校の學科程度と同等以上の課程を修了したる者

と認定し、本科在學者に對し徴兵令第二十三條第一項の規定に依る一年志願の入營を滿二十五歳まで延期することを認定し、同十三年五月文部省に於て大正七年文部省令第三號第二條第四號に依り、明治三十三年以後に入學した本科卒業者に對し、高等學校大學豫科と同等以上と指定せられた。

(三)學科目(本科)

修身、英語、數學、物理學、化學、植物學、動物學(普通、水産)法規(通論、漁業法)經濟(原論、水産)、水産通論、漁撈論(網具、釣具、漁法)、氣象學、海洋學及漁場論、航海術、運用術、漁船論(日本型、西洋型)機械學、簿記、蕃殖保護論、救急療法、測量術、漁獲物處理法、商業大意、兵式教練、特別講義

實驗及實習 動物學、植物學、物理學、製圖、運用術、釣具、網具、索具 所外に於ける實驗實習及調査 高島 (水泳及操艇、動植物實驗、救急療法) 山 (漁撈論、氣象學、航海術、運用術、機械學、測量術、漁船運用各種漁業實習及漁具製作)

千葉縣及靜岡縣附近(各種漁業調査)

山 (漁撈論、航海術、運用術、機械學、漁獲物處理法、商業大意、漁船運用、各種漁業實習及漁具製作實習) 靜岡縣及神奈川縣附近(定置漁業調査) 北海及南海 (雲鷹丸乗船實習) 製造科

修身、英語、數學、物理學、化學(無機、有機、食品、製造、生物、物理)細菌學、動物學(普通、水産)植物學(普通、水産)組織學、氣象學、水産通論、食品論、貯藏論、水産商品學、漁撈大意、機械學、簿記、法規(通論、各論)經濟(原論、水産)商業概論 兵式教練、特別講義

實驗及實習 化學、物理學、細菌學、動物學、植物學、組織學、製圖及設計、製造法、論文 所外に於ける實驗實習及調査 高島 (水泳及操艇、動植物實驗) 東京府及神奈川縣附近(工場見學、取引調査) 小田原 (製造法實習) 北海道 (各種水産物製造及取引調査) 三田尻方面 (鹽業及罐詰製造並水産物商

取引調査)

養殖科

修身、英語、數學、物理學、化學(無機、有機、生物)細菌學、植物學(普通、水産)動物(普通、水産)、生理、組織發生、浮游生物)養殖論(淡水、鹹水、藻類、蕃殖保護、魚病、餌料水質)氣象學、湖沼及海洋學、土木學、法理(通論、漁業法)經濟(通論、水産)地質學、水産通論、漁撈大意、製造大意、簿記、兵式教練、特別講義

實驗及實習

動物學(普通、組織發生、水産)植物學(普通、水産)細菌學、物理學、化學、測量及製圖、天然餌料、論文 所外に於ける實驗實習及調査

場所 事項

- 高島 (水泳及操艇、動植物實驗)
同 (海洋學、浮游生物實驗實習)
金澤 (養殖實習)
高島 (海魚發生、人工孵化法及海藻發生實習)
豐橋 (養魚法及養魚場調査、測量及製圖實習)
近畿、中國、九州地方(各種養殖事業調査)
五井 (海苔養殖場調査及實習)
本所又は小田原(製造法實習)
長野縣及新潟縣又は北海道(鮭、鱒人工孵

化法及湖沼實習) 大森及本牧(海苔養殖場調査)

(四)歴代所長及現在職員 所長は當初農商務省水産局長官制上當然其の任に當ることとなり居り藤田四郎、葦原清風、竹内正志、牧村眞の歴代の水産局長相踵で所長たり。明治三十六年官制を改め専任所長を置くこととなり、松原新之助氏之に任せられ、四十四年一月下啓助氏之に代り、大正四年十二月水産局長松崎壽三氏所長心得を命ぜられ、同六年二月伊谷以知二郎氏之に代り、同十三年八月理學博士岡村金太郎氏之に代り以て今日に至る。

職員 (昭和三年一月現在)

- 所長 理學博士 岡村金太郎
技師 植物學、養殖論(藻類) 岡村金太郎 (兼農林技師)
養殖論(鹹水養殖蕃殖保護論)
動物學、同實驗、養殖試驗部主任 養殖講習部主任、兼農林技師妹 妹尾 秀實
漁撈試驗部員 農林技師(兼) 下田 奎一
漁船機械試驗部主任兼農林技師 工學士 星野 三郎

漁撈論(漁法)漁撈試驗部主任 漁撈講習部主任 小瀬 次郎

- 養殖論(淡水養殖餌料水質)養殖法實習、養殖試驗部員 日暮 忠
養殖試驗部員(在大長)(兼農林技師) 理學士 梶山 英二
海洋調査部主任理學士 淺野彦太郎
漁船論(西洋型)製圖、漁船機械試驗部員兼農林技師工學士 堀江 武夫
漁場論、海洋學、湖沼學、浮游生物學、天然餌料實驗、海洋調査部員、養殖試驗部員 丸川 久俊
農林技師(兼) 田島達之輔
漁船機械試驗部員 理學士 佐藤 兌
製造化學、化學實驗化學試驗部員 製造講習部主任、生徒取締主任 野元 俊一
漁撈論、航海術、運用術、雲鷹丸船長 山本 靜一
物理學、同實驗、數學、漁船機械試驗部員、農學博士 田内森三郎
漁撈論(漁法)漁撈大意、漁獲物處理法 漁撈試驗部員 鎌田 武造
漁船機械試驗部員特許局技師 村山 敏三
農林技師(兼) 鴨脚 七郎

(附) 本會發行「帝水」所載重要事項

題目	執筆者	號數	頁數
大戦後の歐米水産事情(妹尾秀實)	妹尾秀實	五ノ一號	一
世界海洋調査事業(丸川久俊)	丸川久俊	五ノ二號	二
歐米の水産行政組織(小林基)	小林基	五ノ一	一
世界トロール漁業の大勢(國司浩助)	國司浩助	同	同
海外の漁港と本邦の漁港(關口四郎)	關口四郎	同	同
歐米の水産増殖(徳久三種)	徳久三種	同ノ二	二
歐米の冷蔵事業(宮田彌治郎)	宮田彌治郎	同ノ一	一
大鮮及鱈の世界觀(鎌田武造)	鎌田武造	同	同
世界に於ける捕鯨業(田子勝彌)	田子勝彌	同ノ二	二
歐米の魚市場(篠田平三)	篠田平三	同ノ三	三
漁業法改正私見(小林基)	小林基	同ノ四	四
鮎の研究に就て(石川千代松)	石川千代松	同ノ五	五
鯨漁業の歩方制度(山尾三千雄)	山尾三千雄	同ノ六	六
ノルウェイ水産銀行法(小林基)	小林基	同ノ七	七
漁業労働者扶助制度(山尾三千雄)	山尾三千雄	同ノ八	八
鮭鱒人工採卵の方法(中野宗治)	中野宗治	同ノ八	八
水族館に就て(小久保清治)	小久保清治	同ノ九	九
漁村の季節的移動労働(山尾三千雄)	山尾三千雄	同	同
鮭鱒の人工孵化放流労働(中野宗治)	中野宗治	同	同
水族館の設計(梶山英二)	梶山英二	同	同
人口食糧問題と対策(長澤柳作)	長澤柳作	六ノ二	二
帝國食糧給源の一提案(脇谷洋次郎)	脇谷洋次郎	六ノ三	三
諸家の觀たる人口食糧問題(脇谷洋次郎)	脇谷洋次郎	六ノ三	三
食糧問題と水産食糧(佐々茂雄)	佐々茂雄	六ノ二	二
本邦人口問題と水産政策(國司浩助)	國司浩助	六ノ二	二
人口及食糧問題と水産施設(太田康治)	太田康治	同	同
水産倉庫(丹波慎三)	丹波慎三	同ノ三	三
本邦捕鯨業の近況(太田康治)	太田康治	同	同
英國の水産教育(小林基)	小林基	同	同
北米の水産増殖(徳久三種)	徳久三種	同ノ四	四
米國の水産大學(小林基)	小林基	同ノ五	五
水産一夕話(井上長太郎)	井上長太郎	同ノ六	六
沿岸漁業と築磯(梶山英二)	梶山英二	同ノ七	七
漁業全系統組織の完成(關口四郎)	關口四郎	同ノ七	七
水産政策革新の提唱(青山憲三)	青山憲三	同ノ八	八
航海會議と漁港問題(關口四郎)	關口四郎	同ノ九	九
漁業組合施設改善の急務(小林基)	小林基	同	同
水産學校の單純化(水産學校長)	水産學校長	同	同
小鮎の放流肥育事業(川端重五郎)	川端重五郎	同ノ二	二
水産増殖(丸川久俊)	丸川久俊	同ノ一	一
淺海利用振興策(妹尾秀實)	妹尾秀實	同	同
海苔に就て(岡村金太郎)	岡村金太郎	同ノ二	二
本邦の水産増殖(農林省水産局)	農林省水産局	同	同
鮭増殖事業(飛鳥貫治)	飛鳥貫治	同ノ三	三
日本勸業銀行の貸出概要(本會調査)	本會調査	同	同
本邦水産業の現況(農林省調査)	農林省調査	同	同
水産金融改善策答申(本會提出)	本會提出	同ノ四	四
棘皮動物ラーバ飼育に就て(梶山英二)	梶山英二	同	同
フランスの漁業中央會(小林基)	小林基	同ノ四	四
ウグイの養殖(阿部圭)	阿部圭	同ノ四	四
世界の水産業の大勢(米國水産局調査)	米國水産局調査	同ノ四	四
漁業共同施設の實例(太田康治)	太田康治	同ノ二	二
専用漁業權の更新と充實(杉浦保吉)	杉浦保吉	同ノ三	三
道府縣水産會の歳入出(本會調査)	本會調査	同	同
簡易保險積立金借入手續(簡易保險局)	簡易保險局	同	同
千島に於ける鱒の天然保獲(飛鳥貫治)	飛鳥貫治	同ノ二	二
水産金融改善私見(青山憲三)	青山憲三	同ノ一	一
餌止を應用せる養鯉法(原徹一)	原徹一	同	同
水産増殖の振興(徳久三種)	徳久三種	同ノ一	一
漁族生活各研究の急務(内田惠太郎)	内田惠太郎	同	同
河川の養殖經營(中野宗治)	中野宗治	同ノ二	二
河川の生水力利用(高橋仁助)	高橋仁助	同ノ一	一
水力電氣事業と水産(日暮忠)	日暮忠	同	同
特殊銀行の水産資金供給状況(本會調査)	本會調査	同	同
鱒の利用に就て(木村金太郎)	木村金太郎	同ノ五	五
魚介類の化學成分と其の栄養價値(高田亮平)	高田亮平	同ノ六	六
英國の水産關係團體と事業(在英本邦大使)	在英本邦大使	同ノ六	六
昭和二年の魚類運輸狀況(鐵道省調査)	鐵道省調査	同ノ七	七

第四編 水産團體

第四編 水産團體

水産に關する公共團體としては、(一)水産會法に依る帝國水産會、道府縣水産會、郡市水産會、民法に依る公益法人としては(二)水産會其他の社團又は財團法人、其他の團體としては漁業法に依る(三)各種水産組合、(四)同上に依る漁業組合、(五)外國領海水産組合法に依る露領水産組合(六)重要物産同業組合法並同業組合準則に依る各種水産關係の同業組合を擧ぐるを得るのである。是等各種の團體は、等しく水産業の改良發達に貢獻せんとするなるも、各々其の準據せる法令の異なるに伴ひ各團體の組織、機能等一ならざるは當然のことに屬す。依て、以下各項に於て、各團體の制度の概要を掲ぐると共に、其の沿革並現況を記述するであらう。

水産會法に依る水産會

第四編 水産團體 水産會法に依る水産會

制度の概要

系統的公共團體たる帝國水産會、道府縣水産會及郡市水産會は、水産會法に依り創設せられたものである。水産會法は、大正十年四月九日法律第六十條を以て公布せられ、同年六月三日勅令第二百六十號を以て、同年六月十五日から實施せられたのであるが、尙ほ同法の附屬法令としては、(一)水産會法第二十六條ニ依る(經費賦課)異議ノ申立、訴願及行政訴訟ニ關スル件(大正十年六月三日勅令第二百六十一號)(二)水産會法施行規則(大正十年六月四日農商務省令第十七號)(三)水産會補助金交付規則(大正十年六月四日農商務省令第十八號)がある。以下少しく系統的水産會制度の概要を記述するであらう。

(一)水産會の目的及性質

水産會法に依る水産會は、水産業の改良發達を目的とする公法人である。元來、産業の改良發達を圖るといふことは、産業行政に屬するのであるが一般行政に付ても、官府以外に市町村等の地方自治機關を設くるの必要あるが如く、産業行政に在りても自治的機關の活動を必要とすることは、近世

産業制度に通有の現象である。水産會法に依る水産會は、此の意味に於て、自治的行政機關の一種たる性質を有するのである。故に、水産會は、水産業の改良發達を圖るを目的とすと謂ふことは、當業者個々の利益増進を圖るのでもなければ、自ら營業を爲すものでもない。國家又は地方の公共的立場から、水産業の改良發達を圖ることが主眼であり、其の結果として個々又は一部の當業者の利益を増進することがあり得るとしても、水産會本來の目的とする所は、一般公共の見地からして、斯業の改良發達を圖ることに在るのである。

(二)水産會の事業

水産會は、其の目的を達する爲めに、如何なる事業を爲すべきであらうか。否、なし得るであらうか。此のことに就ては、法令には別に明文はないが、大別して二種とすることが出来やう。(甲)自ら進んで斯業の改良發達を圖るに必要なる各種の施設を爲すことは其の一であり、(乙)斯業に關し行政廳の活動を要求し又は行政廳の活動を補助すると共に帝國議會地方議會に對して法律上の權限として諸願を爲し得ることは他の一である。

(甲)水産會の爲し得る施設
水産會は、國家又は地方の、水産業の改良發達を圖る爲めに前項の施設を爲すことを得べく、法律に於ては別段拘束する所がないけれども、營利事業を爲すことに就ては、其の公共團體たる性質に鑑み禁止して居る。而かも、實際、如何なる施設を爲すべきかは、地方の情況に照らして考究すべき問題であるが、大體を例示すれば左の如くである。

(一)生産的施設
漁業の改良及獎勵、漁場の開發及獎勵、蕃殖保護及水産増殖の調査及獎勵、製造の改良及指導、發明研究の獎勵、品評會共進會の開催及參同

(二)經濟的施設
水産統計の調査及編成、販路擴張の調査及助力、運輸通信關係の改善、海洋及氣象に關する通信交換、漁家經濟及漁業經濟調査、仲介斡旋及設計、漁況通信の交換

(三)社會的施設
共濟的施設及獎勵、遭難扶助の施設及獎勵、雇傭關係の改善、職業の紹介、漁村是の設定指導、紛議調停及仲裁判斷、表彰、
(四)教育的施設

各種の講習講話會の開設、集談會研究會の開催、展覽會の開設及參同、
(乙)行政廳の活動を要求し又は補佐する施設
(一)斯業の改良發達に關し行政廳に建議することは水産會の重要な機能の一である。
(二)行政廳の諮問に對し答申を爲し又は行政官廳の要求に應じ調査報告を爲すの義務があるのであるが、此のことは、一面に於て行政廳の活動を補佐する謂に他ならぬのである。

(三)水産會の種類及地區

水産會は、大別して三種とする。帝國水産會、道府縣水産會及郡市水産會である。而して、郡又は市を地區とする郡市水産會を單位とし、郡市水産會を以て道府縣水産會を組織せしめ、道府縣水産會を以て帝國水産會を組織せしむるのであつて、此の三階級の水産會は、一の系統を成し統一的の全國水産團體を形成するのである。水産會が、斯の如き系統的なる點は、商業會議所とは異なり、農會と其の撥を一にするものであるけれども、其の單位を町村に採らずして郡市に採りたる所は、農會とも同じか

らざる所である。
水産會の地區は、任意に定むるを得ないことになつて居り、帝國水産會は全國、道府縣水産會は道府縣、郡市水産會は郡又は市を以て地區とするを要するのである。唯郡市の水産會に限り、必ずしも、郡又は市の區域に依らざることが出来る。尙ほ彼に述ぶる如く在外水産會加入の制度のあることは他の産業團體と異つて居る所である。

(四)水産會の組織者即ち會員

水産會の會員たるべき者の資格に就ては水産會の種類に依り同一でないから、左に分説するであらう。

(一)郡市水産會の會員

郡市水産會は、系統的水産會の基本單位であるから、其の會員の範圍は、系統的水産會全體の組織を決定することになるのである。水産會は、水産業の改良發達を圖ることを目的とする以上、會員の範圍は漁業者のみに限定すべき謂はれなしとし(イ)漁業者(ロ)漁業權者(ハ)入漁權者(ニ)水産物製造業者(ホ)水産物取引業者(ヘ)水産物保管業者の六種を以て、會員たるべきものと定めたのである。尤も、上記の者の中に該當するものでも (1)國及公共團體

(2)鹽業者 (3)小賣を主たる目的とする製造業者及販賣業者 (4)水産物の保管を主たる目的とせざる保管業者 (5)他方長官に於て特別の事由ありとし道府縣令を以て除外したる者は、郡市水産會に加入せしめないものである。

郡市水産會の會員たる資格を有する者は、當然會員たる者と看做されることになつて居る。即ち、加入強制の制度になつて居るのであるが、行政官廳から免除の認可を受けた者だけが、加入を要しないのである。

(二)道府縣水産會の會員
道府縣水産會は、其の道府縣内に設立せる郡市水産會を以て組織し、固より加入の除外又は免除を認めて居ない。

(三)帝國水産會の會員
帝國水産會は、日本内地で成立する道府縣水産會を以て組織するのであるが、水産會法第二十七條に於て、農商務大臣の認可を受け朝鮮、臺灣等の殖民地又は海外に於ける水産團體を、其の會員とすることが出来る特例があるのである。此の後段の場合の水産團體は、一旦、帝國水産會に加入したる時は、道府縣水産會と同一の權利義務を有することになるのである。

(五)水産會の機關

水産會は法人であるから、其の活動を爲すには、一定の機關を必要とするのである。水産會に在りては(一)總代會及總會(二)會長、副會長、評議員及議員(三)委員會の三者が即ち夫れである。

(一)總代會及總會

水産會の意思機關は、郡市水産會に在りては總代會、道府縣水産會及帝國水産會に在りては總會となつて居るのであるが、郡市水産會は會員數非常に多數なる場合が多いので、會員の總會を以て水産會の意思機關とするのは混雜を來し却て適當でないとして認めて代議制度を採り、會員中より若干の議員又は特別議員を選出せしめ總代會を組織することとしたのである。

總代會及總會は、何れも、其の會員の選任したる議員、總會又は總代會の選任したる特別議員、行政官廳の選任したる特別議員を以て組織するのであるが、議員の數に付ては、帝國水産會に在りては、其の所屬道府縣水産會及特別加入の在外水産團體の數とし各水産會又は團體一人宛の定めである。道府縣水産會及郡市水産會は三十人以上といふことになつて居る。

特別議員は二種あり、一は各水産會の總代會又は總會に於て選任するものであり、他の一は行政官廳が選任する所のものである。

が、特別議員の數は、各々議員定數の五分の一を超ゆることが出来ぬ制限があり、前者に限り其の選任解任に付ては行政官廳の認可を受くることを要するのである。

(二)役員及職員

水産會の執行機關たる役員としては、會長及副會長を置くの外、諮問並監督機關たる評議員を置くのである。役員に對しては會長一人、副會長一人又は二人、評議員若干人とし會務の狀況に依り會則を以て適宜に其の數を定めしむ。任期は通例四年といふことになつて居る。

水産會は、役員の外必要に應じ、會則を以て相當の職員を置くことを得るのであるが、水産會の系統的團體たるに鑑み、其の重なるもの、名稱を可成統一せしむると共に、或限度まで其位置を保障せんとし趣旨から、主事技師其他の職員を置くことを得る旨の規定があるのみならず、主事技師に限り其の任免は行政官廳に届出づることを要するのである。

(三)委員會

水産會には紛議調停、仲裁判斷、表彰等の審議決定を爲さしむる爲、會則を以て委員會を置くことが出来る。此の委員會は一種の常任委員會であり其の權限に屬する範

團内に於ては、一種の合議體の執行機關であるのである。従來、類例をみない制度であるが、水産業には、斯る機關の審議決定を必要又は便宜とする事項が、他の産業に比し多いからである。

(六) 水産會の經費

水産會の活動に必要な經費は、種々なる財源から得られるであらうけれども、概括するときは(一)會費、(二)手数料使用料、(三)補助金、(四)寄附金等である。手数料等の収入又は寄附金に付ては特に説明を要することなきも、會費と補助金とに就てはこゝに一言する所あるであらう。

(一) 會費

水産會は、會則の定むる所に依り、其の會員に對し、會費を賦課し過怠金を徴収することが出来ることになつて居る。即ち會員は、經費を分擔する義務を有するのである。然るに、此の義務を履行しない者があ

る場合には、過怠金を徴収することが出来るばかりでなく、市町村長に對し滞納處分を請求することが出来る。所謂經費の強制徴收権を認められたのである。

水産會の會費及過怠金に就て、一面、強制徴收方法を設けると同時に、其の會費又は過怠金の賦課徴收に對する過誤に對し異議の申立、訴願又は行政訴訟の途を開いて、處分の公正を期することになつて居る。

(二) 補助金

水産會は、水産業に關し一般的公共機關たる性質並機能を有することは、既に説明した通りであるから、其の施設するところが出来るのである。國庫又は地方公共團體が、水産會に對し相當の補助金を交付すべきは當然のことであると思ふ。

水産會法は、政府の豫算の範圍内に於て水産會に對し國庫より補助金を交付する旨の規定を設け、年額三萬五千圓(従前は五萬圓)を限度とし帝國水産會並道府縣水産會特別の場合には郡市水産會に對しても、夫々補助金を交付しつゝあるのである。

帝國水産會

東京・麹町區内山下町一ノ一(東洋ビル内)

一沿革

本會は、大正十一年五月十二日農商務大臣の認可を得て成立し、當初其の事務所を市内京橋區西紺屋町十九番地地學協會内に設け、大正十二年九月震災に遭ひたる爲め、麹町區八重洲町一丁目一番地三十五號館に事務所を開き、後、京橋區木挽町地質調査所に移轉したが、大正十四年十一月一日より現時の事務所に移轉したのである。

二組織

本會は、別項「制度の概要」に記述の通り、水産會法に依る道府縣水産會を其の組織者即ち會員とするものにして、創立當時に在りては、其の數二十三に過ぎざりしが、爾來逐次増加したる爲め、現時は北海道の外三府三十六縣朝鮮及青島の兩國體の加入を見るに至つた。(別項「道府縣水産會」の記事参照)

三目的及事業

本會は、水産會法に依る他の水産會と、

其の目的に於て異なる所なく、水産業の改良發達を圖るに在ることは言を俟たない所である。而して、此の目的を達せんが爲め、既往並現在に於て實施の事業に付き、左に其の概要を記述することとせん。

(1) 會報「帝水」の發行

大正十一年十一月、本會創立後日尙ほ淺きにもかゝらず、系統的水産會の相互の聯絡其他斯業に對する主義主張を明らかにする爲め、月刊「帝水」の發行を企て、雨來、逐次其の内容の充實に努めつゝありし際、大震災の爲一時挫折するの已むなきに陥りしが、災後直に之が復興を圖り、兎に角、斯業界の一權威たるを認めらるゝに至つたのである。

(2) 水産年鑑の發行

水産業に關する統計類は、固より二三にして止まらないが、概ね、特殊の事項を載録するに過ぎず、未だ、水産の全般を窺ふべき年鑑の類を見ないことは、斯

業界は勿論各方面の不便とするを認め本會は大正十五年に第一次水産年鑑を、昭和三年に第二次を發行するに至つた。

(3) 水産夏季大學の開催

水産に關する國民的理解を促進する一助として、大正十四年度以來、水産夏季大學なるものを開設しつゝあるが、大正十四年度は千葉縣館山町縣立安房水産學校に於て、同十五年度は兵庫縣明石市公會堂に於て、昭和二年度は北海道函館市公會堂に於て開催し相當の効果があつたと信ずる。

(4) 水産事務員養成講習の開催

水産に従事する事務員の養成を目的として、昭和元年度に第一回水産事務講習會を開催し、同二年度に其の第二回を何れも東京に於て開催した。

(5) 各種調査

水産金融、魚市場其他に關する調査を行ひ、目下海外水産團體、漁業組合中央

金庫制度其他の調査を進めつゝある。

(6) 仲介斡旋

水産に關する仲介斡旋を爲すことも事業の一として居るが、現在は主として副業生産品の販賣又は購買の斡旋を行ひ、専任の技師を置き諸種の相談にも應じて居る。

(7) 資料の刊行

水産に關する資料として、「農村と養魚」「地方水産會豫算一覽」「道府縣水産會一覽」「帝國水産會役員一覽」其他を印行、有料又は無料を以て頒付した。

(四) 機關

本會の議決機關としては總會があり、通常總會は毎年一月開催のことによつて居る。執行機關としては正副會長があり、諮問及監査機關としては評議員があるのである。

本會現在、役員議員並特別議員

(昭和三年五月一日現在)

役員

會長

男爵 村上隆吉

東京市小石川區若荷谷町五七(小石川四二二)

同

青山憲三

金澤市油車町一〇
東京市京橋區丸屋町佐々部旅館(銀座四九九)

副會長

小池仁郎

北海道根室町鳴海町四ノ二
東京市外・澁谷町神泉四(青山三六三)

第四編 水産團體 水産會法に依る水産會

第四編 水産團體 水産會法に依る水産會

評議員 別項議員及豫備議員中×印あるものとす

顧問 理學博士 岸上 鎌吉 (東京市麴町區一番町二九ノ二 九段一三一五) 同 理學博士 岡村 金太郎 (東京市小石川區高田豊川町四 牛込八四〇)

特別議員

奥田 龜造 (下關市丸山町一、八三八 東京市麴町區土手三番町三〇 九段一六六六) 日高 榮三郎 (東京市外・澁谷町 松本方 堤 清六 東京市外・澁谷町(青山七七) 下關市宮田町) 國司 浩助 (愛知縣愛知郡下之一色町) 森 敬作 (東京府荏原郡大井町三、三三) 和合 英太郎 (東京市外青山山田一七三松平 邸内(青山一、二〇九)) 牧 朴 眞 (東京市小石川區若荷谷町五七 (小石川四二二)) 男爵 村上 隆吉 (東京市芝區松本町四四 (高輪四〇八一)) 伊谷 以知二郎 (長崎市引地町一三) 山田 吉太郎 (下關市竹崎町) 中部 幾次郎 (小樽市花園町西二ノ二一) 渡邊 兵四郎 (東京市麴町區永田町二ノ一 (銀座二三四)) 初山 半三郎

議員及豫備議員

東京 議員 員×高木 正年 (東京市外・南品川利田新地三 (高輪三一〇)) 豫備議員 橋本 淑人 (南葛飾郡瑞江村字下今井三六) 京都 議員 員 渡邊 彌藏 (加佐郡舞鶴町字竹屋一〇一) 豫備議員 室井 成蹊 (竹野郡間人町六百二十番戶) 大阪 議員 員×杉本 又三郎 (大阪市西區江戶堀南通五丁目 一四) 豫備議員 泉 仁三郎 (大阪市西區靱南通五丁目 足柄下郡小田原町幸四丁目六 〇四) 神奈川 議員 員 山田 又市 (中郡須馬町須賀一二〇五) 豫備議員 遠藤 醇 (神戸市駒ヶ林町五丁目九七) 兵庫 議員 員 小畑 種吉 (赤穂郡坂越村) 長崎 議員 員×大石 榮三郎 (長崎市立山町八五) 豫備議員 田中 茂一 (壹岐郡石田村石田三四二) 新潟 議員 員 伊藤 龜太郎 (佐渡郡相川町一丁目濱町一九) 豫備議員 高橋 喜六 (中頸城郡直江津町一一九) 千葉 議員 員 式田 啓治郎 (夷隅郡御宿町大字濱一六六) 豫備議員 武津 爲世 (安房郡和田村大字和田四九八) 茨城 議員 員×黑澤 長七 (那珂郡湊町九一〇) 豫備議員 中島 八十吉 (稻敷郡舟島村大字舟子六一二) 三重 議員 員 石原 圓吉 (志摩郡鳥羽町二、一一二) 豫備議員 水谷 新一 (桑名郡桑名町赤須賀) 愛知 議員 員×川口 兵三 (知多郡横須賀町大字養父字北 堀如六) 豫備議員 岡田 紋三郎 (寶飯郡西浦村二〇二番戶)

静岡 議員 員 佐藤 喜代藏 (濱名郡白須賀町白須賀) 豫備議員 高木 象太郎 (賀茂郡安良里村九四) 岐阜 議員 員 花村 覺三郎 (武儀郡東武藝村) 豫備議員 市村 宣言 (益田郡下原村) 宮城 議員 員 玉井 庸四郎 (牡鹿郡渡波町三二三) 豫備議員 齋藤 宗藏 (桃生郡小野村濱市字白萩五四) 福島 議員 員 吉田 彌十郎 (石城郡四倉町字新町七六) 豫備議員 西 安次郎 (相馬郡眞野村鳥崎濱) 岩手 議員 員 熊谷 平助 (下閉伊郡宮古町宮古第十七地 割新町一三) 豫備議員 村上 德一郎 (九戸郡種市村第七一地割九) 青森 議員 員 長谷川 義 (西津輕郡鰺ヶ澤町大字本町七 下北郡大畑村大字大畑字新町 六二) 豫備議員 森 又四郎 (西田川郡豊浦村大字三瀬戌三 七六) 山形 議員 員×白幡 仲治 (飽海郡酒田町新町一一) 豫備議員 佐藤 傳助 (南秋田郡船川港町) 秋田 議員 員 澤木 長吉 (山本郡岩館村) 豫備議員 川村 清藏 (遠敷郡雲濱村竹原二八號ノ二 八) 福井 議員 員 中崎 源次郎 (丹生郡城崎村原十七號ノ一五) 豫備議員 上田 千代三郎 (金澤市油車町一〇) 石川 議員 員 青山 憲三 (河北郡七塚村字白尾) 豫備議員 油野 長市 (水見郡藪田村小杉二一四) 富山 議員 員×廣瀬 鎮之 (下新川郡經田村濱經田三九) 豫備議員 濱田 長次郎 (氣高郡正條村大字濱村) 鳥取 議員 員 木下 六藏 (東伯郡赤碓町) 豫備議員 梶木 勝太郎

島根 議員 員×小川 藏次郎 (八束郡野波村大字多古) 豫備議員 大野 竹次郎 (安濃郡波根東村) 岡山 議員 員×高草 美代藏 (岡山市西山下町一七六) 豫備議員 藤原 元太郎 (兒島郡八濱町九八三) 廣島 議員 員 瀨尾 賢次郎 (御調郡立花村五八番屋敷) 豫備議員 荒木 茂市 (深安郡引野村四二四番屋敷) 山口 議員 員 富田 恒祐 (豊浦郡彦島町) 豫備議員 秋元 考太郎 (大島郡久賀町) 和歌山 議員 員 小島 茂德 (東牟婁郡古座町大字古座三西) 豫備議員 小出 伊勢三 (同 郡勝浦町三七二) 德島 議員 員 由岐氏死亡に付缺員 那賀郡椿村大字椿泊岩番屋敷) 豫備議員 田淵 豊吉 (北宇和郡吉田町大字北小路甲 四八) 愛媛 議員 員×清家 吉次郎 (西宇和郡三崎村大字串) 豫備議員 菊地 亨敦 (高知市紺屋町九番地ノ一) 高知 議員 員×田村 實 (高知市中島町九一屋敷) 豫備議員 河野 益吉 (福岡市烏飼町大字玄丹三四ノ九) 福岡 議員 員×樋口 邦彦 (福岡市八屋町大字八屋三三八) 豫備議員 浦野 岩吉 (築上郡八屋町大字八屋三三八) 大分 議員 員 二宮 吉之丞 (大分市大字勢家八三八) 豫備議員 鍋島 重之 (下毛郡櫻洲村大字鍋島四五六) 佐賀 議員 員 常吉 太郎 (東松浦郡濱崎町四) 豫備議員 山田 兼介 (佐賀郡西與賀村一七六) 熊本 議員 員 脇山 眞一 (天草郡上津浦村三、七二五) 豫備議員 吉川 廣助 (天草郡牛深町二〇四一八二) 宮崎 議員 員×渡邊 與七 (南那珂郡油津町二二三) 豫備議員 日高 實三郎 (東臼杵郡門川村)

第四編 水産團體 帝國水産會

鹿兒島 議員 西村種禮 出水郡珂久根町波溜三八番戸
 豫備議員 山之内嘉也 川邊郡枕崎町四三〇番戸
 沖繩 議員 照屋林顯 那覇市東町四丁目三三
 豫備議員 仲宗根勝米 宮古郡平良町宇西里三八
 北海道 議員 小池仁郎 根室郡根室町鳴海町四ノ二

朝鮮 豫備議員 笠島貞治 余市郡余市町濱中町五六
 議員 香椎源太郎 釜山府大廳町二丁目五
 青島 豫備議員 櫻谷政鶴 京城府櫻井町一丁目九八
 議員 查野重治郎 青島荷澤路二號
 豫備議員 荒川末四郎 青島廣州路十五號

道府縣水産會

道府縣水産會は、北海道又は府縣の區域を以て地區とし、各々其の地區内の都市水産會を以て設立せらるゝものである。現在は、北海道外三府三十五縣通計三十九である。沿海府縣で其の設けのよいは香川縣

だけである。
 道府縣水産會の目的、性質、機關等は、既に「制度の概要」に記述したれば茲に再説しない。
 又、右道府縣水産會の外、殖民地又は海外の水産會其他之に準すべき團體は、農林大臣の認可を得て、帝國水産會の會員となることが出来る。現在の所では、朝鮮水産

郡市水産會

會及青島水産組合は、この資格に於て加入して居るものである。
 郡市水産會は、系絲的水産會の單位を成すもので、其の目的、性質、機關等は「制度の概要」に詳かである。

道府縣並郡市水産會一覽

(昭和三年二月末現在)

東京府水産會

東京府廳内 東京府廳内
 東京市水産會 東京市役所商工課内
 荏原郡同 荏原郡品川町、元郡役所内
 南葛飾郡同 南葛飾郡西村大字桑川五六〇
 八丈島同 八丈島大賀郷村、八丈支廳内

京都府水産會

小笠原島同 小笠原、父島、小笠原支廳内
 大島同 大島支廳内
 京都府廳内 京都府廳内
 大池水産會 久世郡御牧村字東一口
 加佐郡同 加佐郡舞鶴町、元郡役所内
 與謝郡同 與謝郡宮津町、府水産講習所内
 竹野郡同 竹野郡網野町、元郡役所内
 熊野郡同 熊野郡久美濱町、元郡役所内

大阪府水産會

大阪府廳内 大阪府廳内
 堺市水産會 大阪府廳商務課内
 堺市同 堺市大濱南町公園地
 泉北郡同 泉北郡鳳町、元郡役所内
 泉南郡同 岸和田市岸城町一八三三
 神奈川縣水産會 神奈川縣府廳内

長崎縣水産會

長崎縣廳内 長崎縣廳内
 長崎市水産會 長崎市濱場町
 佐世保市同 佐世保市役所内
 南高來郡同 南高來郡島原町
 北高來郡同 北高來郡諫早町
 東彼杵郡同 東彼杵郡大村町
 西彼杵郡同 長崎市小川町、縣農會内
 南松浦郡同 南松浦郡福江町
 北松浦郡同 北松浦郡平戸町
 壹岐郡同 壹岐郡武生水町
 新潟縣廳内 新潟縣廳内

新潟縣水産會

新潟市役所内 新潟市役所内
 西頸城郡同 西頸城郡絲魚川町
 中頸城郡同 高田市西會所通十三番地
 刈羽郡同 刈羽郡柏崎町
 三島郡同 三島郡出雲崎町
 北蒲原郡同 北蒲原郡新發田町、元郡役所内
 岩船郡同 岩船郡村上町七〇一番地甲
 佐渡郡同 佐渡郡相川町
 西蒲原郡同 西蒲原郡巻町、郡農會内
 千葉市水産會 千葉市寒川九八五ノ一
 千葉縣水産會 千葉市寒川九八三
 夷隅郡同 夷隅郡勝浦町濱勝浦七〇
 東葛飾郡同 東葛飾郡船橋町九日市二〇一二
 山武郡同 山武郡片貝町片貝六九〇三

兵庫縣水産會

神戸市役所商工課内 神戸市役所商工課内
 明石市同 明石市役所勸業課内
 武庫西宮同 西宮市松原町、元武庫郡役所内
 明石郡同 明石市相生町一〇、元明石郡役所内
 加古郡同 加古郡高砂町役場内
 飾磨郡同 姫路市西新町、元飾磨郡役所内
 赤穂郡同 赤穂郡赤穂町、元赤穂郡役所内
 城崎郡同 城崎郡竹野村役場内
 美方郡同 美方郡濱坂町役場内
 津名郡同 津名郡洲本町、元津名郡役所内
 三原郡同 三原郡市村、元三原郡役所内
 揖保郡同 揖保郡網干町新在家

安房郡同 海上郡同 君津郡同 匝瑳郡同 市原郡同 長生郡同 千葉郡同
安房郡北條町一八一二 海上郡銚子町ノ四八七ノ一 君津郡木更津町仲町一四〇〇 匝瑳郡八日市場町イノ一九八四 市原郡八幡町八幡一〇八五 長生郡茂原一二九 千葉市寒川九八五

茨城縣水産會

東茨城郡水産會 那珂郡同 久慈郡同 多賀郡同 鹿島郡同 行方郡同 稻敷郡同
水戸市上町東柵町、東茨城郡農會内 那珂郡湊町五二〇七ノ一 久慈郡久慈町宇宿座敷五七七三ノ三 多賀郡松原町、大字高萩一八二一 鹿島郡鉾田町、郡自治館内 行方郡麻生町、郡農會内 稻敷郡江戸崎町、郡自治館内

三重縣水産會

津市水産會 桑名郡同 三重郡同 河藝郡同 度會郡同 志摩郡同 北牟婁郡同 南牟婁郡同
津市西町、市役所内 桑名郡桑名町、元郡役所内 三重郡海藏村、元郡役所内 河藝郡白子町、元郡役所内 宇治山田市先淵町、元郡役所内 志摩郡鳥羽町、元郡役所内 北牟婁郡尾鷲町、元郡役所内 南牟婁郡木本町、南牟婁支廳内 名古屋市中區新榮町三ノ二九陸田ビル内

愛知縣水産會

愛知郡水産會 海部郡同 知多郡同 碧海郡同 幡豆郡同 寶飯郡同 渥美郡同
愛知郡下之一色町宇南ノ切一 海部郡蟹江町大字舟入 知多郡半田町、元郡役所内 碧海郡大濱町字北川五〇 幡豆郡西尾町、元郡役所内 寶飯郡國府町、元郡役所内 渥美郡西八丁、元渥美郡役所内 靜岡市追手町二五〇

靜岡縣水産會

靜岡市水産會 清水市同 賀茂郡同 田方郡同 駿東郡同 沼津市同 富士郡同 庵原郡同 安倍郡同 志太郡同 榛原郡同 小笠郡同 磐田郡同 濱名同
靜岡市兩替町三丁目天仁方 清水市入江片羽 賀茂郡下田町、元郡役所内 田方郡三島町、元郡役所内 沼津市平町、蠶業取締所内 富士郡吉原町、元吉原郡役所内 庵原郡蒲原町中 靜岡市追手町、安倍郡公會堂内 志太郡焼津町城之腰 榛原郡相良町役場内 小笠郡千濱村役場内 磐田郡福田町役場内 濱松市高、元濱名郡役所内 岐阜縣廳内 岐阜市司町二、元稻葉郡役所内 掛斐郡掛斐町、元郡役所内 郡上郡八幡町、元郡役所内

岐阜縣水産會

青森縣水産會

氣仙郡水産會 上閉伊郡同 下閉伊郡同 九戸郡同
氣仙郡盛町、元郡役所内 上閉伊郡釜石町、縣水産試驗場内 下閉伊郡宮古町、下閉伊支廳内 九戸郡久慈町、九戸支廳内 青森縣廳内 青森市新町一七七 西津輕郡鰺ヶ澤町本町一 上北郡三澤村大字三澤字猫又一二一 下北郡田名部町、田名部町役場内 三戸郡湊町大字濱通字柳町五四 山形縣西田川郡加茂町、縣水産試驗場内 鶴岡市馬場町公園地、鶴岡市役所内 飽海郡酒田町實小路三ノ五元郡役所内 秋田縣廳内

秋田縣水産會

山本郡水産會 南秋田郡同 由利郡同
山本郡能代港町、元郡役所内 南秋田郡土崎港町、元郡役所内 由利郡金浦町 福井市城町山里一番地

福井縣水産會

福井市水産會 坂井郡同 丹生郡同 南條郡同 敦賀郡同 三方郡同
福井市城町山里一番地 坂井郡三國町平木、元郡役所廳會 丹生郡朝日村西田中、同 南條郡武生町蓬萊、同 敦賀郡敦賀町津内、同 三方郡八村三方、元郡役所廳會

宮城縣水産會

本吉郡水産會 牡鹿郡同 桃生郡同 宮城郡同 名取郡同 亘理郡同
本吉郡氣仙沼町釜ノ前一八七 牡鹿郡石巻町本町 桃生郡飯野川町、元郡役所内 宮城郡鹽釜町役場内 名取郡長町、元郡役所内 亘理郡荒濱村、荒濱村漁業組合内 福島縣廳内

福島縣水産會

石城郡水産會 双葉郡同 相馬郡同
石城郡小名濱町、縣水産試驗場内 双葉郡高岡町大字小濱字驛一〇九 相馬郡中村町中村字北町九一 岩手縣廳内

岩手縣水産會

第四編 水産團體 那市水産會

吾川郡同
高岡郡同
幡多郡同
安藝郡同

吾川郡御疊瀬村
高岡郡須崎町
幡多郡清水町
安藝郡安藝町

福岡縣水産會

筑豊
有明
八女郡同
豊前同

福岡縣廳内
山門郡沖端村大字沖端町一四二
八女郡上妻村大字祈禱院四六二
築上郡八屋町

大分縣水産會

大分市水産會
別府市同
南海部郡同
北海部郡同
大分郡同
速見郡同
東國東郡同
西國東郡同
宇佐郡同
下毛郡同

大分市大字大分、大分魚市會社内
別府市大字別府、別府市役所内
南海部郡佐伯町、元郡役所内
北海部郡臼杵町、元郡役所内
大分市一番地、大分縣廳内
速見郡日出町、元郡役所内
東國東郡國東町、元郡役所内
西國東郡高田町、元郡役所内
宇佐郡長洲町役所内
下毛郡中津町、元郡役所内

佐賀縣水産會

佐賀郡水産會
小城郡同
杵島郡同
藤津郡同

佐賀市松原町、元郡役所内
小城郡刈村役場内
杵島郡大字廿治一五三四
藤岡郡鹿島町、元郡役所内

沖繩縣水産會

那覇市水産會
島尻郡同
中頭郡同
國頭郡同
宮口郡同
八重山郡同

那覇市東町三ノ三〇
那覇市役所内
那覇市東町三ノ三〇、縣水産會内
同
國頭郡名護町、元郡役所内
宮口郡平良町
八重山郡石垣町

北海道水産會

小樽市水産會
室蘭市同
石狩市同
後志市同
檜山郡同
渡島郡同
釧路郡同
十勝郡同
日高郡同
釧路市同
根室郡同

札幌市北三條西七丁目
札幌市北三條西七丁目
小樽市住ノ江町一ノ二二
室蘭市役所内
札幌市、石狩支廳内
札幌市、石狩支廳内
札幌市、石狩支廳内
檜山郡江差町、檜山支廳内
函館市、渡島支廳内
室蘭市
浦河郡浦河町、浦河支廳内
河西郡帶廣町、河西支廳内
釧路市、釧路國支廳内
根室郡根室町大字本町
國後郡泊村

熊本縣水産會

東松浦郡同
西松浦郡同
天草郡水産會
葦北郡同
八代郡同
宇土郡同
玉名郡同

東松浦郡唐津町、元郡役所内
西松浦郡伊萬里町、元郡役所内
熊本縣廳内
天草郡本渡町、天草支廳内
葦北郡佐敷町向町
八代郡八代町
宇土郡三角町
玉名郡彌富村

宮崎縣水産會

宮崎郡水産會
南那珂郡同
兒湯郡同
東臼杵郡同

宮崎市元郡會議堂内
南那珂郡油津町漁業組合内
兒湯郡高鍋町、元郡役所内
東臼杵郡延岡町、元郡役所内
鹿兒島市小川町一二五ノ一、共助會内

鹿兒島縣水産會

鹿兒島市水産會
鹿兒島郡同
掛宿郡同
川邊郡同
日置郡同
薩摩郡同
出水郡同
始良郡同
肝屬郡同
熊毛郡同

鹿兒島市山下町、鹿兒島市役所内
鹿兒島市長田町、元鹿兒島郡役所内
掛宿郡指宿村西方、元郡役所内
川邊郡加世田町武田
日置郡伊集院町、元郡役所内
薩摩郡川内町、元郡役所内
出水郡出水町、元郡役所内
始良郡加治木町、元郡役所内
肝屬郡志布志町
肝屬郡鹿屋町、元郡役所内
熊毛郡西之表町、熊毛支廳内

朝鮮水産會

咸鏡北道水産會
咸鏡南道同
江原道同
慶尙北道同
慶尙南道同
全羅北道同
全羅南道同
忠清南道同
京畿道同
黃海道同
平安南道同
平安北道同

咸鏡北道羅南、咸鏡北道廳内
咸鏡南道咸興、咸鏡南道廳内
江原道江陵郡注文津
慶尙北道迎日郡浦項
慶尙南道釜山府本町一ノ一
全羅南道木浦港町一ノ一
全羅北道群山府本町通
忠清南道公州、忠清南道廳内
京畿道仁川府港町
黃海道海州、黃海道廳内
平安南道鎮南府浦三和町
平安北道龍川郡龍岩浦
青島

民法に依る公益法人

制度の概要

民法に依れば祭祀、宗教、慈善、學術技藝其他公益に關する社團又は財團は、主務

官廳の許可を得て法人となすことが出来るのである(民法三四)。即ち民法に依る公益法人は、大別して、社團法人と財團法人との二種となるのである。

公益法人の機關に就ては、社團法人なる
と財團法人なるに依り異なる所がある。
社團法人に在りては社員總會を意思機關と
し、理事を執行機關とするの外、監査機關
として監事を置くことを得るのである。此
等の機關の職務權限等は、夫々定款の定む
る所に依るのである。
財團法人に在りては、社員なるものがな
いから、従て、社員總會なるものある筈な
く、執行機關としては理事を置く。監事を
置くことを得るは社團法人の場合と異なる
ことなし。其の職務權限等は寄附行為を以
て定むることを要す。

水産關係公益法人(昭和三年五月一日現在)
社團法人 六
財團法人 四

社團法人

大日本産會

東京・赤坂區溜地番一番地(三會堂内)
(一)沿革
本會は、明治十五年一月朝野の先覺者の

監事

高橋熊三
高橋順平
梅浦健吉

(四)事業

- (一)「水産界」の發行
本會創立以來發刊して居るのであるが、當初は「大日本水産會報」と稱し、大正四年十一月より改題して今日に至る。
- (二)漁船各員の養成
明治四十二年八月から漁船各員養成所を設け爾來其の業を受けたる者九千餘人に上るといふ。
- (三)圖書刊行
「村田水産翁傳」「水産關係法規」、「水産寶典」等を刊行したことがある。
- (四)發明獎勵
- (五)設計調査
- (六)代理購入、鑑定

樂水會

東京・深川區越中島町(水産講習所内)
(一)沿革
本會は、初め、水産傳習所及水産講習所卒業者の同窓會であつたものを大正九年一月其の組織を改めて社團法人と爲し、同

第四編 水産團體 民法に依る公益法人

發起に依るもので、爾來、幾星霜を重ね斯業の進歩發達に貢献したことは屈指に違がない。明治十九年以降時に共進會を開き、同二十年には水産陳列所を設け、同二十二年には本邦水産教育の權輿ともいふべき水産傳習所を創立し、同三十年水産講習所の開設を見るまで前後三百九十四名の生徒を教養したのである。明治四十二年本會の組織を變更して社團法人と爲し其の面目を一新するに至つた。大正九年には海事協會と協同して海事水産博覽會を催ふし、其他發明獎勵の施設を爲す等其の事績の最たるものである。

(二)組織
本會は、名譽會員、特別會員、通常會員贊助會員を以て組織し、名譽會員は學識名望ある者又は水産に關し功勞ある者の中より推薦せらる。特別會員、通常會員及贊助會員は、左の會費を負擔す。
特別會員 年額 五圓
通常會員 年額 三圓
水産組合漁業組合及之に準ずる者 年額 四圓
其他の者 一回 二圓
特別會員及通常會員にして一時に十年分を納付する者は、爾後會費を納付するを要せず。

四月十七日農商務大臣の許可を得たものである。

(二)目的及事業

會員相互の交情を温め、智識の向上並に水産の進歩を圖ることを目的とし、機關誌「水産研究誌」を月刊し、講演會及講話會を開き水産に關する圖書を隨時刊行す。

(三)會員

水産傳習所及同講習所卒業者を正會員とし、水産講習所に關係ある者を特別會員とす。

正會員 千二百七十二名
特別會員 四十五名
理事長 鎌田武造

漁船機關士協會

東京・芝區愛宕下町三丁目一番地
(一)沿革及目的
本會は、大正十三年七月の創立に係り水産業特に漁船機關に關する學術技能の進歩發達並に漁船機關部従業員の品性地位の向上及福祉の増進を圖ることを目的とし、現に月刊「漁船機關」を發行して居

要せず。

現在會員 三百名
特別會員
通常會員 千七百二名

(三)機關

(一)總裁
定款に依り皇族を總裁に奉戴す。

第一次總裁 小松宮彰仁親王殿下
第二次總裁 有栖川宮威仁親王殿下
第三次總裁 東伏見宮依仁親王殿下
現在 伏見宮博恭王殿下

(二)副總裁

久しく村田保氏副總裁の任に在りしが、大正十四年一月物故せられ缺員中であつたが、本年五月牧村眞氏副總裁に就任した。

(三)役員

會長 伊谷 以知二郎
常務理事 高草美代藏
中村嘉壽
春日信市
堤清六
川合角也
前田庄五郎
鍋島慈道
黒住成章

(二)會員

名譽會員
正會員
贊助會員
(三)役員
理事長 中村一徹

日本罐詰協會

東京・丸ノ内丸ビル内
(一)沿革
昭和二年三月十五日を以て成立す。舊大日本罐詰協會、罐詰普及協會等を改造して罐詰業者の全國唯一の團體である。

(二)目的及事業

本會は、魚介肉蔬菜其他食料品罐詰業の改良發達を圖るを以て目的とし、罐詰に關する學理及技術の研究販路の擴張、功勞者の表彰、雜誌及書籍の刊行、講演會其他の集會等を行ふ。現に、月刊「罐詰時報」を發行して居る。

(三)役員
名譽會長 牧 朴 眞
名譽副會長 伊谷 以知二郎
理事長 堤 清 六

日本定置漁業研究会

東京・赤坂區溜池町一番地(三會堂内)

(一)沿革及目的
定置漁業に關する諸般の事項を研究し、其の進歩發達を圖るの目的を以て、大正十五年六月創立せられ、昭和二年八月二十七日を以て社團法人の許可を受く。

(II)會員 五百名
(III)役員
理事長 川合角也

燒津水産會

静岡縣志太郡燒津町

本會は、明治四十一年八月の設立で、水産業の改良發達を圖るを以て目的とするものである。會員は燒津町在住の水産業者にして、定款所定の資格を有する者に限る。

財團法人

水産研究獎勵會

東京・深川區越中島町(水産講習所内)

本會は、水産講習所の創立から十年、水産講習所の創立から二十年に相當する明治四十年三月二十二日を以て募集した水産研究獎勵會獎勵資金壹萬貳千四百參拾四圓六拾七錢四厘を以て財團法人を設立することとなり、同四十一年六月其の許可を得たものである。

今其の目的とする所を見るに、水産講習所生徒其他の者に對し、水産に關する研究を獎勵する爲、學資又は資金を補給或は貸與若くは賞與するに在り。

北水協會

北海道・札幌市北三條西七丁目一番地

本會は、大正十三年五月、舊社團法人北水協會の事業を繼承して生まれたもので、

北海道に於ける水産業の改良發達を圖るに在り。其の主要なる事業は、學資の給與貸與其他の獎學施設である。

石川縣珠州郡漁業獎勵財團

石川縣珠州郡飯田町

本財團は、漁業の改良發達を以て、明治三十八年十二月の創立に係る。

財團法人石垣産業獎勵會

東京・赤坂區溜池町一番地(三會堂内)

(一)沿革
大正十四年一月石垣限太郎氏は私財壹百萬圓を擧げて、大日本水産會に寄附の申出でありしが、同會に於ては、大震災に因り烏有に歸せし三會堂復興の急を認め、同會の外大日本農會及大日本山林會に謀り、右資金を以て本財團法人を設立するに決し、同十五年一月財團法人創立の手續を爲し農林大臣の許可を受け、以て今日に至つたのである。

(II)目的及事業
本會は、水産業、農業、山林業の改善發

達を圖ることを目的とし、此の目的を達成する爲め調査研究、營業者及從業者の爲めの社會的及經濟的施設の調査、著作、發明又は起業の獎勵補助、講演會、講習會、品評會及展覽會等の開催其他の事項を行ふのである。

(III)役員
理事長 牧 朴 眞

其他の公益團體

水産會、水産組合、漁業組合、同業組合等の如く特定の法律に準據したるもの又は民法の公益法人に屬せざる水産の公益團體としては、水産協會、水政會、漁業組合中央會及日本冷凍協會の四とす。

水産協會

東京・小石川區茗荷谷町五十七番地

(一)沿革及目的
本會は、普選の實現を機とし、水産業者の覺醒を圖ることを目的とするものにして、大正十五年一月の創立に係る。

(II)會員 一千名
(III)役員
理事長 男爵 村上隆吉
理事 伊集院兼知
田中丸祐厚
青山憲三
佐藤喜代藏
森 敬 作
小畑種吉
中部幾次郎
安西直一
有地藤三郎
小池仁郎
堤 清 六

水政會

東京・赤坂區溜池町一番地(三會堂内)

(一)沿革及目的
本會は、水産振興の爲、學理及技術を基礎とし、政策行政其他重要問題に關して、公正なる輿論の喚起と健全なる國策の樹立とに努力し、以て其の貫徹を期するの綱領を以て、大正十四年一月創立せ

漁業組合中央會

東京・赤坂區溜池町一番地(三會堂内)

(一)沿革及目的
本會は、種々の曲折を経て、昭和二年五月福岡市に於て開催せられた第四回全國漁業組合大會の際創立の議決を見たのである。其の目的とする所は漁業組合及同聯合會の改良發達並其の聯絡を圖るに在り。

(II)役員
理事長 樋口邦彦

日本冷凍協會

東京・麴町區永樂町一丁目一番地

(一)沿革及目的
(丸ビル内)

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

本會は、大正十四年九月の創立に係り冷凍、冷蔵、製氷、貯氷其他之に關聯する一般事業の發達を圖るを目的とす。

(一)事業

- 一、調査、研究、宣傳及保護獎勵
- 二、講演會、懇談會、試食會其他の集會
- 三、會誌「日本冷凍會誌」(月刊)及印刷物の刊行

(二)會員

- 名譽員 三名
- 特別員 一名
- 正員 九百八十六名
- (四)役員 會長 和合英太郎

漁業法に依る水産組合

制度の概要

水産組合には、漁業法の規定に依るもの

地區二府縣以上に跨る水産組合

名	事務所位置	地	區	設立認可年月日	組合員の營業種類	事業概目	組長
大阪府京都府兵庫縣寒天水産組合	大阪府西區靱 北通二丁目	兵庫縣	大阪府京都府	明治三十六年十一月十八日	寒天及原料問屋業、寒天製造業、寒天貸付製造業、寒天及原料仲立業	製品検査、細寒天	中田秀次郎

昭和三年五月一日現在

日本捕鯨水産組合	大阪市西區川口町十四番地	全國但臺灣樺太を除く	全國	明治四十二年一月十一日	地區内に於ける諸威式捕鯨業者	捕鯨用具共同購買、鯨族の蕃殖保護	横山 一平
日本「トロール」水産組合	下關市岬ノ町九十一番地	全國但北海道樺太臺灣及朝鮮を除く地方	全國	大正四年九月十四日	汽船「トロール」業	トロール漁業調査、試験、共同購買同販賣補助、乗組員の保護取締	子爵 伊集院兼知
工船蟹漁業水産組合	東京市	全國	全國	大正十二年五月五日	工船蟹漁業	製品の改良統一、蟹の蕃殖保護、必需品の共同購買販賣、路擴張、紛議調停、乗組員の保護取締	男爵 岩倉 道俱
輸出蟹罐詰水産組合	横濱市	全國	全國	大正十三年三月二十八日	蟹罐詰輸出業同卸賣業	調査紛議調停	加藤 郁二

其他の水産組合

北海道

名稱	事務所位置	地	區	設立認可年月日	組合員の營業種類	事業概目
根室水産組合	根室郡根室町大字本町三丁目	根室國一圓(太平洋岸の一部を除く)	北海道	大正十三年四月十八日	鮭鱒漁業者及漁業者	鮭鱒同孵化等、漁撈及漁場探検指導等
室蘭水産組合	室蘭市海岸町十五番地二	室蘭市	北海道	大正十三年四月二十四日	漁業者	漁撈及漁場探検指導等
紋別水産組合	紋別郡紋別町大字紋別村四十八番地	紋別郡下湧別村、紋別町、渚滑村、沙留村、瀧川村、但し湧別村、瀧川内を除く	北海道	明治三十五年十月二十四日	漁業者、製造業者、販賣業者	製品検査海扇、貝柱、海參、鮫鱈、鱈粕、鱈油、鱈白子、鱈肝、鱈鱈、身欠鱈、鱈鱈、干鮑、棒鱈、海扇耳、海扇ウロ、其他水産物蕃殖保護講習講話
幌泉水産組合	幌泉郡幌泉村大字幌泉村番外地	幌泉郡	北海道	明治三十六年一月八日	漁業者、製造業者、販賣業者	製品検査(長切昆布、拾昆布、魚粕、魚油、海羅、銀杏草、開鱈)

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

廣尾水産組合	廣尾郡茂寄村會所 前十六番地	廣尾郡	明治三十六年四月十四日	漁業者、販賣業者、製造業者	昆布蕃殖保護、昆布品評會、製糖検査(鱒、練搾粕其他の魚粕、昆布、乾公魚海羅、銀杏草、魚油)
十勝外四郡水産組合	十勝郡	上川郡、河東郡、河西郡、中川郡、十勝郡	明治三十六年十月一日	漁業者、製造業者、販賣業者	製品検査(練粕、鱒粕、鯉粕、鮫粕、鯊粕、鯨油、鱒油、昆布)水産物蕃殖保護講習會講話
鷺泊機船底曳網水産組合	利尻郡鷺泊村	鷺泊村	大正十四年十一月二十七日		
稚内機船底曳網水産組合	宗谷郡稚内村	稚内村	大正十四年三月二十七日		
神惠内沖合漁業水産組合	古宇郡神惠内村	神惠内村	昭和二年四月二十六日	鱈、鱈配細漁業	
網走外二郡水産組合	網走郡網走町大字北見町中通三丁目十六番地	網走郡、斜里郡、常呂郡及紋別郡の内、猿瀧湖の全部	明治三十六年二月六日	漁業者、販賣業者、製造業者	製品検査(練搾粕、鯨油其他、海扇柱、乾鯛、棒鱈、小鯨、鮫、北寄)水産物蕃殖保護、品評會
函館鰺改良水産組合	函館區高砂町十八番地	函館市	明治四十年四月十六日	鰺製造業者及鹽柔魚、煮柔魚、刻柔魚其他柔魚を原料として諸般の製造を業とする者	製品検査(鰺)
北千島水産組合	千島國幌延島村上灣	新知郡新知島以北、占守郡占守島に至る各島嶼	大正五年四月十七日	漁業者、製造業者	製品検査(鱒筋、駄昆布、棒鱈、開鱈、鹽藏鱈、魚油、鱈別子、蟹殼粕)
北海道蟹罐詰製造業水産組合	札幌市	北海道	大正十三年三月二十日		製品の改良統一、蟹罐詰製造、需用品の共同購買、蟹罐詰の販路擴張紛議調停

小樽機船底曳網水産組合 小樽市北濱町二ノ四 小樽市 大正十一年五月十九日 救助船賞金交付、捜索、補助金交付船員表彰、丙種運轉士講習會、投光器据付、訓話

大森海苔水産組合 荏原郡大森町二七四九番地 荏原郡の内大森町八新井村蒲田村羽田村 明治三十六年六月二十六日 海苔築建養殖業、乾海苔製造業及販賣業者

大阪水産組合 大阪市西區三條通四丁目五十四番地 西成郡、東成郡 大阪府 大阪市 明治四十五年五月七日 漁業者 水産業統計、水産物の蕃殖保護

足柄上郡水産組合 足柄上郡松田町大七番地 足柄上郡の區域 長崎縣 大正三年八月五日 川漁業者、川魚販賣業者 密漁者取締及張切網ターキ禁止

北松浦郡水産組合 北松浦郡平戸村九十九番地 北松浦郡 北高來郡諫早町、北諫早村、長田村、深海村、小長井村、小江村、湯江村、諫早村、小野村、森山村、南高來郡、愛野村、山田村、守山村、伊福古部組合 明治三十五年十月二十五日 漁業者 捐蝦、乾揚卷、肥料製造業者、販賣業者

南高來郡島原海水産組合 南高來郡湊町七百三十五番地 南高來郡南有馬村以北同郡西郷村に至る 北同郡西郷村 明治三十五年十月二十七日 漁業者

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

長崎縣千々石海 南高來郡小濱村二百四十一番戸

南高來郡口の津村、加津佐村、南串山村、北串山村、小濱村、千々石村、愛野村の内、大字愛津、北高來郡喜山村、大字唐比、有森村、江浦村、田結村、戸石村

明治三十五年十月九日 漁業者、製造業者、販賣業者

大村 佐世保市鹽濱六十一番地

東彼杵郡、佐世保市、北高來郡の内、真津山村、西彼杵郡の内、喜津村、大草村、伊木村、長興村、時津村、長松村、長浦村、力村、大串村、瀬川村、大串村、瀬川村、龜岳村

明治三十六年十月二十六日 漁業者、製造業者、販賣業者

長崎縣遠洋機船 長崎市

長崎縣

大正十四年十二月二十六日 大型機船底曳網漁業者

調査、試験、指導、船員の養成及紹介乗組員の獎勵救済組合員及従業者の表彰、其他必要なる施設

西彼杵長崎 西彼杵郡役所内

西彼杵郡、面高村、黒瀬村、崎戸村、江島村、平島村、七釜村、多比良村、瀬戸村、松島村、雪の浦村、袖の浦村、黒崎村、三重村、二見村、福田村、小瀬村、小ヶ倉村、土井着村、深堀村、香焼村、高島村、高濱村、野母村、脇村、高濱村、野母村、脇村、川原村、茂木村、日見村、矢上村、長崎市

明治三十七年一月十三日 漁業者、製造業者、販賣業者

製品検査(干鰯、鰯、鯉、目刺鰯、煮干、小鰯、同根)

對馬水産組合 下縣郡嚴原

上縣郡 下縣郡

明治三十六年三月二十日 漁業者、製造業者、販賣業者

製品検査(鰯、各種鱈、海參、明鮑)水産物蕃殖保護、講習、講話、商況通報、漁民救恤

五島 南松浦郡福江村

南松浦郡

明治三十六年一月八日 漁業者、水産動物採取業者、製造販賣業者

千葉縣

山武郡水産組合 山武郡片貝村片貝

山武郡沿海町村

明治三十五年八月十六日 漁業者、製造業者、販賣業者

製品検査(煮干鰯)水産物繼續講習

印旛利根 印旛郡内郷村萩山新田五二九番地

印旛、千葉兩郡、印旛沼沿岸町村利根川線沿岸町村

明治三十五年十月二十四日 漁業者

水産動物蕃殖保護、漁撈調査、紛議調停、博覽會共進會出品

手賀沼刀根 印旛郡大森町發作九二四番地

東葛飾郡平賀村の内、布瀬、平賀、片山、泉、染井入、鷺野谷、岩井、同風早村の内、大井、箕輪、同千代田村の内、戸張村、同富勢村の内、根戸新田、呼塚新田、同我孫子町の内、我孫子、同新田、高野、山、柴崎、高野新田、同藤戸新田、同都部、同新田、同青山、同湖北村、の内、中時、中里、古平、の内、新木、同布佐村、の内、相島、三河屋、新間前、相島、三河屋、新田、印旛郡大森町、同内發作、同成、同永治、村の内、浦邊、平塚、同白井村の内、今井

明治三十五年十月二十三日 漁業者

水産動物蕃殖保護、水産動物蕃殖保護、紛議調停、博覽會共進會出品

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

滋賀縣

近江水産組合 大津市藏橋町二十八番屋敷

明治三十五年八月廿六日 漁業者

漁獲物の検査、販路調査、講話會

長野縣

信濃寒心太水産組合 諏訪郡宮川村

明治三十五年十月十八日 寒心太製造販賣業者

販路擴張、良品製造獎勵

山形縣

最上川水産組合 西村山郡寒河江町寒河江一九一番地

大正三年七月九日 漁業者

蕃殖保護

福井縣

福井縣水産組合 福井市

福井沿海町村

明治四十二年一月廿一日 地區内に於ける海面漁業者

鯉、鯖流網、管外出鯖漁業、鯉、鯖卷取網漁業、蒲鉾製造業、鯖、鯉製造試験、水産業視察員の派遣、遭難者の救済、表彰、町村技術員補助、船匠講習會の開催、組合報の發刊

石川縣

江沼水産組合 江沼郡大聖寺町

江沼郡及能美郡未佐村字佐美、同字松崎、同郡串村字串、同字村松

明治三十六年四月八日 漁業者

鯉仔の放流、鯛刺網の調製

河北郡水産組合 河北郡津端町字大根布

河北郡、石川郡波津村字西、瓜字北間、西木崎村字五郎島、同郡字栗崎、同郡大野町

明治三十八年十一月廿一日 湖湯漁業者、製造業者、販賣業者

珠洲郡水産組合 珠洲郡飯田町

珠洲郡

明治三十九年一月廿三日

漁業者、製造業者、販賣業者

釣漁業の獎勵講話會、組合有器具貸與

富山縣

射水郡庄東水産組合

射水郡堀岡村、片口村、海老江村、本江村、下村、七美村、大橋村、老田村、黒河村、橋下村、條村、水戸田村、小杉村、大島村、塚原村の内、大木村、新湊村、大木村、大野村、新湊村、内村、大字、放生、津、藏、大字、法土寺町

明治三十六年二月二日

漁業者

鯉、鯉の放流、魚族蕃殖及保護島

鳥取縣

鳥取縣中海水産組合 西伯郡彦名村三百七番地

西伯郡成實村大字陰田、米子町住吉村、彦名村、崎津村、中濱村、渡村、外江村、境町

明治三十五年十月廿五日

仲買業者、製造業者、漁業者

養魚場其他魚類の蕃殖保護

千代川水産組合 八頭郡賀茂村大字那家

八頭郡

大正十三年四月九日

漁業者、仲買業者

水産動植物の蕃殖保護、紛議調停、博覽會共進會品評會の出品獎勵、講話、水産功勞者の表彰、販賣斡旋、生産調査

廣島縣

川尻町機船水産組合 加茂郡川尻町 川尻町

昭和三年三月十六日

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

山口縣

山口縣水産組合 吉敷郡山口町 山口縣沿海市町村

明治三十八年六月七日

海面漁業者、製造業者、販賣業者

水産集談會、講話會、巡回展覽會開設補助、改良獎勵補助、氣象信號標建設補助、實業講師雇入補助、傳習生補助、共同販賣遭難救助表彰

香川縣

香川縣水産組合 高松市 香川縣

明治卅六年二月十二日

漁業者、製造業者、販賣業者

水産大會開催、遭難救恤、朝鮮出漁團獎勵補助、其他の補助獎勵、蛤、蛸種苗配布、兒放流、兒配布、漁網染料試驗、製品検査(煮干鰯)

愛媛縣

愛媛縣水産組合 松山市一番町十、十三、十四地 愛媛縣

明治四十一年十月廿五日

地區内に於ける(一)漁業但淡水産業を除く(二)水産製造業(管外輸出の目的に供する爲水を加ふるもの)産動物に製造をふるもの(三)販賣業魚市場、魚仲買人、漁獲物、水産製造物を管外に輸出し又は管外の商人に販賣するもの但行商者を除く

漁撈及製造の調査指導、製品検査、蕃殖保護、販路擴張、漁船漁具の改良、遠洋漁業の獎勵、紛議調停、共進會品評會開設、博覽會共進會及品評會の出品、水産集談會の開設、魚付林の栽植及存置、遭難救濟功勞者の表彰、其他水産業上の獎勵及矯弊

福岡縣

有明海 福岡縣水産組合

福岡縣魚市場業水産組合 縣廳内

筑後川水産組合 三潞郡青木村

三潞郡、安武村、大善寺村、三又村、青木村、城島町、三潞村

昭和二年八月十日 大正六年十月三十日 大正八年八月二十九日

魚市場業

各市場調査

熊本縣

熊本縣水産物取引業水産組合 熊本縣廳内務部商工課内

熊本縣一圓

大正十一年二月二十七日

魚市場業者、共同販賣を實施せる漁業組合

水産物取引状況視察、仲買組合獎勵、優良荷主表彰、優良事務員表彰、講話、商況調査、組合時報發刊

綠川水産組合 上益城郡甲佐町

上益城郡 下益城郡

大正十五年一月十三日

綠川にて漁業をなす者

鮎人工孵化放流其他

宮崎縣

宮崎縣水産組合 宮崎市

南那賀郡 宮崎郡 兒湯郡 東臼杵郡

明治三十五年十月三十一日

漁業者(河川漁業を除く)、仲買業者

輸出品検査(鰹節、潤目節、鱈鱈)魚撈獎勵、品評會表彰、實習教師、同補助、視察員派遣、遭難者救恤、共給販賣

鹿児島縣

大島郡水産組合 大島郡名瀬町

大島郡

明治三十七年七月七日

鰹、柔魚漁業者、節類製造業者、及販賣業者、珊瑚採收業者、同販賣業者

製品検査(鰹節、雜節、節節、目近節)節競技會、水難救恤、漁船救助者賞與、新漁場發見者賞與

第四編 水産團體 漁業法に依る水産組合

第四編 水産團體 水産組合聯合會

珊瑚水産組合 薩摩郡下飯村手打 (鹿兒島縣 (大島郡を除く))

大正四年五月三十一日

珊瑚採取漁業者 (珊瑚採取舟主を含む) 同販賣業者

新魚礁探検、紛議調停、共同販賣

青森縣

青森縣水産組合 青森市新町五十九番地 青森市

大正十年五月十一日

漁業者、製造業者、販賣業者、仲買業者

水産組合聯合會

昭和三年五月一日現在

東京府

名 稱 事務所位置 地

設立認可年月日

事業 概 目

日本蟹罐詰業 水産組合聯合會 東京市丸ビル内 内地一圓

大正十三年五月八日

蟹罐詰の検査、蟹罐詰の改善、販路擴張及輸出増進に關する攻究蟹漁撈に關する研究及調査

長崎縣

長崎縣水産組合 長崎縣廳内

北松浦郡、五島海、西彼杵長崎、大村灣、南北高來、泉水海島、原海、千々石海、壹岐郡、對馬の各水産組合

明治廿七年二月廿六日

製品検査(鰯、海參、干鮑、干貝、干牡蠣、田作、干蝦、貝、貝各種、煮干、干鰯) 共同販賣補助金

石川縣

石川縣水産組合 金澤市

江沼、能美、石川、河北、羽咋、鹿島、鳳至、珠洲、金澤の各水産組合

明治廿九年二月廿六日

優良漁業組合表彰、水産集談會、視察員派遣、會報發行、海苔海參製品検査販路調査

福岡縣水産組合 福岡縣廳内

筑豊、豊前、有明海魚市場の各水産組合

大正三年十月五日

外國領海水産組合法に依る水産組合

制度の概要

條約又は許可により外國領海に於ける水産動物の採捕、其の製造又は販賣を業とする者帝國臣民は、明治三十五年三月法律第三十五號外國領海水産組合法に依り水産組合を設立することが出来る。組合の區域は、利害關係ある營業區域又は住所に依り定むることになつて居るが、現在は本法に依り成立せるものとして、唯一の露領水産組合あるのみであり、其の地は内地一回で、組合員は露領沿海州其他に於ける本邦漁業者其他法定の資格ある者

を以て組織す。

本組合には、重要物産同業組合法を準用し、其の細則は外國領海水産組合法施行規則の定むる所なるが、前掲漁業法に依る水産組合と略同一なるを以て省略に従ふ。尤も本組合は外務農林兩大臣の監督を受ける點を特異とするのである。

露領水産組合 東京・丸の内

(函館、新潟、富山、東京及ニコラエウスクに支部を置く)

沿革

本組合は、露國領海水産組合に依り、明治四十一年十二月の設立に移り、當初は露領沿海州水産組合と稱せしを、後明治四十二年現時の名稱に改む。二地區及組合員 本組合は、露領沿海州堪察加州及薩哈連

州に於て水産動物、製造又は販賣を業とする者を以て組織するものであるが、現在組合員數三十四名である。

三目的及事業

本組合は、極東露領沿岸に於ける日露兩國水産業者間の圓滿を計り弊害を矯め風紀を正し水産業の改良發達を圖り組合員共同の利益を擧ぐる爲必要なる (一) 組合員及其の從業員の風紀矯正及保護救済に關する事項 (二) 組合員の紛議調停、(三) 經濟の調査 (四) 水産動物の蕃殖保護 (五) 漁業製造の方法及販路調査 (六) 組合員の彼我官憲に對する諸願届其他手續等の代辦等を行ふのである。

四役員

組長 子爵 酒井 忠亮
副長 中谷 貞頼

漁業組合

制度の概要

漁業組合及其の聯合會は、漁業法に依り設立せらるるもので、其の概數三千七百を算し、全國の津々荷くも漁村と稱し、漁業地と認むべきものには、普ねく其の設立を見るのである。依て、先づ、其の制度の概要を記述し、現況を記述することとせん。

(一)沿革

法制上、漁業組合なる文字を見たのは、明治十九年農商務省令第七號漁業組合準則を以て嚆矢とするであらう。當時の漁業組合は、一定の地區内の漁業者を以て組織し、主として水産動植物の蕃殖保護漁業取締等を行ふことを目的とするもので、地方長官は概ね當該地區内の漁業者は、夫々一定の漁業組合に加入するに非ざれば、漁業を營むことを得ない旨を定むる等、其の性質及機能に於て寧ろ今日の水産組合に近似したものであつた。然るに、明治三十四年法律第三十四號舊漁業法の發布せらるるや、從來

の漁業組合は之を水産組合としては存置することとし(舊漁業法附則參看)、同法に於ては別に漁業組合の制度を設け、一定の區域内に住所を有する漁業者は、行政官廳の認可を得て漁業組合を設置することを得せしめ、組合自らは漁業を營むことを得ないけれども、漁業權の享有及行使に付、權利義務の主體たり得べきものたるしたのである。是れ實に現今の漁業組合の前身とも謂ふべきものである。

更に明治四十三年法律第五十八號を以て舊漁業法を廢止し現行漁業法の發布を見るや、漁業組合制度も亦改善せられ、(一)新に漁業組合聯合會を認めたること、(二)漁業組合の目的を單に漁業權の享有又は行使に限定することなく、併せて、組合員の漁業に關する共同施設を爲すことを得せしめたること、(三)地區は從來の漁業者の部落を原則としたるを改め、市町村又は漁業者の部落としたることとしたこと、(四)組合の有する地先専用漁業權は入漁權に關し組合員の權利を明かにしたること、(五)組合及聯合會を法人と認めたること等舊制度と異なる著しい點であらう。

(二)漁業組合の意義

なる管造物の設置に關すること

(一)人工漁礁の學設其の他漁場の利用に關すること

(二)魚附林其の他漁業に關し必要なる森林の保護及設置に關すること

(三)暴風雨警報に關すること

(四)遭難救助及遺族救済に關すること

(五)漁獲物又は漁獲物製品の共同販賣に關すること

(六)漁獲物の共同製造に關すること

(七)餌料其他漁撈及漁撈及獲物製造に要する原料又は物品の共同購買に關すること

(八)漁獲物、漁獲物製品、餌料其の他の共同運搬に關すること

(九)漁業資本の供給に關すること

(十)貯金の獎勵に關すること

(十一)組合員の訓育及啓發に關すること

(十二)組合員の漁業企業に關し共同の施設を爲すに止まり、自ら漁業を營むことは、法の禁ずる所である(漁業法第四三條第三項參看)。

(五)漁業組合の地區

漁業組合の地區は、(一)市町村の地域、(二)市町村内の漁業者の部落の區域に依る

漁業組合は、一定の地區内に住所を有する漁業者を以て組織し、漁業權入漁權を享有して組合員に行使せしめ又組合員の漁業に關する共同施設を爲すことを目的とする一種の法人である(漁業法第四二條參看)。漁業組合は漁業者を以て組織することと、漁業に關する事項を目的とするものとに於て特色を有する法人の一種であるが、其の公私法人の何れに屬するやに就ては、清水博士の如く公法人の一種に屬せしむる學說なきにあらざるも、通説としては私法人の一種であり、特別法に依る一種特別の法人であるとするのである。漁業組合が、人を基礎とする一種の法人たることは明かなるも、一定の地區を要件とし一定の地先水面の専用漁業權を地先漁業組合の特權としたるが如き點より見て、地域團體の色彩を有することを看過してはならない。

(三)漁業組合の組織

漁業組合は、一定の地區内に於ける漁業者を以て組織するものである(漁業法第四二條第一項參看)。即ち、漁業組合の組合員は、(一)漁業者たること、(二)地區内に住所を有すること要件とするのである。漁業者とは、(イ)營利の目的を以て水産動植

ことを原則とし、(三)特別の事由ある場合には此の原則に依らざることを得、(四)北海道に限り特別の事由なきも郡の區域に依ることを得せしめてある。漁業組合の地區に、斯くの如く一定したのは舊來の慣行と實際の便宜とを斟酌した結果である。

(六)漁業組合の機關

漁業組合の意思機關として總會あり總代會がある。執行機關として理事あり、監査機關として監事を置く。

總會は總會に代り、特に除外した事項を除くの外、總會の決議を要する凡ての事項に付議決を爲すの權限を有す(漁業組合令第三〇條參看)。總會を置くことは規約を以て定むることを要するも、之を置くことに關し法令に別段の制限がない。

理事監事は、原則として、組合員中より選任することを要するも、特別の事由ある場合は組合員外より選任することを妨げない。但し此の場合に限り行政官廳の認可を要するのである(漁業組合令第三二條參看)。

(七)漁業組合聯合會

物の採捕又は養殖業とする者(ロ)漁業權又は入漁權を有する者を指すことは漁業法第一條の定むる所である。此の要件を有する者は、任意に加入し得るは勿論、法律は正當の理由なくしては加入に困難なる條件を附し又は其加入の入を拒むことを得ざらしめてある(漁業組合令第四條參看)。正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し又は其の加入を拒んだ場合には、地方長官の裁決を請ふことが出来るのである(同令第五〇條參看)。

(四)漁業組合の目的及施設

漁業組合は、(甲)漁業權入漁權を享有して組合員に行使せしめ、(乙)又は組合員の漁業に關する共同施設を爲すことを目的とするものである。(甲)は漁業組合に特有のことであるが、(乙)は産業組合の業務に類似したものである。而して、(乙)の所謂漁業に關する共同施設に就ては、農商務省の地方長官に對する訓令を摘示する方が便宜であらう(明治四十四年二月農商務省訓令第一號)。

施設事項の概目

(一)漁港、波止場、船揚場、乾場、魚揚場、生州、貯水場其の他共同施設に必要

漁業組合は相互に共同して、其の目的を達する爲、行政官廳の認可を得て、聯合會を設けることが出来る。聯合會も亦法人である(漁業法第四四條參看)。

(八)特典及獎勵施設

漁業組合に、私法人の一種であるとしても、其の發達する否とは、漁村及漁業者の福利上至大の關係があるから、法律は、種々な特典を與へて之を保護して居るのである。

(甲)特典
(一)營業稅又所得稅の免除(漁業法第四五條參看)

(二)地先水面專用漁業の免許は漁業組合の出願に限り免許すること(同上第五條第二項參看)
(三)組合及聯合會の漁業法に基く登記に關する登録稅免除(登録稅第十九條第五號參看)
(四)日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及農工銀行の無抵當貸付(日本勸業銀行法第一五條第三項、北海道拓殖銀行法第八條第四項、農工銀行法第七條ノ三參看)

(乙)獎勵施設
漁業組合の指導獎勵に關する施設を舉ぐれば左の如くである。
(イ)低利資金の供給
(ロ)専任職員の設置
水産局に事務官一人以下専任の職員を置き漁業組合改良獎勵に關する事務を管掌す。
(ハ)漁業組合理事者養成事業
地方に於て講習會を開催し理事者の養成に努む。
(ニ)優良漁業組合及組合理事者功勞者の選舉(大正七年度以來施行せしむ大正十四年度より廢止す)
(ホ)地方廳に於ても漁業組合の事業に補助を與へ責任職員を置きて指導獎勵に努めつゝある。

漁業組合及同聯合會

地年次又方	組	業	組	數	合	組合員數	總	數	聯合會數	加	組合數入
北海道	五十	下	五十	一人以上	二百一人以上	二百一人以上	五百人	以下	千人	以下	千人以上
岩手	三	天	三	天	三	天	三	天	三	天	三
青森	三	天	三	天	三	天	三	天	三	天	三
北	三	天	三	天	三	天	三	天	三	天	三
海	三	天	三	天	三	天	三	天	三	天	三
道	三	天	三	天	三	天	三	天	三	天	三

大正十四年十二月末現在

宮城 山形 秋田 山形 福山 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵衛 奈良 和歌

宮城	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
石川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福井	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山梨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長野	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐阜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
静岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滋賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京都	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵衛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和歌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

地方	北海	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	愛知	三愛	
組合數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同販賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同購買	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同製造	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同運搬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同貯蓄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貨物資付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
補助事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業試驗	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
獎勵副業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
港灣設備	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水產增殖	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
訓練矯風	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
表彰	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
遭難救恤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

漁業組合及同聯合會共同施設事業別

大正十四年十二月末日現在

地方	鳥島	根取	山根	廣島	山口	島根	德島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿兒島	宮崎	鹿児島	神戶	大正計	同十一年	同十二年	同十三年
組合數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同販賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同購買	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同製造	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同運搬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
共同貯蓄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貨物資付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
補助事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業試驗	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
獎勵副業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
港灣設備	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水產增殖	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
訓練矯風	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
表彰	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
遭難救恤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第四編 水産團體 優良漁業組合

日和佐野漁業組合	德島縣海部郡日和佐町大字江和佐浦三番屋敷	同	共同販賣、共同購買、資金貸付、遭難救恤
鯉目漁業組合	石川縣鹿島郡東島村大字鯉目三十三部十一番地	同	共同販賣
館浦漁業組合	長崎縣北松浦郡生月村大字山田館浦二百番地	大正九年度	共同販賣、共同購買、資金貸付、防波堤築造
飯岡浦漁業組合	岩手縣下閉伊郡山田町飯岡第四地割四十六番地	同	共同販賣、共同購買、資金貸付、漁船漁具貸付、遭難救恤、簡易圖書館
林村漁業組合	兵庫縣明石郡林崎村大字林村千二百四十二番地	大正十年度	共同販賣、共同購買、蕃殖保護、牡蠣増殖
和田漁業組合	千葉縣安房郡和田町大字和田五百三十番地	同	共同販賣、資金貸付、標識燈の施設、講習講話、遭難救恤
門川村漁業組合	宮崎縣東臼杵郡門川村大字門川尾末八千九百五十九番	大正十一年度	共同販賣、共同購買、共同病院
奈留島村漁業組合	長崎縣南松浦郡奈留島村浦郷千八百八十八番地	大正十二年度	共同販賣、共同購買、資金貸付、納税立替
姫島村漁業組合	大分縣東國東郡姫島村六千三百二十一番地	同	共同販賣、共同貯金、資金貸付、遭難救恤、防波堤修築、租税代納
野波瀬浦漁業組合	山口縣大津郡三隅村大字三隅下第三千七百九番地	大正十三年度	共同販賣、共同貯金、資金貸付、遭難救恤、簡易水道、養殖魚附木成造、警報信號訓育
油津漁業組合	宮崎縣南那珂郡油津町第二百七十六番地	同	共同販賣、共同購買、資金貸付、遭難救恤、
出羽島漁業組合	德島縣海部郡牟岐町大字牟岐浦宇出羽島	同	共同販賣、共同貯金、遭難救恤、鳥醫の設置、渡航船設備訓育、學事獎勵
靜内漁業組合	北海道靜内郡靜内村大字捫別村無號地	同	共同販賣、共同購買、共同貯金、資金貸付、遭難救恤

漁業組合功勞者

氏名	住	所	表彰年次	職
平野由藏	千葉縣君津郡青堀村大堀千四百三十五番地ノ一	同	大正七年度	青堀村大堀漁業組合理事
池田仙太郎	新潟縣西頸城郡本村大字中濱六十四番戸	同	同	浦本漁業組合理事
深川卯次郎	熊本縣天草郡牛深村二千六百六十九番地	同	大正八年度	牛深漁業組合理事
青木只市	島根縣簸川郡杵築村大字北二千七百一十一番地	同	大正九年度	杵築北漁業組合理事
白幡仲治	山形縣西田川郡豊浦村大字三瀬戊三百七十六番地	同	同	豊浦漁業組合理事
久保榮吉	香川縣香川郡香西町二十三番戸	同	大正十年度	香西漁業組合理事
山本豊吉	岡山縣邑久郡牛窓町	同	大正十一年度	牛窓漁業組合理事
中村邦太郎	和歌山縣西牟婁郡西ヶ谷村	同	大正十一年度	元江川浦漁業組合理事
富田恒祐	山口縣豊浦郡彦島町	同	大正十二年度	彦島漁業組合理事
中田政吉	福島縣石城郡江名町大字江名	同	大正十二年度	江名漁業組合理事
森敬作	愛知縣愛知郡下ノ一色町	同	大正十三年度	下ノ一色漁業組合理事

漁業組合低利資金

供給状況

(一) 低利資金供給の沿革

地方公共團體へ預金部から低利資金を供給し始めたのは何時頃であるか知らぬが、産業組合や耕地整理組合等の産業團體へ低利資金を供給したのは明治四十二年以後のことであるらしい。其の當時は此の地方

産業資金なるものは漁業組合には及んで居なかつたのであるが、明治四十四年には漁業法の改正の結果、漁業組合は其の目的を擴張せられ組合員の爲に漁業に關する共同施設を爲すことを得るやうになり、夫れと同時に勸業、農工並北海道拓殖の三銀行法をも改正し、漁業組合及其の聯合會に對し無抵當を以て年賦又は定期償還の貸付を爲すことが出来る道が開かれたのであつた。そこで、此の年から従来の地方産業資金供給の範圍は漁業組合にも擴められ、爾來引

續き今日まで年に二三十萬圓を融通されて來たのである。

(二) 低利資金供給の趣旨

政府が、預金部(大藏省)の資産を運用する一般方針に付ては從來公表せられたるものはない様であるけれども、明治四十一、二年頃から、郵便預金が國民の零碎な資金の累積である事實に鑑みると共に産業開發の爲に該貯金を地方中産以下の産業者に對

第四編 水産團體 同業組合

愛媛縣 鶴島漁業組合聯合會	同	四、七二	同	富江漁業組合	六、四〇〇
高知縣 頭集漁業組合	同	八七〇	大分縣 佐伯町	船溜設備	三、九元
同 布浦漁業組合	養殖設備	一、四九	宮崎縣 迫漁業組合	同	三、〇〇〇
福岡縣 志賀島漁業組合	網干場設備	四、八〇〇	鹿兒島縣 枕崎町漁業組合外一組合	救難設備	一、四〇〇
同 鐘崎浦漁業組合	販賣設備	一、四四	沖繩縣 渡名喜村漁業組合	船溜設備	三、五〇〇
佐賀縣 加唐島漁業組合	船溜設備	一、六四	同 大里漁業組合	網干場設備	三、六〇〇
長崎縣 高瀬村漁業組合	製造設備	八六	計	六〇件	三、七、九六
同 網浦漁業組合	漁船漁具設備	二、五四			

同業組合

附 準則同業組合

制度の概要

重要物産同業組合法に據る同業組合は、主務大臣の認定せる重要物産の生産製造又は販賣に關する營業を爲す同業者又は主務

大臣が前記の營業に密接なる關係ある營業と認定したる營業者相集まり、營業上の弊害を矯正して、其の利益を増進する爲め設立する法人である。同業組合成立するときは、其の地區内の同業者は、該同業組合に加入の義務があるのである。

同業組合には、議決機關としては、一定の議員を以て組織する組合會、組合員少數なる場合には總會を置き、別に諮問及監査機關として評議員會を置く。役員としては、組長、副組長及評議員を置くの外、定款に於て他の役員（例之、幹事、顧問の如し）

を置くことを得。

同業組合聯合會は、前記の同業組合相互の氣脈を通じて其の目的を達する爲め設立する法人である。聯合會に關する規定は略同業組合と同一である。

同業組合又は其の聯合會は、地區の如何にか、はらず發起の認可は地方長官、設置の認可は主務大臣に於て之を行ふも、定款の變更其他一定の事項を限り、一府縣以下を地區とする同業組合又は聯合會に關する事項の處分を、地方長官に委任されて居る。今水産關係のものを擧ぐれば左の如し。

重要物産同業組合

昭和三年五月一日現在

名 稱	北海道	東 京 府	神 奈 川 縣	靜 岡 縣	大 阪 府	兵 庫 府	香 川 縣
函館海産商同業組合	函館區船場地十六番地	函館市	函館區船場地十六番地	函館市	函館區船場地十六番地	函館市	函館區船場地十六番地
根室千島海産物罐詰業同業組合	根室郡根室町元町三丁目七番地	根室國、千島國	根室郡根室町元町三丁目七番地	根室國、千島國	根室郡根室町元町三丁目七番地	根室國、千島國	根室郡根室町元町三丁目七番地
小樽海産商同業組合	小樽區色内町十七番地	小樽區	小樽區色内町十七番地	小樽區	小樽區色内町十七番地	小樽區	小樽區色内町十七番地
函館刻昆布同業組合	函館市榮町番外地	函館市一圓	函館市榮町番外地	函館市一圓	函館市榮町番外地	函館市一圓	函館市榮町番外地
東京罐詰同業組合	東京市麹町區永樂町一丁目一番地丸ビル内七百十八區	東京市、荏原郡、南足立郡、豊島郡、南葛飾郡、豊多摩郡	東京市、荏原郡、南足立郡、豊島郡、南葛飾郡、豊多摩郡	東京市、荏原郡、南足立郡、豊島郡、南葛飾郡、豊多摩郡	東京市、荏原郡、南足立郡、豊島郡、南葛飾郡、豊多摩郡	東京市、荏原郡、南足立郡、豊島郡、南葛飾郡、豊多摩郡	東京市、荏原郡、南足立郡、豊島郡、南葛飾郡、豊多摩郡
横濱海産乾物貿易商同業組合	横濱市北仲通二丁目三十三番地	横濱市	横濱市北仲通二丁目三十三番地	横濱市	横濱市北仲通二丁目三十三番地	横濱市	横濱市北仲通二丁目三十三番地
應原郡櫻蝦製造販賣同業組合	應原郡應原町中五百六十七番地ノ二應原郡水産會内	應原郡	應原郡應原町中五百六十七番地ノ二應原郡水産會内	應原郡	應原郡應原町中五百六十七番地ノ二應原郡水産會内	應原郡	應原郡應原町中五百六十七番地ノ二應原郡水産會内
濱名養魚同業組合	濱名郡篠原村馬郡二〇五番地	濱名郡、濱松市、引佐郡	濱名郡篠原村馬郡二〇五番地	濱名郡、濱松市、引佐郡	濱名郡篠原村馬郡二〇五番地	濱名郡、濱松市、引佐郡	濱名郡篠原村馬郡二〇五番地
大阪罐詰同業組合	大阪府北區南森町四十七番地	大阪市	大阪府北區南森町四十七番地	大阪市	大阪府北區南森町四十七番地	大阪市	大阪府北區南森町四十七番地
神戸海陸産物貿易同業組合	神戸市榮町五丁目五十九番地	神戸市	神戸市榮町五丁目五十九番地	神戸市	神戸市榮町五丁目五十九番地	神戸市	神戸市榮町五丁目五十九番地
香川縣東讃鹽田同業組合	高松市内町一番地ノ十七	高松市、香川郡、木田郡、小豆郡、大川郡	高松市内町一番地ノ十七	高松市、香川郡、木田郡、小豆郡、大川郡	高松市内町一番地ノ十七	高松市、香川郡、木田郡、小豆郡、大川郡	高松市内町一番地ノ十七

第四編 水産團體 同業組合

第四編 水産團體 同業組合

名	道府縣	事務所の位置	設立認可年月日	地 區	營 業 種 類
香川縣西讃鹽田同業組合	徳島縣	綾歌郡坂出町百七十七番地		綾歌郡、仲多度郡、三豊郡、丸龜市	製 鹽
徳濟製鹽同業組合	石川縣	名東郡、齋津村大字本齋田浦村 字東園百五十八番地		名東郡齋津村大字南齋田浦村、同郡同村大字新濱浦村、同郡八方村大字山城屋濱村、同郡沖洲村大字末廣新田村	製 鹽
石川縣珠洲郡製鹽同業組合	石川縣	珠洲郡飯田町十四部ノ八		珠洲郡	製 鹽
豐海蝦製造同業組合	大分縣	宇佐郡長洲町		下毛郡、宇佐郡、西國東郡	干 蝦
青森罐詰製造同業組合	青森縣	青森市大字安方町一五五		青森市	製品検査、販路擴張
關門海產物貿易商同業組合	山口縣	下ノ關市岬之町四十五番地		下ノ關市、門司市	海產物卸賣、輸出入並委託販賣及稅關貨物取扱業
三河乾海苔同業組合	愛知縣	寶飯郡前芝村大字前芝		寶飯郡御津村、前芝村、小坂井村、下地町、濕美郡牟呂吉田村	海苔養殖業
濕美郡養魚同業組合	愛知縣	豐橋市西八町		愛知縣濕美郡一圓但シ牟呂吉田村及高師村神野新田ヲ除ク	養 魚 業
愛知縣西三養魚同業組合	富山縣	碧海郡高濱町		幡豆郡、碧海郡	養 魚 業
富山縣水見郡鱈製品同業組合	富山縣	水見郡水見町		水見郡	製品の検査改良、販路擴張、表彰、品評會、共進會博覽會、調査及視察、紛議の調停

準則同業組合

準則同業組合とは、同業組合準則(前掲)に依り設立する法人たる資格なき一種の同業組合である。準則同業組合は、商農工業

に從事する者にして同業者或は其の營業上の利害を共にする相集まりて設立するもので、管轄地方廳の認可を受けることを要するのである。其の目的は營業上の弊害を矯め其の利益を圖ることに於て、本來の同業

組合と異なることなきも、此の種の組合は其の名稱中に同業組合なる文字を用ゐることを得ない筈である。水産關係の準則同業組合左の如し。

名	道府縣	事務所の位置	設立認可年月日	地 區	營 業 種 類
江差水産物製造業組合	北製道	檜山郡江差町大字津花町三七番地	明治四十五年七月十八日	檜山郡江差町	水産物製造業者
東京海產物商組合	東京府	東京市日本橋區元四日市町十一番地	大正七年十月十五日	東京市及其の接續町村	海產鹽物、乾物、小賣商
東京市魚商組合	同	同京橋區築地四丁目	昭和二年四月十六日	東京市	魚類販賣業
大阪魚釣道具商組合	大阪府	大阪市西區阿波座通三丁目卅一番地	大正五年十二月六日	大阪市、東成、西成の二郡	テグス及釣竿精製加工業者並に販賣業者、釣絲、釣針及釣雜具製造業者並販賣業者
横濱鮮魚商組合	神奈川縣	横濱軒長者町八丁目七十三番地	大正七年四月十九日	横濱市	店舗を設け鮮魚類の小賣營業を爲す者
神戸市四十物問屋業組合	兵庫縣	神戸市松尾町三十五番屋敷		神戸市	海產物卸賣業を營む者
秩父海產乾物商組合	埼玉縣	秩父郡秩父町大字太田一三五番地	大正八年五月九日	秩父町	海川魚類、野菜果物罐詰類の販賣に從事する者
銚子肥料問屋組合	千葉縣	海上縣銚子町口ノ二百十一番地	明治十七年十二月十六日	海上郡銚子町本銚子町西銚子町高神村	肥料商業者

志摩郡刻荒布業組合	三重縣	志摩郡鳥羽町一七三五番地	大正八年八月九日	志摩郡	刻荒布の製造販賣を爲す者
近江養鯉組合	滋賀縣	大津市藏橋町第二十二番地	大正五年十二月七日	滋賀縣	漁業法を適用せざる水面に於て鯉兒の孵化養成を業とする者
松岩鹽業組合	宮城縣	本吉郡松岩村四二番地	明治四十一年二月二十四日	本吉郡松岩村	鹽田所有者、製鹽業者
氣仙沼鹽業組合	宮城縣	本吉郡氣仙沼町字内ノ脇二四番地	明治四十六年一月二十七日	本吉氣仙沼町	鹽田所有者、製鹽業者
山田町魚商組合	岩手縣	山田町飯岡第四地割	大正三年三月四日	山田町	水産物製造業者、同販賣業者
青森水産物製造業者組合	青森縣	青森市新濱町	大正三年十月三十日	青森市	水産物製造業者
南清貿易製造組合	石川縣	石川郡美川町八四四番地	大正元年十二月四日	石川郡美川町	南清貿易品、鹽鯉鯖製造業者
瀬戸田漁業組合	廣島縣	豊田郡瀬戸田町	明治四十一年五月十三日	豊田、御調、越智三郡内	製鹽業者
淵崎本浦海苔業組合	同	安藝郡仁保島村淵崎本浦	明治四十二年二月二十日	安藝郡仁保島村淵崎本浦	海苔築建網養殖業者、乾海苔蒸製造仲買販賣を營む者、海苔掬業を營む者
小松島海産物商組合	德島縣	勝浦郡小松島町大字小松島町字東出口十二番地	大正二年三月三日	勝浦郡小松島町	乾蝦海造業者、煮干鯉業者、生干鹽魚賣買業者
防長鹽田組合	山口縣	佐波郡中間村	大正六年九月十八日	山口縣	防長鹽田地主
吉敷郡鹽包裝改善組合	同	吉敷郡嘉川村大字嘉川第四八八四番地	大正四年六月三日	吉敷郡	鹽包裝製造業者
船形漁業商組合	千葉縣	安房郡船形町千五十三番地	大正十三年七月八日	船形町	生魚類販賣業者
小松町魚四十物商組合	石川縣	能美郡小松町八日市町七番地	大正十四年一月十九日	小松町	魚商及四十物商

第五編 魚市場

第五編 魚市場

東京市(築地)魚市場

(一)位置及沿革

現在の東京市魚市場は、大震災後東京市の開設にかゝり、京橋區築地四丁目にあたり隅田川に北面してゐる、隅田川驛より二里十三町、汐留驛より十丁、兩國驛より一里である。元來、東京の魚市場は、日本橋にあり、江戸開府當時攝津國佃村の名主森孫右衛門が其一族及漁夫三十一名を引連れ來り、幕府に魚を納めたが、慶長六年其の子九右衛門が獻殘物を小田原町で小賣りした時に始まるといふ。

その後幾多の變遷を経たが、明治十六年に至つて初めて日本橋魚市場組合なるものが生まれたのである。明治二十一年東京市區改正條例が制定せられた結果、日本橋區箱崎町に移轉を命ぜられたが、種々な事情から移轉が實現されずに居た所、大正十二年九月の大震災に罹り、急轉直下現在の築

地に移轉せざるを得ないことになつたのである。現在の設備は、東京市の經營に屬し、市は魚市場管理の爲め魚市場事務所を設けて今日に及んで居る。

(二)設備

本市場は、前述の如く震災後東京市の起工にかゝり、大正十四年二月中完成し、經費六拾壹萬餘圓(外に冷蔵庫建設費貳拾壹萬參千圓)を要した。市は本市場の管理の爲めに場長以下數名の係員を置いてゐる(現在場長篠田平三氏)。設備としては、店舗、荷捌所、食堂、冷蔵庫、棧橋、車置場、其他水及鹽販賣所、郵便局、銀行等があり之等の建物敷地はコンクリートで固め、トタン葺木造のバラック建になつてゐる。又場内には縦横に送水鐵管を埋設し市場洗滌の裝置をなし、或は電燈の裝置等整つて居る。

問屋及仲買の店舗は各三尺であるが、四人で組合つてゐるから一間の間口二間、奥行二間である。

今、場内の敷地及建坪を左に表示すれば

敷地	一二、五〇七坪餘
建物種別	坪數 棟數
營業店舖	二、五三一 二二

待合所	三八五
食堂附屬商	一九四
荷捌用店舗	一六八
銀行	五〇
鹽販賣所	三二
鹽販賣所	八
營業用計算所	四八
鹽乾魚倉庫	八一
冷蔵庫及製氷所	二六二
組合事務所	五七
郵便局	一四四
東京市魚市場事務所	九一
監視人詰所	一三
守衛詰所及請願	一七
巡查派出所等	六
其他共計	四、一八〇坪 八二棟あり。

(三)組織及取引狀態

東京日本橋魚市場組合は、築地移轉後も其の名稱を改めず。元來、本組合は重要物産同業組合法準則に據りて組織し、問屋仲買兼業者七百五十三名、問屋業者十八名、及び仲買專業者五百二十三名から成つてゐる。組合は、理事長副理事長各一名、理事三名、監事二名三十七名の代議員等によつ

て經營されてゐる。組合の規約は百十五條から成り、之れによつて組合員の營業も、附屬商も管理されてゐる。市場の機關としては、上記問屋仲買の外に、購買者、冷蔵庫、潮待茶屋、小揚、輕子、附屬運送業者附屬商等ありそれらの管理のために各組合がある。而して本市場に入荷上市せらるゝものは次の二種に大別することが出来る。即ち(一)は陸路を各驛迄來りそれより自動車をもて搬入するもので(二)は海路により直ちに、或は一且沖合で船に積換へられて搬入するものである。何れも午前三時から六時頃迄の間に搬入され、委託の形式を以て(或ものは指値をして)問屋に渡さるゝので、問屋はそれを直ちに仲買に渡し、仲買は之れを購入者に對し、相對賣買し、問屋に對しては午後に至り仕切相場の協定をなすのである。荷主に對する仕切は其日の中に電報するが實際仕切を出すのは翌日である。

(四)入荷狀況

昭和二年の入荷總量は實に二十二萬千餘噸に達し一日の最大入荷は一月二日の初荷で一千三百八十九噸最少入荷は七月二十四日の二百八十九噸にして一日平均入荷六百三十噸に上り前年に比し總量に於て二萬三千餘噸一日平均に於て六十九噸の増加に當る。更に之を陸運及海運別とすれば鐵道輸送並に生産地直送自動車による數量は大正十五年に比し二萬六千七百餘噸を増加し海運に依り直接發動機船、汽船及小舟により搬入せられた魚荷は反て三千百餘噸を減じたるも結局總數量に於て一割餘の増加を示した。

蓋し鐵道に依る魚荷の激増は隅田川驛着並に汐留驛着の増加に因るが就中常磐地方イワシの豊漁は連月に亘り三陸の秋季に於けるカツラの豊漁等其の一因と認めらる。又八月頃より樺太及カムサツカ産鹽サケ鹽マス、十一月十二月は無頭鹽タラ類が函館を中繼として入荷せしも亦増加の一因である。

兩國橋驛着の魚荷は昨年に比し稍々減少の氣味であつたが直接貨物自動車を利用し運搬せる數量を加算するときは幾分増加し是亦漁獲の順調を窺ふ事が出来る。

昭和二年中に於て魚荷搬入の新法として注目せらるゝは房總地方より直接貨物自動

車を利用するに至りたることである。即ち十月以降自動車六百二十六臺に依り運搬せられた魚荷は八百五十六噸に上り日尙ほ淺きに拘らず相當の成績を挙げ今後一層利用増加の傾向を示した。

生産地直航の船舶による魚荷を一瞥するに其の隻數大正十五年に一萬二千二百餘隻のもの昭和二年は、一萬二千餘隻に減じた。之れが船舶別に就いて見るに小舟の如き昨年の三千五百餘隻に對し、今年には八百隻を増加して四千三百餘隻となりたるが、總隻數に於て七十四隻の減少を見たるは蓋し發動機船及東京灣汽船の入船數の減少に依る。

發動機船に依る入荷は昨年の二萬七千六百噸餘に對し二萬八千五百噸餘即ち約九百噸の増加を示した。之れ三崎、伊豆等より魚を運搬する小型發動機船が不漁の爲め減少せるに反し北海道並に三陸地方に於けるマグロ漁は前年の大漁を凌ぎたる豊漁に遭遇し之れを積載し來る大型發動機船の増加に依る。又伊豆、三崎、房州通ひの東京灣汽船會社の取扱ひ魚荷は大正十五年の三萬一千七百餘噸に對し本年は約四千二百噸の減少を呈し自然入船回數を減じたものと思はる。

(五)入荷數量四箇年比較

年 月 別	種 別	一ヶ月入荷數量		一日平均入荷數量		貨 車 數			
		噸	噸	噸	噸	陸	運	海	運
大正十三年	一	一四、四四五	四九六	一、九八三	一〇、九四九	六七三	三、四八六	三、四八六	
同 十四年	一	一五、六七〇	五〇〇	一、二五三	一一、二二七	五九	三、四三三	三、四三三	
同 十五年	一	一五、八三三	五〇六	一、二九七	一一、〇〇五	七三三	三、八八六	三、八八六	
昭和二年	一	一六、〇八三	五五五	一、二九七	一一、三三四	八八五	四、七六	四、七六	
大正十三年	二	一三、四四九	四四四	一、八七	九、三三〇	五三三	三、〇九九	三、〇九九	
同 十四年	二	一五、四四	五九〇	一、〇四四	一、五七	五三〇	四、三六七	四、三六七	
同 十五年	二	一四、六〇三	五〇一	一、一七	一〇、〇七〇	五三	四、五三三	四、五三三	
昭和二年	二	一四、五九九	五二	一、一〇	一一、一一〇	五二	三、四八九	三、四八九	
大正十三年	三	一三、三〇四	四三三	一、三三	一〇、五八	五〇	三、七六	三、七六	
同 十四年	三	一六、七九	五五九	一、三三〇	一一、一一〇	五〇	三、六九	三、六九	
同 十五年	三	一三、八二	四六一	一、二八	一〇、〇〇	五二	三、八二四	三、八二四	
昭和二年	三	一六、三三	五〇四	一、三〇三	一一、三三	五三	四、〇五一	四、〇五一	
大正十三年	四	一三、六四三	四〇〇	一、九六	一〇、八六二	五九三	三、六一	三、六一	
同 十四年	四	一六、八五	五六一	一、二八四	一一、三三〇	六〇四	三、六五	三、六五	
同 十五年	四	一五、〇九	五五一	一、二四	一一、四一九	六〇〇	三、六九	三、六九	
昭和二年	四	一八、五七	五九	一、三六	一二、〇五	一、〇〇	五、六三	五、六三	
大正十三年	五	一四、八八	四九六	一、九六	一〇、三六	五七	四、六七	四、六七	
同 十四年	五	一六、五〇	五五〇	一、二七	一一、三三	七〇	四、六八	四、六八	
同 十五年	五	一五、八六	五二	一、二二	一一、三三	七〇	四、五八	四、五八	
昭和二年	五	一八、四四	六二四	一、三〇	一二、四四	一、二五	五、一七	五、一七	

大正十三年	六	月	一七、九六九	六〇〇	一、二二三	二、二九九	六三二	六、〇〇〇
同 十四年	六	月	一五、九八八	五九〇	一、二八三	二、二七三	七、二四	四、一四六
同 十五年	六	月	一五、九八一	五九二	一、二七〇	二、〇七六	一、一四四	五、二六三
昭和二年	六	月	一六、四四六	六〇六	一、二七〇	三、二六六	一、一〇六	五、〇五三
大正十三年	七	月	一四、三三四	四八	一、九七七	八、八七七	六〇一	五、四七七
同 十四年	七	月	一三、五九二	四三	一、二二九	一〇、二二五	六三三	三、四七
同 十五年	七	月	一四、五九二	四六	一、二二九	九、九六六	一、〇三〇	三、四七
昭和二年	七	月	一六、八四三	五二	一、二〇八	一、二九三	九七	四、九二一
大正十三年	八	月	一、七四〇	一	八、四	八、四	四〇七	三、四八一
同 十四年	八	月	一、四八二	一	九、五	八、三六七	四七五	三、二二五
同 十五年	八	月	一、七〇九	一	九、八	七、八五〇	九〇五	三、八五九
昭和二年	八	月	一四、二七七	四三	一、〇二八	九、六五	九七	四、六〇四
大正十三年	九	月	一五、三三三	五五	一、〇八〇	一〇、三三七	七三	四、八七
同 十四年	九	月	八、六一	二六	六、四	五、九四	三三	二、三三七
同 十五年	九	月	一五、三三三	五九	一、二五	九、九七〇	一、〇七四	五、三三
昭和二年	九	月	一六、四九九	六四	一、二七	一一、〇六一	一、〇八	五、二八
大正十三年	十	月	一七、四四四	六三	一、二九七	一三、六六六	六六	四、六六
同 十四年	十	月	一六、六一	五八	一、二六	一三、三〇	六七	四、六一
同 十五年	十	月	一〇、七九	三三	一、四〇	一三、九八	一、四四	六、八四〇
昭和二年	十	月	一三、三七	三九	一、六三	一七、五九	一、三六	五、九八
大正十三年	十一	月	三、三三	七	一、五〇	一七、九八	八〇	五、二二
同 十四年	十一	月	三〇、九三	三三	一、四六	一四、九八	八七	五、四四
同 十五年	十一	月	三三、七四	三六	一、四二	一三、九八	一、四九	九、八〇六
昭和二年	十一	月	三三、〇八九	三三	一、七六	一七、二七〇	一、一〇三	四、八八九

大正十三年十二月	一九、六六九	六〇	一、五五五	二、五八七	六五	三、六二
同 十四年十二月	一七、九五	五七	一、四〇一	二、三〇九	六三	四、九六
同年中市内冷蔵庫より搬入	一一三	一	?	一一三	一	?
大正十五年十二月	一八、七五	六三	一、三三	二、三九九	六九	一、〇五
同年中市内冷蔵庫より搬入	一、八一	一	?	一、八一	一	?
昭和二年十二月	一三、三〇	七	一、六五	一、七九	一、一五	五、五四
同年中市内冷蔵庫より搬入	一、七五	一	?	一、七五	一	?
同年中地元より自動車にて直送	八六	一	?	八六	一	?
大正十三年一箇年合計	一八七、四三〇	一	一三、〇三	一、一四二	一、一四二	七、四六
同 十四年一箇年合計	一八六、五七〇	一	一三、八五	一、一五〇	一、一五〇	五、二九
同 十五年一箇年合計	一九七、五五	一	一四、六五	一、一五五	一、一五五	四、〇〇
昭和二年一箇年合計	三三、二六九	一	一六、三五	一、〇七	一、〇七	三、三三〇
大正十三年一箇月平均	一五、六一九	一	一、〇九	一、三三	一、三三	四、二七
同 十四年一箇月平均	一五、五八	一	一、一〇	一、三三	一、三三	四、〇〇
同 十五年一箇月平均	一六、四六一	一	一、三三	一、三三	一、三三	五、一六
昭和二年一箇月平均	一八、四三	一	一、三三	一、三三	一、三三	四、九三
大正十三年一日平均	一	一	一	一	一	一
同 十四年一日平均	一	一	一	一	一	一
同 十五年一日平均	一	一	一	一	一	一
昭和二年一日平均	一	一	一	一	一	一

備考 一、本表一箇年合計中、大正十三年は約七、〇四〇噸、同十四年に約八、〇九六噸、同十五年に約九、一五二噸、昭和二年に約九、二六七噸の鹽乾魚を包含し尙本表以外昭和二年四日市魚市場より轉送のもの約二、三千噸に達する見込なり

大阪の魚市場

大阪には現在三箇所の魚市場がある、その大要を表示すれば左の通りである。

名稱	所在地	面積	取扱高	問屋數	仲買數	問屋手数料	歩戻	對荷主決済法
雜喉場	舊雜喉場町	三、四〇〇坪	一〇、〇〇〇千円	三	二五	一割三分以下	即日	
天滿	天滿青物市場の北	五、一〇〇	一	四	一三	一割以内	同	
木津	鴨橋附近同	一、五三三	三、〇〇〇	六	二九	同	同	

(一)位置及沿革

雜喉場魚市場は、京町堀川の西端百間堀川に沿へる舊雜喉場町にある。水路は安治川、木津川に通じ便利であるが、梅田驛へは二十二町、湊町驛へは十八町、難波驛へは二十五町あり、多く自動車で魚荷を運搬してゐる。本市場の起原は、明和四年(四百三十餘年前)頃より始まり、最初は城北土手町に魚業商集まり賣買を營んでゐたが承應二年親町に移り、更に天和四年にその南の上魚町に移つた。最初は十七軒であつたが承應の頃は八十九軒になつたが、その地が川口から遠く不便なので問屋は鷺島に出張所を設けて毎年三月から十月迄こゝで取引をしたがその後漸次本店を此に移すに至

り、鷺島の名もいつしか失せて雜魚場(後雜喉場)と稱するに至つた。天和三年に入荷が多く問屋だけでは捌きかねたので、その使用人に需要者に直買させたがそれが仲買人の始めである。寛永三年頃瓶橋の所に生魚賣買を始めたものがあつたがその勢が盛んで魚荷の七八割を之れに取られて俄かに衰退したがやがてそれらも雜喉場に来つたので舊勢を盛り返した。それから多少の曲折があつたか安永元年に至り八十四戸の問屋に對し問屋株制定の事が西奉行を経て許された。寛政十年には初めて會所を置き株制は明治四年迄繼續したが現今にては問屋十八名、仲買百十九名、問屋仲買兼業二名である。

市場は木造二階建の建物で土間は全部瓦になつてゐる。店舗は九十二戸、十棟である。店舗の小さいものは間口一間奥行五間、大きいものは間口三間奥行五間である。問屋は大低濱方に、仲買は陸方を占めてゐる。市場の建物は個人の所有で問屋の過半数及仲買の大部分は一箇月一坪五圓乃至拾五圓の使用料で賃借してゐる。市場の二階は容器的貯藏所に使用し、物置場としては市場裏の濱に面せるセメント布約百坪を使用してゐる、今場内の坪數を左に表示する。

- 店舗敷地 一〇七四坪
- 事務所三ヶ所 一三五・一
- 冷蔵庫 六八・
- 道路面積 七九四・五
- 水面漁船停泊 一〇一・二
- 車輛置場官有地借用 三八〇・

(二)設備

合計 三四六四坪

(三)組織及取引状態

本市場は大阪府の市場取締規則による問屋二十一名、仲買百十五名を經營の主體となし、附屬機關として荷揚場、冷蔵庫、運送業、仲仕、企業者等がある。問屋及仲買は各々組合を組織し、營業方法、手数料其

他營業上必要な規定を定めてゐる。市場の開閉時間及上市迄の経過は、東京魚市場と大同小異であるが、只祝祭日には午後二時半から開市することゝ、毎年正月の三日間を公休日とするのみを異にしてゐる。魚荷は成行委託と買付とあるが大部分は委託である。其の買付方法は大體躰躰賣を原則としてゐる。問屋の荷主に對する仕切方

法は普通現金取引である。即ち、魚荷が買賣出來ると直ちに現金の受授を爲し、遠隔地の荷主に對しては手数料運賃等を差引き爲替で送附する。手数料は一割三分以下である。但し特別契約あるものに對しては盆及正月の二回に多少の歩戻をなすことがある。本市場の鮮魚取扱高は年額凡そ貳千萬圓である。

名古屋の魚市場

(熱田魚市場)

名古屋の魚市場は二箇所である。その大要を對比すれば左の如し。

名稱	所在地	面積	取扱高	問屋數	仲買	手数料
熱田	木ノ免町	一、二〇〇坪	五、五〇〇、〇〇〇円	六人	九四人	一割三分
中央市場	西柳町	三、九〇九	三、九〇七、〇〇〇	三人	九七	一割二分

右表の如く中市中央場の取扱高は熱田魚市場と略々伯中の間にあれども、こゝには熱田魚市場の近況を略記することにする。

熱田魚市場は、名古屋市木ノ免町にあつて熱田驛を去ること約十町である。その創設は享祿以前、約四百年前で當時は神戸市場と呼んだのである。名古屋開府後木ノ免

大瀬子の二町が築かれ市場がこゝに移されたのであるが、當時問屋は東西に各四戸であつた。然るに安政年間には、五月に減じしたが寛永頃から問屋は各地の漁夫に資金を

貸し、天保年間からは、更に買廻船を出すに至った。次で押送船も始まり、遠洋の魚類を集るに努め小賣も之れに做つたため、市場の魚權は問屋を離れて荷主に移つた。明治二十年組合規約成り問屋が勢力を恢復したが、明治四十三年に至つて愛知縣の公認を得た。

(一)設備

本市場は魚問屋六戸の所有にかゝる。
敷地 二四〇〇坪
建坪 一二〇〇坪
(糶賣場六棟水蔵庫を含む)

棧橋 長さ一五間 幅八尺 六個
(二)組織及取引状態
本市場の経営主體は、魚問屋六戸の集合したものである。仲買は約九十名、仲買に附屬した小座は約千名である。仲買の定員は九十五名に制限してある所から自ら仲買行爲を行はず、その名を貸すだけにて手数料を取つてゐるものがある。仲買は仲買組合を設けてゐる。
本市場に於ける取引高は五、五〇〇、〇〇〇圓であるが、その中汽車便のもの六割を占め船便によるもの(主として近海物は)四

割である。魚荷は毎朝五時頃から各問屋の糶番頭によつて仲買及仲買の名を借りる小座に競賣され二時間位で處分される仲買は小座の行爲に對して、責任を負ふ。問屋の競賣手数料は左の通りである。
遠隔の荷主 一割三分
地買廻 一割二分
地買廻 一割五分
但し、この手数料の内、五分を仲買人に戻し、仲買人は小座の取扱ひたるものに就ては二分を小座に戻してゐる。問屋は魚荷の賣上後即時荷主に對して勘定し、問屋仲買間は一ヶ月拂にしてゐる。

神戸の魚市場

(一)概説

神戸に於ける魚市場は、脇之濱、神戸、駒ヶ林、宮前、南濱、西、西須磨、須磨浦の八市場であるがその中相當の規模を有するのは左の三市場であるが何れも株式会社組織である。

名 稱	所在地	資本	拂込	問屋數	賣買方法	手数料	歩 戻	對荷主決濟	十二年取扱高
脇之濱魚市場	脇之濱	三〇 万円	四分ノ一	一	競賣及相對	一割五分以下	荷主三分以下	即日	四八〇 圓
神戸魚市場	古湊	六〇 万円	全額	九	糶賣	一割	仲買三分	同	四五〇 圓

駒ヶ林 駒ヶ林 一六 同

一同

同

小賣一分

同

一五〇

右表の通り神戸魚市場會社は本市に移入さるゝ魚荷の約九割を取扱つてゐる。

(二)神戸魚市場株式會社

本魚市場は明治三十九年神戸魚鳥青物市場(株式會社)創始、大正六年現會社其の魚市場を買収す。營業者九名の問屋がこれを右會社より賃借し營業してをるが一箇年取扱高六百萬圓に上る。

長崎の魚市場

(一)概説

長崎の魚市場としては、長崎縣水産組合聯合會の魚類販賣所を以て足るのである。

名 稱 長崎縣水産組合聯合會
 位 置 長崎魚類販賣所
 開市時間 長崎市臺場町海岸通
 問屋(委託販賣業者) 早朝より午後五時迄
 一九人

仲買 三一名
休日 一月一日
販賣手数料 七分(荷主)
内 譯

共同販賣所 千分ノ八
金 融 部 千分ノ二七
賣買方法 糶賣及相對
長崎魚類共同販賣所取扱高 七、五〇〇、〇〇〇圓(大正十二年)
對荷主決算 即日(備考参照)

備考 問屋は仲買人又は其代理人に糶賣すれば、之れを直ちに甲乙賣上帳に淨寫し交互に金融部(魚類仲買株式會社)に差出す。金融部はこれにより(手数料控除の上)仕切金を共同販賣所に渡す。問屋は共同販賣所の授印を貰つて荷主に送金する一方金融部はその仕拂した代金を魚引受者から直接集金する。

(二)沿革

長崎の魚市場は寛永年間三百餘年前に金屋町に開始され、慶安年間には魚町に移り寛文年間には材木町通りに轉じ、天保元年

には更に材木町河岸に變じたが、明治六年には、その一部が對岸萬年町に分離し競争の結果雙方共非常な窮地に陥つたので、明治三十六年問屋十三人が相謀り長崎魚類株式會社を設立して前貸を禁止し不拂者の取締等を規定したが、この會社に反對の問屋三人と競争して又々雙方共損失した。當時問屋は暗號を用ゐて賣買してゐたが西彼杵水産組合は價格の公示を要求した。
然るに問屋が之に應じなかつたので、水産組合は其筋の許可を得て明治四十一年十月共同販賣所を魚市場附近に設置した。かくて競争と損失とが續いた。そこで縣當局も黙過すること能はず、仲裁に立ち長崎縣水産組合聯合會に之れを監督させた。聯合會は之れに附屬として長崎魚類共同販賣所を設け、問屋はその販賣人となり、長崎魚類仲買株式會社を金融部とし、明治四十二年九月二十日より開始し同時に舊兩市場を閉鎖した。然るにトロール漁獲物の大半はこの販賣所の手を経ずして賣買されてゐたので、聯合會は縣當局の諒解を得てトロール漁業の爲に臺場町海岸通りに一市場を新設し鐵道局の諒解を得引込線等をも造り大正三年三月全市場舉げてこゝに移轉した。

福岡の魚市場

福岡市の魚市場は三箇所ある。其の概要を表示すれば左の通りである。

名	稱	所在地	取扱高	開業時間	販賣手數料	決濟
協多舊魚市場		福岡市千歳町	二、五〇〇、〇〇〇 ^円			
博多新魚市場		同、下對馬小路	三、一三〇、〇〇〇	〔春秋冬(午前八時—十時) 夏季(午前七時—九時)〕	一割乃至八分、鮮魚の場合會社三分 分正味物は會社一分五厘残り問屋	即日
姪濱魚市場		市外、姪濱町	四四〇、〇〇〇			

博多舊魚市場は明治二十五年九月の創立にかゝり、最初は博多魚市場株式會社と稱し、數年前までは隆盛にして、大正八、九年の好況時代には實に四百萬圓の取扱高を示したりしが、其後市場の經營宜しきを得ざるものあり最近數年間に衰退を來し、大正十一年十一月監督官廳より營業停止を命ぜられ、其後復活小康を得しが未だ氣息奄々として僅かに命脈を保つに外ならず。

株式會社博多魚市場(通稱、新魚市場)は、明治三十四年六月、資本金七萬五千圓にて岡茂平氏の創始により、開市したが其後種々紛擾勃發就中明治四十三年頃、トロール對沿岸漁業者の紛議の爲、仲買の動搖甚しく、非常の苦境に陥りたることを再三なりし

が、幸に之に屈せず、爾來順調に進運し、亦逐次増資し十五萬圓となり、福岡市に現在三市場あれ共、其の大部分は新魚市場に依り行なはれ居れり。
姪濱魚市場は冷蔵庫のみにて、今は自滅の状態にある。

仙臺の魚市場

名	稱	取扱高
株式會社仙臺魚市場		三、〇〇〇、〇〇〇圓

開業時間 夏季午前六時—十一時
冬季午前九時—十時
販賣方法 相對、及躰賣
手數料 鮮魚—一割五分 仲買五分歩戻
鹽干魚—六分 仲買なし
本市場は遠く三百年前の創業にして、爾來今日に至るまで、當時より四、五軒の間屋あり各獨立して、營業をなしつつありしが、大正七年十月營業者合同して、株式組織となし、問屋四軒は販賣所を四箇所作り各この主任と共に大株主である。仲買人は二百名あり、各賣場に專屬してゐる。
なほこの外に、市場の傍らに一軒の間屋ありて、年額貳拾萬圓程取扱ひつゝある。

廣島の魚市場

廣島市には六箇所あるが其の中重なる四箇所の概要を左に摘記すれば

名	稱	位置	取扱高	手數料	對荷主決濟方法
東洋水産市場		大手町七丁目	一、二六〇、〇〇〇 ^円	一割	月六回或は月一回
廣島ヤマ三魚市場		東魚屋町	六三〇、〇〇〇	同	同
廣島魚市場		平田屋町	六二〇、〇〇〇	同	同
草津町魚市場		市外草津町大字問屋町	一、五〇〇、〇〇〇	同	同

廣島市の魚市場の最も古きは、廣島ヤマ三魚市場と隣接せる廣島魚市場との二箇所で、共に三百年の歴史を有し、前記、東魚屋町、平田屋町にあり。其後廣島魚市場は、明治三十六年四月株式會社組織となり、亞

で、東洋水産市場亦大正十年會社組織となりたり。廣島市には六箇所の魚市場あり互に輸贏を競ひつゝあるが、中、天満市場は蔬菜果物を扱ひ、宇品市場、委徴振はざれば優勢なるは前記の四市場にしてその中、

草津魚市場は(佐伯郡草津町)取扱高、最多にして、年額百五拾萬圓を突破し、東洋水産市場亦百貳拾萬圓に上り、六市場にて取扱ふ總額は四百萬圓にのぼると。

横濱の魚市場

名	稱	位置	取扱高	對荷主決濟	手數	料
株式會社横濱食品會社		横濱市港町一ノ一	七、三一〇、〇〇〇 ^円	十日拂の掛	七分(内二歩仲買人に歩戻)	
神奈川魚市場		同神奈川町小傳馬町	一、八九〇、〇〇〇	即日拂	七分(内二歩乃至二歩五厘仲買人に歩戻)	

(一)沿革

(イ)株式會社橫濱食品市場は横濱市港町一丁目一番地に地を卜し、明治四十二年資本金三十八萬圓を以て組織せられ、問屋五十三軒、仲買人十五名を擁してゐる。

中央卸賣市場

(商工省の調査に據る)

我が國の魚市場は、從來全國的な取締規則なく、僅かに各地方廳の制定に係る市場取締規則(主として衛生其他警察的方面の

取締)の概要をうけて居つたので、全國各府縣區々として一定せず、爲に地區の異なるによりその取締又異なり、不便甚だしかりしかば、當局は大十二年中央卸賣市場法を施行し、全國劃一的取締をなすことになり先づ、之に基き六大都市を以て中央卸賣市場を開設せしむることとし、同年十二月十三日六大都市及其の隣接地を中央卸賣市場の區域として指令し、資金の融通設置の立案及其の實行に付指導しつゝあり。各都市に於ける開設計畫の進捗概況は次の如くである。

(一)東京市

復興豫算中より調辨せらるべき、壹千五百萬圓及低利資金七百九拾萬圓計貳千貳百九拾萬圓の豫算を以て分場(建設費千六百五拾萬圓)及分場二箇所(建設費六百四十萬圓)を建設することとなり市場の敷地としては、本場は京橋區築地の海軍用地(五萬九千三百六十一坪)神田分場は神田區山本町外四箇町(一萬二千二百二十九坪)江東分場は本所區横網町(五千三百六十六坪)を以て、之に當つることに都市計畫として確定し、江東分場の建築は大部分完成し、神田分場は基礎工事を了し引續き建築に着手

(二)京都市

し、昭和三年十月竣工の見込である。分場は地上物件の移轉に付き、海軍省と目下折衝中にして移轉あり次第建築に着手し昭和四年三月に竣工の見込である。

(三)大阪市

國庫補助金貳拾參萬七千五百圓、低利資金參百七拾五萬圓及普通經濟より繰入金參拾萬圓合計四百貳拾八萬七千五百圓を以て下京區中堂寺北町外六箇町(敷地貳萬七千五拾壹坪餘)に建築を了し昭和二年十二月六日より業務を開始した。

(四)横濱市

復興豫算中より調辨せらるべき四百萬圓の豫算を以て、本場及分場を建設する計畫にして、其の敷地は分場を山内町三丁目及四丁目(一萬五千五百坪餘)に、分場を壽町(一千四百二十六坪)に決定し、分場に付ては昭和二年四月六日開設認可を爲し、昭和三年十月より業務開始の見込を以て、準備を進めつゝある。

(五)神戸市

國庫補助金貳拾五萬圓低利資金七百萬圓合計七百貳拾五萬圓の豫算を以て船大工町外三箇町(敷地一萬七千坪)に建設する計畫にして、昭和二年三月三十一日開設認可を爲したるが、敷地(埋立地は約八千三百餘坪、民有地五千六百六十八坪、其他官有地)の内民有地は全部買収済目下、地上物件の移轉に努力中にて、不遠、建築に着手し、昭和四年度中に竣工の豫定である。

(六)名古屋市

國庫補助金貳拾五萬圓低利資金四百萬圓合計四百貳拾五萬圓の豫算を以て、建設す

(七)京都市

前記の事情のために京都市に於ても、中央卸賣市場の建設に努めたる爲、昭和二年四月吾國最初の中央卸賣市場の新築落成を見るに至つたのである。これが新市場開設に當り、販賣業者を一會社とすべきか將數會社を以てすべきかにつき議論起り、生産者並に農林省當局は相當數の複數制説を採り、販賣業者並に商工省當局は單一制説を固持し、兩々相對峙したため監督官廳たる商工省も其の歸趨に迷ふに至りしが、遂に單一制の下に許可するに至つたので、同市場は、昭和二年十二月六日より右規定のもとに開場を見るに至つた。

京都中央卸賣市場

京都市中央卸賣市場は京都市の開設にかゝり、下京區中堂寺北町、外六箇町に跨る丹波口停車場西側の廣大なる地域に建設せるものである。

Table with columns for building types (倉庫, 仲買人賣場, etc.) and their respective areas and costs. Includes a list of buildings like '本生製氷冷蔵庫' and '同附屬建物'.

都府縣	市場數	開設者別 會社 個人 其他	面積	取扱品目	一箇年取扱高 數量(噸) 金額(圓)	手数料 (%)	歩戻(%)	賣買〇ニ加 スルモノ 仲買人 小買人	備考
奈良	〇	〇	〇	鮮魚、鳥果	不詳	〇	〇	〇	未回答
和歌山	〇	〇	〇	鮮魚、鳥果	不詳	〇	〇	〇	未回答
鳥取	八	一、八〇〇	〇	鮮魚、鳥果	二、三三三	〇	〇	〇	未回答
島根	四	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、五〇四、三三七	〇	〇	〇	未回答
岡山	元	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、八三三、八五〇	〇	〇	〇	未回答
広島	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	六、三三三、八五五	〇	〇	〇	未回答
山口	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、五五六、七三二	〇	〇	〇	未回答
徳島	四	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、四八六、八六一	〇	〇	〇	未回答
香川	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	二、五九七、七一	〇	〇	〇	未回答
愛媛	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、九三三、〇〇〇	〇	〇	〇	未回答
高知	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	二、五九七、七一	〇	〇	〇	未回答
福岡	七	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、四〇四、〇五五	〇	〇	〇	未回答
佐賀	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	二、四〇一、八六六	〇	〇	〇	未回答
長崎	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	八、〇二五、六六六	〇	〇	〇	未回答
熊本	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、九六九、三三三	〇	〇	〇	未回答
大分	三	〇	〇	鮮魚、鳥果	四、五五四、六三三	〇	〇	〇	未回答
宮崎	五	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、九四四、三三三	〇	〇	〇	未回答
鹿兒島	五	〇	〇	鮮魚、鳥果	四、五二〇	〇	〇	〇	未回答
神戶	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
東京	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
千葉	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
群馬	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
栃木	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
茨城	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
福島	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
山形	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
秋田	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
宮城	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
岩手	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
青森	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
北海道	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、一七〇、九〇〇	〇	〇	〇	未回答

水産物共同販賣所の概況

(昭和二年十月三十一日現在昭和三年四月十日現に回答ありたるもの)

(昭和三年四月・農林省調査)

未回答

未回答

都府縣	市場數	開設者別 會社 個人 其他	面積	取扱品目	一箇年取扱高 數量(噸) 金額(圓)	手数料 (%)	歩戻(%)	賣買〇ニ加 スルモノ 仲買人 小買人	備考
愛知	七	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、八〇〇	〇	〇	〇	未回答
静岡	一	〇	〇	鮮魚、鳥果	不詳	〇	〇	〇	未回答
岐阜	四	〇	〇	鮮魚、鳥果	不詳	〇	〇	〇	未回答
長野	一	〇	〇	鮮魚、鳥果	不詳	〇	〇	〇	未回答
山梨	一	〇	〇	鮮魚、鳥果	不詳	〇	〇	〇	未回答
福島	四	〇	〇	鮮魚、鳥果	六、五八五	〇	〇	〇	未回答
石川	八	〇	〇	鮮魚、鳥果	一、四九、〇〇〇	〇	〇	〇	未回答
富山	七	〇	〇	鮮魚、鳥果	八、九〇〇	〇	〇	〇	未回答
新潟	八	〇	〇	鮮魚、鳥果	六、三三三	〇	〇	〇	未回答
神奈川	七	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
東京	四	〇	〇	鮮魚、鳥果	二、一〇六	〇	〇	〇	未回答
東海	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
千葉	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
埼玉	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
群馬	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
栃木	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
茨城	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
福島	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
山形	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
秋田	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
宮城	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
岩手	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
青森	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答
北海道	二	〇	〇	鮮魚、鳥果	三、三三三	〇	〇	〇	未回答

第五編 魚市場 水産物共同販賣所の概況

未回答

未回答

三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
五	五	二	二	三	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三、五三	一、四八	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二、四三	四、二七	不詳	二、四六	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
七、六三、八九	八、三三、四四	九、二一、九三	一、四一、八六	六、三三、八七	一、三三、四七	一、九〇、五二	九、五五、五七	三、六六、五五	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九	三、九六、〇九
〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七	〇・四一七
〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五	〇・二七五
三、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五	四、元一、二五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着	回答未着

(昭和二年十月三十一日現在昭和三年四月十日迄に回答ありたるもの)

第六編 水産會社、工場及金融

第六編 水産會社工場 及金融

水産の會社 概説

昭和元年末現在の本邦會社の總數は三六、〇六八、資本總額一七、六三三、五二五、

八〇七圓であるが、此の内水産業に屬するもの社數に於て二二〇、資本額に於て八三、五四八、二五六圓である。尤もこゝに水産業とは漁撈、採藻及養殖に關するものに限られ、製造販賣に關するものは、分類上、工業商業に包含するのである。若し是等をも通算するときは少しく其の状況を異にするであらうけれども、大勢に於て著しい變化はないであらうと思ふことは、後の新設會社の趨勢からも推測し得るのである。即ち左表の通である。

會社の總數(昭和元年末現在)

種別	合名	合資	株式	株式合資	計
營業別					
水産業	三	元	一五〇	一	三〇
農業	一五	三五	三五〇	三	七四
工業	六	天	二五	一	一〇九
商業	一、九三	四、六二	六、八四	三、七二	一六、一〇
運輸業	三、一九	六、九三	八、一七	三、〇八	二一、三六
合計	五、五三	二二、八四	一七、六三	八、〇八	六二、〇八

備考 △△印は相互會社である。

會社の總資本額

(昭和元年末現在)

營業別	合名	合資	株式	株式合資	計
水産業	三、一三三	一、九三三	九、四四一	一	一五、五〇八
農業	三、三六六	一〇、五〇四	一、三〇〇	一、六〇三	一八、七七四
工業	三、七三三	一、五三〇	九、九八六	一	一、〇八六、四七一
商業	二九、〇八五	一、五〇四	六、四八、七九九	一、一〇六	六、七五、九三三
運輸業					
合計	四一、〇三二	一五、〇七五	三六、四一五、〇〇六	一、七一〇	八三、〇三二、八二三

第六編 水産會社工場及金融 水産の會社

水産會社の數(其一)

(昭和元年末現在)

地方	合名會社			合資會社			株式會社			計
	漁撈探藻	養殖	殖	漁撈探藻	養殖	殖	漁撈探藻	養殖	殖	
北海道	三			七			七			一七
青森										
岩手										
宮城										
山形										
福島										
茨城										
群馬										
千叶										
東京										
神奈川										
新潟										
富山										
石川										
福井										
長野										
静岡										
愛知										
三										
計	三			七			七			一七

地方	合名會社			合資會社			株式會社			計
	漁撈探藻	養殖	殖	漁撈探藻	養殖	殖	漁撈探藻	養殖	殖	
京都										
大阪										
兵庫										
和歌山										
鳥取										
島根										
山口										
徳島										
香川										
愛媛										
高知										
福岡										
佐賀										
長門										
熊野										
大宮										
鹿兒										
計	元			三			二〇			二〇

水産會社の數(其二)

(昭和元年末現在)

地方	合名會社			合資會社			株式會社			計
	漁撈探藻	養殖	殖	漁撈探藻	養殖	殖	漁撈探藻	養殖	殖	
北海道										
青森										
岩手										
宮城										
山形										
福島										
茨城										
群馬										
千叶										
東京										
神奈川										
新潟										
富山										
石川										
福井										
長野										
静岡										
愛知										
三										
計	元			三			二〇			二〇

備考 秋田、栃木、山梨、岐阜、滋賀、奈良、岡山、沖繩等の諸縣が掲げてないのは該當のものが無い爲めである。(以下同じ)

重なる水産會社

名 稱	所 在 地	設 立 年 月	資 本	管 業 課 目
日魯漁業株式會社	東京市麹町區永樂町一ノ一 (丸ビル)	大正三年三月	四〇,〇〇〇,〇〇〇 三,七五〇,〇〇〇	漁業及水産業
大北漁業株式會社	同	同 十一年十一月	六,〇〇〇,〇〇〇 (拂込濟)	同
博多トロール株式會社	福岡市海岸通四丁目二番地	同 九年四月	三,〇〇〇,〇〇〇 一,〇〇〇,〇〇〇	トロール漁業
トロール太漁業株式會社	函館市仲濱町十三番地	同 年十二月	七五〇,〇〇〇 六〇〇,〇〇〇	水産物漁獲採取製造販賣、水産物の冷蔵輸出販賣、前記事業に關する一切事業、土地家屋賃借業、土地及山林の拓殖に關する事業
東洋捕鯨株式會社	大阪市西區川口町十四番地	明治四十二年五月	六,〇〇〇,〇〇〇 三,〇〇〇,〇〇〇	捕鯨業
第一水産株式會社	神戸市榮町通六丁目	大正九年七月	五〇〇,〇〇〇 三三三,〇〇〇	トロール漁業及一般漁業並水産物食料品の冷蔵及運搬
土佐捕鯨株式會社	下關市竹崎町六十六番地	同 六年九月	一,〇〇〇,〇〇〇 五五〇,〇〇〇	捕鯨及其他漁業並海産物の製造販賣
大東漁業株式會社	高知市本町三五八、三五九番地	明治四十年七月	八〇〇,〇〇〇 六〇〇,〇〇〇	捕鯨及水産物の製造販賣
株式會社林兼商店	下關市竹崎町六十六番地	大正十三年九月	一〇,〇〇〇,〇〇〇 七,五〇〇,〇〇〇	水産物漁獲養殖製造並之が運搬、水産物の冷蔵保管、製氷、船舶漁業用並水産物處理用品の製造販賣、造船機油類販賣製米製鹽、右各號に對する出資及資金の貸付其他
帝國冷蔵株式會社	東京市京橋區明石町十二番地	明治四十年三月	四,七五〇,〇〇〇 二,七五〇,〇〇〇	冷蔵業、製氷業、物品販賣業金員の貸付冷蔵函冷蔵に關する諸器具並冷凍品の製造販賣

日東製氷株式會社	東京市本所區中ノ郷樂平百七十一番地	大正八年六月	三〇,八六〇,〇〇〇 三,〇〇〇,〇〇〇	製氷冷蔵事業
東洋製罐株式會社	大阪市此花區草開町三十番地	同 六年六月	三,〇〇〇,〇〇〇 一,三五〇,〇〇〇	各種空罐、各種容器的の製造販賣及其の附帶事業及投資
北海製罐株式會社	小樽市北濱町四丁目	同 十年十月	一,〇〇〇,〇〇〇 (拂込濟)	同
日本水産株式會社	下關市岬之町三十二番地	同 五年十二月	三,〇〇〇,〇〇〇 一,七五〇,〇〇〇	鮮魚問屋、水産事業投資
日本漁網船具株式會社	同	同 八年八月	一,〇〇〇,〇〇〇 四七五,〇〇〇	漁網製造並販賣、船具其他一般船舶用品、販賣機械類販賣業、海岸に關する事項取扱
株式會社日鮮組	東京市京橋區南小田原町河岸一	同 十年三月	五〇〇,〇〇〇 (拂込濟)	鮮魚運搬並に販賣各種漁業
株式會社神運送	大阪市大阪驛前	同 九年五月	一,〇〇〇,〇〇〇 (拂込濟)	鮮魚運送業
共同水産販賣所	東京市京橋區小田原河岸第一號	同 十年五月	一,〇〇〇,〇〇〇	鮮魚問屋業
共同漁業株式會社	神戸市古湊通四丁目二五番屋敷	同 三年十一月	一五,〇〇〇,〇〇〇 八,〇〇〇,〇〇〇	トロール漁業
魚介養殖株式會社	神奈川縣川崎市大師町	明治三十八年八月	五〇〇,〇〇〇 三三〇,〇〇〇	海産物、食料及雜貨賣買
株式會社加藤清樹商店	横濱市北仲通二ノ三一	大正十一年一月	一,〇〇〇,〇〇〇 (拂込)	ワイヤロープ麻網製造
東京製網株式會社	東京市京橋區南紺屋町二六	明治二十四年	一〇,〇〇〇,〇〇〇 七,五〇〇,〇〇〇	漁業(鮭鱒工船業)
大洋漁業合資會社	東京市麹町區有樂町一ノ一	昭和二年五月	五〇〇,〇〇〇 平出喜三郎(三〇,〇〇〇,〇〇〇)無限 高松喜六(二五,〇〇〇,〇〇〇)無限 銅田降平(一五,〇〇〇,〇〇〇)無限	

第六編 水産會社工場及金融 水産の會社

一三四

大成漁業株式會社	東京市京橋區北橫町一八	大正九年四月	(拂込)	一,000,000	漁業
南洋漁業株式會社	下關市岬之町一	同 十四年十一月	(拂込)	六〇〇,〇〇〇	漁業
角 輪 組	下關市後地村	同 十五年三月	(拂込)	一,500,000	漁業
松田漁業株式會社	神戸市海岸通り二ノ六	同 十五年二月	(拂込)	二〇〇,〇〇〇	漁業
大日本漁業株式會社	大阪市東區伏見町五ノ一七	同 十五年七月	(拂込)	八七,500	漁業
東海遠洋漁業株式會社	静岡縣志太郡焼津町七百八十二番地	明治四十年十一月	(拂込)	五〇〇,〇〇〇	鯉及鯖漁業
大洋漁業株式會社	三重縣志摩縣鳥羽町	大正十三年十一月	(拂込)	五〇〇,〇〇〇	鯉及鯖漁業
山田漁業株式會社	長崎市尾上町三	同 十一年十月	(拂込)	一,000,000	漁業
山田商事株式會社	同	同 十四年五月	(拂込)	三〇〇,〇〇〇	漁業
日本工船株式會社	東京市丸ノ内丸ビル内	昭和二年		五〇〇,〇〇〇	礦油、石油、船具販賣
昭和工船株式會社	東京市京橋區北橫町一八千代田信託ビル内	同		三〇〇,〇〇〇	蟹工船漁業
日本トロール株式會社	東京市丸ノ内丸ビル内	大正十年	(拂込)	三,000,000	トロール漁業
				一,500,000	

水産の工場

概説

本邦に於ける昭和元年末現在の當時職工五人以上を有する工場は五一、九〇六であるが、今其の工場總數を各事業別に觀察するときは紡織工業の一八、〇四一最も多數を占め、之に亞ぐは食品工業(水産品製造業)織詰製造業製氷業を包含す)の一〇、三三〇にして其他は一割に達するものなく、機械器具工業、製材及木製品工業、金屬工業、化學工業等の順序になるのである。更に之が細別を見るに紡織工業に在りては織物業の九、八一九首位を占め、食品工業に在りては醸造業の五、八八二を第一とし水産關係のものとしては水産品製造業八八八、織詰製造業二五四、製氷業二五三を挙げ得るのである。

昭和元年末現在で一、八七五、一九五人を算し、内男工八九三、八三四人女工九八一、三六一人即ち前者は職工總數の四割七分、後者は五割三分に當るのである。其の事業別に付て見るときは紡織工業の九九八、四四七人最も多く實に職工總數の四割三分八厘を占め、機械器具工業の二二六、〇五一人(一割二分四厘)、食品工業の一六七、一四四人(九分四厘)、化學工業の一、二四九人(五分八厘)等の順序である。

昭和元年に於ける前記工場の生産額は總計七、一五四、七九七、三五〇圓にして之を經濟界空前の好況時代たる大正八年に比するも尙四一七、一六四、六三三圓の増加を示して居る。今、事業別に列記すれば左の如し。

金屬工業	四七、〇天、四七四	四分
工賃加工料	三〇四、〇〇一、九六六	四分
修繕料	三三、九〇三、八三三	三分
其他の工業	三三〇、四七、三五五	三分
製材及木製品工業	一八五、三三、二六	二分
印刷製本業	一六、五、六四六	二分
瓦斯電氣業	一五、〇六、〇八八	二分
計	七、一五四、七九七、三五〇	

水産關係の工場は、其の範圍頗る廣汎なるも茲に記述せんとする所は、主として前掲食品工業中の水産品製造業、織詰製造業及製氷業に在るのである。今其の昭和元年末に於ける工場數を見るに、水産品製造業八八八、織詰製造業二五四、製氷業二五三を算す。以下其の内容に付き更に概記するであらう。

職工數別事業別工場數

事業別	總數	十五人以上	十五人以上未滿	十五人以上未滿	三十人以上未滿	三十人以上未滿	五十人以上未滿	五十人以上未滿	五百人以上未滿
織詰製造業	二五四	十人未滿	十五人未滿	十五人未滿	三十人未滿	三十人未滿	五十人未滿	五十人未滿	五百人以上未滿
製氷業	二五三	十人未滿	十五人未滿	十五人未滿	三十人未滿	三十人未滿	五十人未滿	五十人未滿	五百人以上未滿
食品工業	八八八	十人未滿	十五人未滿	十五人未滿	三十人未滿	三十人未滿	五十人未滿	五十人未滿	五百人以上未滿
機械器具工業	二二六	十人未滿	十五人未滿	十五人未滿	三十人未滿	三十人未滿	五十人未滿	五十人未滿	五百人以上未滿

(五) 職工五十人以上五百人未満使用工場

事業別	工場數		事務員		技術員		總數
	總數	男	女	總數	男	女	
罐詰製造業	1,236	1,090	146	146	2	2	1,286
水産品製造業	753	490	263	263	1	1	1,017
製氷業	7	7	0	0	0	0	7
其他	2	2	0	0	0	0	2
總計	1,998	1,589	410	410	2	2	2,001

(六) 職工五百人以上五百人未満使用工場

事業別	工場數		事務員		技術員		總數
	總數	男	女	總數	男	女	
罐詰製造業	3	3	0	0	0	0	3
水産品製造業	50	50	0	0	0	0	50
製氷業	0	0	0	0	0	0	0
其他	0	0	0	0	0	0	0
總計	53	53	0	0	0	0	53

府縣別事業別工場數及從業者數

地方	罐詰製造業				水産品製造業				製氷業			
	工場數	總數	事務員	技術員	工場數	總數	事務員	技術員	工場數	總數	事務員	技術員
北海道	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近畿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
其他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
總計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地方	工場數	總數	事務員	技術員	職工	其他
北海道	1	1	0	0	0	0
東北	0	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	0	0	0
中部	0	0	0	0	0	0
近畿	0	0	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	0	0
九州	0	0	0	0	0	0
其他	0	0	0	0	0	0
總計	1	1	0	0	0	0

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木

第六編 水産會社工場及金融 水産の工場

一四一

地方	工場		製氷業		製糖業		製粉業	
	数	馬力	数	馬力	数	馬力	数	馬力
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1

計官沖鹿宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥島和奈
木城島形田城手森 製氷業 製糖業 製粉業

事業別原動機數及實馬力數
水産關係工場の馬力數

事業別	工場		製氷業		製糖業		製粉業	
	数	馬力	数	馬力	数	馬力	数	馬力
計官	1	1	1	1	1	1	1	1
沖鹿	1	1	1	1	1	1	1	1
宮大	1	1	1	1	1	1	1	1
熊長	1	1	1	1	1	1	1	1
佐福	1	1	1	1	1	1	1	1
高愛	1	1	1	1	1	1	1	1
香德	1	1	1	1	1	1	1	1
山廣	1	1	1	1	1	1	1	1
岡島	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥島	1	1	1	1	1	1	1	1
和奈	1	1	1	1	1	1	1	1

第六編 水産會社工場及金融 水産の工場

一四〇

秋宮岩青北海 地方
田城手森道

第六編 水産會社工場及金融 水産の工場

15	36	2	總數	工場數
10	16	6	原內 動機 用使 數場	
1	1	1	關機數	蒸汽機關
5	1	1	馬力	
1	1	1	關機數	蒸汽タービン
1	1	1	馬力	
1	1	1	關機數	瓦斯機關
3	1	1	馬力	
5	1	1	關機數	石油機關
5	3	1	馬力	
1	1	1	關機數	タービン水車
1	1	1	馬力	
1	1	1	關機數	ベルトン水車
1	1	1	馬力	
1	1	1	關機數	日本形水車
1	1	1	馬力	
15	6	3	關機數	電動機
3	3	3	馬力	

官沖鹿宮大熊長佐福高愛香
計 營繩兒崎分本崎賀岡知媛川

水産品製造業

15	1	1	4	5	1	3	6	2
1	1	1	3	4	1	5	4	1
6	5	1	1	5	2	1	1	1
10	1	1	3	1	1	1	6	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
12	8	1	2	1	2	6	1	1
5	1	1	7	1	5	8	2	1

德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群
島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山湯川京葉玉馬

第六編 水産會社工場及金融 水産の工場

6	7	8	6	1	2	2	4	3	2	5	1	2	4	6	2	6	1	1
3	3	4	7	1	2	1	3	3	2	2	1	1	9	3	2	2	9	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	6	3	7	1	2	1	2	3	3	1	8	1	2	4	1	1	1	1
5	5	5	1	2	3	1	1	1	1	1	3	1	3	1	1	1	1	1

株式會社 池貝鐵工所	東京市芝區三田 四國町二番地 (創業明治二三年)	六,000,000	三,400,000	二	新潟縣柏崎町 (柏崎分工場)	三,二二	汽機及汽罐、石油 發動機、鐵道車輛 及水力鐵管、鐵槽
株式會社 松原鐵工所	大阪市浪速區櫻 川町一丁目 (創業明治十五年)	100,000	100,000	一	新潟縣入船町 (新工場)	四、八六	汽船、帆船新造及 修理、空氣槌浸漈 機、汽及空氣槌浸漈 機、掘鑿機
株式會社 發動機製造 株式會社	大阪市西淀川區 大仁町	2,000,000	1,350,000	一	新潟縣長岡市 (長岡分工場)	二,四〇	高級工作機械、工 具
株式會社 大阪機械製作所	大阪市此花區大 開町二ノ七二	150,000	150,000	三	事務所に同じ (工作機械部)	二,〇〇	內燃機關、高級印 刷機械
株式會社 阪神鐵工所	神戸市一番町三 ノ六	500,000	500,000	二	東京市芝區本芝町一 五 (發動機部)	二,〇〇	船用發動機、及チ エンプロック各 種
株式會社 大正造船鐵工所	神戸市東出町三 ノ二〇八	150,000	70,000	一	事務所に同じ	一,〇五	船用吸入瓦斯機 關、超チーゼル自 點火重油發動機、 空氣制動機其他
株式會社 山陽工作所	神戸市兵庫四番 町六ノ八	150,000	150,000	一	事務所に同じ (鑄造工場)	空〇	陸船用重油發動機 高級工作機械、水 壓機械
株式會社 三菱内燃機 株式會社	東京市麴町區八 重洲町一ノ一	5,000,000	5,000,000	三	事務所に同じ	四〇〇	重油發動機 (二十馬力以上三百 四十馬力迄製作)

株式會社 日本發動機 株式會社	神戸市東尻池町 七ノ一	大正八年九月	1,000,000	四四〇,〇〇〇	五	事務所に同じ	1,三〇六	主として、飛行機 及飛行機甲發動機 の製作
株式會社 きしる發動機 株式會社	明石市林崎村	大正十五年四月 (但しきしる發動 機製作所は明治四 十五年)	1,000,000	二五〇,〇〇〇	二	事務所に同じ	1,〇〇〇	主として、自動車 の製作及修理
木下鐵工所	明石市錦江町一 一九七ノ一	明治三十五年五月	500,000	500,000	二	第二工場	1,100	ディーゼルエンジ ン無水式重油發動 機
東海遠洋漁業株 式會社鐵工部	静岡縣燒津町燒 津七八四	大正三年一月	500,000	500,000	一	事務所に同じ	三三〇	船舶用石油發動機 各種

水産金融

概説

我が國に於ける現在の制度上、水産金融の機關としては、日本勸業銀行北海道殖産銀行、農工銀行の三者である。其の水産金融上に於ける實際上の勢力如何に關せず、正系の水産金融機關たることだけは争ふべからざる所である。然るに一方に於て、在

來の個人的融資方法も、沿海各地に普ねく行はれ、其の弊害の如何にかゝはらず、依然、水産金融を左右するの概があるのである。從て、水産金融事情を詳かにせんと欲せばこれらの個人的融資方法に就ても、深く検討する所なかるべからざるも、信憑するに足るべき、調査資料なきを以て以下専ら特殊銀行に於ける水産投資を中心として、一般水産金融を窺ふに止めたいと思ふ。

(一) 特殊銀行

特殊銀行の水産金融業務は、(一)漁業財團其他の不動産又は漁業權を抵當とする定期償還の貸付、(二)漁業組合及同聯合會に對する抵當を徵せずして定期償還又は年賦償還の貸付、(三)水産物を擔保とする手形割引及短期貸付、(四)漁業組合又は聯合會に對する手形割引又は當座貸越の四種とする事が出来るけれども、勸業銀行に在りて

は不動産漁業財團其他の抵當貸付及漁業組合無抵當貸付の二者に限られ、漁業権を抵當とする貸付の如きは數ふるに足らない。拓殖銀行に在りては漁業権抵當貸付も相當の額に上り水産物擔保の手形割引も亦相當行はれて居る。農工銀行に至りては其の計數不明なるが、蓋し其の額僅少であらう。

三種の銀行を通じて漁業組合に對する無抵當貸付の最も多額を占むるは政府の預金部資金を、地方産業資金と稱して無抵當融通を行はしたからのこと、特殊銀行の貸出額中からこれを控除したならば水産金融機關の地位は益々低下せざるを得ないのは遺憾とする所である。

(二) 普通銀行

普通銀行の直接漁業資金貸出は、其の額を詳かにしない。けれどもさまで多額ではあるまい。尤も、魚市場水産會社其他を介在して間接に融通しつゝあるものは相當の額に上るであらう。唯多數の普通銀行中聊か特異なるものは静岡縣下の焼津水産銀行であらう。同行は明治銀行を大株主とし、専ら、焼津地方に於ける鰹節製造業者に對し資金を供給する目的で設立されたものであるが、鰹節を見返品とする短期貸付で比

較的巧妙に行はれて居る。同縣下伊東町でも同様な方法が普通銀行の手で行はれて居るといふことである。此の他各地方々々種々な方法で、普通銀行が水産金融業務を行ひつゝあるのであるが、之を詳記するだけの調査がない。

(三) 漁業組合

漁業組合で資金の貸付をやつて居るものは、従來例之、山口縣の阿川浦、愛知縣の下之一色、千葉縣の和田、大堀、和歌山縣の雜賀崎等の如きものがあつたとしても、大體に於て決して有力なものではなないけれども、近來、漸次増加の傾向があることは看過してはならないのである。

(四) 産業組合(信用組合)

信用組合としても例之山口縣の彦島、福島縣の江名濱、岡山縣の八濱等の如く多少あるにはあつたが其の組合數は極めて少ないから、水産金融上の地位はたいしたものではない。

(五) 個人的融資

一概に個人的融資と謂ふも、其の方法種々ありて、問屋仲買の前貸、無盡頼母子の

講金融通、大漁業者の仕込關係等頗る複雑なものがある。これらの組織又は方法が、果してどれだけの融資を行ひつゝあるかは、從來殆んど知るに足るべき資料を有しないことを遺憾とするけれども、水産金融の實勢に侮り難い勢力を有すると同時に、其の改善の上に最も困難を感ずるのも、實はこの方面に在ることだけは、争ふべからざる事實である。

特殊銀行

茲に、特殊銀行といふのは日本勸業銀行北海道拓殖銀行及農工銀行の三者を總稱したものであるが、日本勸業銀行法、北海道拓殖銀行法又は農工銀行法に依り設立せられたるものである。元來は、不動産抵當貸付を主眼とする農工又は拓殖に關する金融機關たるに在るけれども、一面、水産銀行設立の要望盛んなるに鑑み、明治四十三年漁業法の改正に伴ひ、前記三銀行法の改正を行ひ(一)漁業権を抵當とする貸付(二)漁業組合に對する無抵當貸付を行はしめ、此等特殊銀行をして水産金融機關たる實を得せしめんとしたものである。爾後、數次關係法律を改正し、漸次、水産金融業務の範圍の擴張を試みたるも、漁業組合に對する

貸付の如きは、政府の低利資金運用に依り僅かに面目を保つも、漁業権等抵當貸付に至りては、拓殖銀行に多少見るべきものあるの外、概して不振の状況に在ることは否定し難い事實である。

も意外とする所で、其の原因は水産業の性質現行諸制度の不備等有力なる原因ではあらうけれども、銀行側に於ける水産業に關する理解の缺如し居ることに因るであらう。

員とし、水産金融に關し、一步を進めんとしたけれども今日迄の經過に徴すれば、未だ改善の實を見ないことは、一勸銀當局の罪と見るべきでなく、寧ろ斯業金融の實際に幾多の困難を包藏するに因ると見るに至當とするも、銀行當局從來の態度も亦決して熱心なりと評し難い。

特殊銀行に於ける水産資金供給状況(本會調査)

水産に關する特殊銀行は日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行にして、是等の特殊銀行が水産業に投資せる状況は左の如し。

日本勸業銀行	一、四〇四、六三三、五七三円(昭和元年十二月末現在)
北海道拓殖銀行	四三三、二二六、八四四(大正十五年)
農工銀行	二九、一〇七、二二天(大正十三年)
合計	一、〇六六、九六三、六四四

▲日本勸業銀行 (本店・東京麹町區内山下町)

(一)沿革及現況
本行は、日本勸業銀行法に依り明治三十八年資本金壹千萬圓を以て創立せられ、其後、農工銀行の合併に伴ひ漸次増資せられ

現在は公稱資本九千四百萬圓、拂込資本六千九百八拾七萬六千六拾參圓なり。

(一)水産金融の範圍
本行が、水産金融に進出するに至りたるは、明治四十四年以降のことには屬するが、其の業務範圍は數次擴張せられ、現在に於ては左の如し。

- 第一、抵當貸付
不動産、漁業権、養魚池、漁業財團、工場財團等に對する定期償還の貸付
- 第二、無抵當貸付
(イ)漁業組合及其の聯合會に對する年賦償還及定期償還の貸付
(ロ)漁業者十人以上の連帶貸付(農工銀行の設置なき地方に限る)
- 第三、割引貸付
(イ)水産物を擔保とする手形の割引及短期貸出
(ロ)漁業組合又は其の聯合會に對する手形割引及當座貸越

(三)現在の水産資金貸付状況(昭和元年)

四〇〇萬

一、〇六六、九六三、六四四

鹽田抵當貸付	三	三、四、三六
工場財團の抵當貸付	一	三、二、三
漁業権抵當貸付	一	一、〇〇〇
漁業貸團抵當貸付	四	一、〇〇〇、〇〇〇
漁業組合貸付	二	四、元、二六
十人以上連帶貸付	三	七、五〇〇
割引手形及短期貸付	三	三、七、七
水産會貸付	一	五、六〇〇
合計	三三	二、四、七、六九
累計水産資金貸付現在高	一、四、四	六、三、三、五二 (年末現在)

▲農工銀行

(一)沿革及現況

府縣農工銀行は、農工銀行法に依り、北海道又は府縣を一區域として設立せらるゝもので、大正十年法律第八十號を以て日本勸業銀行との合併に關する途の開かるゝや續々合併せられたる爲現在は二十五行存続するに過ぎなき。

(二)水産金融の範圍

農工銀行の水産金融の範圍は、日本勸業銀行と略々相同じきを以て別に説明せず。

(三)現在の水産資金貸付状況(大正十三年末)

不動産抵當貸付	三五件	四九、四三〇
漁業権抵當貸付	一〇	一、六、四三
漁業組合貸付	五	三、九、三三
十人以上連帶貸付	二	一、一、〇〇〇
手形割引	一	一

合計

三九 一、〇三、一七〇

▲北海道拓殖銀行

(本店・北海道札幌市大迫)

(一)沿革及現況

本行は、北海道拓殖銀行法に依り、明治三十二年十二月資本金三百萬圓を以て創立せられ、同四十一年樺太を營業區域に編入すると同時に増資を行ひ現在にては、公稱資本貳千萬圓、拂込資本千貳百萬圓なり。

(二)水産金融の範圍

第一、抵當貸付

不動産、漁業権は漁業財團等を抵當とする定期償還の貸付

第二、無抵當の貸付

(イ)漁業組合及其の聯合會に對する年賦償還及定期償還の貸付

(ロ)漁業者十人以上の連帶貸付

第三、割引貸付

爲替、荷爲替及北海道、樺太に於ける産物を擔保とする貸付

(三)現在の水産資金貸付現況(昭和元年)

(1)有抵當貸付	漁業組合貸付	一件	一
	漁業財團抵當貸付	一	一
	漁業権の抵當貸付	一七	三、八、八五〇
(2)無抵當貸付	漁業組合貸付	三	三、一、八五〇
	十人以上連帶貸付	三	四、一〇〇
	手形割引及短期貸付	三三	一、七、四、一〇五 (年末現在)
合計		四三	二、六、八、八四

第七編 漁業總記

第七編 漁業總記

海況及漁場

沿岸線及海柵面積

本邦全版圖の面積は、四萬四千三百三十五方に上り、その内地の面積二萬四千七百九十四方里で、他は植民地である。海岸線の延長は頗る長く、本土五千二百四里、屬島千八百二十五里、合計七千四十七里に上り陸地の面積に比較して頗る長く、従つて海岸屈曲多く良好なる海灣に乏しくないものである。

海柵とは、地質學上大陸棚と稱せらるる部分を目指すもので、即ち海底に於ける深度の急激に變化せんとする境界より、陸地に至る迄の部分を含むべき場所を云ふのである。此の部分は大陸より云へば水深約百尋附近迄を含むもので、大觀的に云へば略ぼ百尋線と一致すと云ひ得るもので、一般に漁業の最も盛んに行はるる區域である。

従つて此の海柵面積の廣狹は一國の水産

業の盛衰に極めて重要な關係を有するものである。而して本邦沿岸に於ける海柵は比較的廣大なる面積を有し、本邦水産業が極めて隆盛の域に達し居れるも亦故なきに非るを知る事が出来るのである。

今本邦に於ける海柵面積を表示すれば次の如し。

名稱	面積(平方哩)
日本沿海	六、七〇〇
ペーリング海	三〇〇,〇〇〇
オコック海	三〇四,〇〇〇
支那東海	三三、九七〇
渤海	一一、〇三三
臺灣沿海	三、八〇三
臺灣海峡	二、三七七
朝鮮沿海	二、七〇〇
對馬海峡	六、一三〇
樺太、本邦沿海領土	一五、五〇〇
計	二四、二六三
備考	九四、四八三

本表中臺灣沿海は西岸のみの面積、朝鮮沿海は東岸のみの面積である。

重要漁場及其推移

本邦沿海に於ける漁場は、大體之れを三

部分に分つ事を得べく、即ち北海道、太平洋及日本海に於けるものが之れである。

此の内北海道に於て最も重要なものは、鯨、鮭、鱒、昆布、柔魚、鮑等で鯨漁業の如き、其の漁場殆んど全道に亘り、就中、岩内以北高島に至る積丹半島附近が最も盛んであるが、現今にては岩内以南は、漁獲年々減少の傾向があるので、同道水産試験場では毎年鯨卵の人工孵化をなし、之を放流して増殖に力を注ぎつゝあり、又全道に於ては昔時漁獲殆んどなかりし、洄游性魚類の漁業漸く盛んにして、鮪、秋刀魚を擧げるに至つた。

次に太平洋方面に於ける漁業は沿岸に於ては、鯨、鱒、鮭、鯛、鯉、鰈等が重なるもので、洄游性の魚類としては鯨、鮪、鮭、秋刀魚等が重要なものである。鯨、鮪、鮭、鯛は本方面殆んど全部に亘り漁獲せらるるも、比較的南部に於て多く漁獲せられ、鯉、鰈類は比較的北部に多し。洄游性類に付ては、鯨、鮪等は殆んど全部に亘り廣く漁獲せらるるも、鮭は神奈川縣以南を重なる漁場とするのである。一般に漁場は沿岸漁業に於ては、漸次、沖合に遷移する趨勢にあるものゝ如く、殊に、鯨漁業に於て此の傾向著るしきものがある。

近年、機船底曳網漁業の發展につれ比較

